

第5回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月6日)	
○議事日程	3
○議事日程(第1号の追加1)	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	12
○認定第2号及び報告第18号の上程、説明、質疑、委員会付託	20
○議案第73号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	28
○日程の追加	30
○決議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○会議時間の延長	33
○議案第74号及び議案第75号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	38
○議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	45

○議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○請願・陳情について	4 9
○散会の宣告	4 9

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 1
○開議の宣告	5 3
○一般質問	5 3
今 泉 文 克 君	5 3
吉 田 孝 司 君	7 2
小 林 政 次 君	1 0 2
橋 本 喜 一 君	1 1 8
木 原 秀 男 君	1 2 8
大河原 正 雄 君	1 3 9
古 川 文 雄 君	1 4 7
○会議時間の延長	1 5 2
○休会について	1 5 6
○散会の宣告	1 5 6

第 3 号 (9月16日)

○議事日程	1 5 7
○本日の会議に付した事件	1 5 7
○出席議員	1 5 7
○欠席議員	1 5 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
○事務局職員出席者	1 5 8
○開議の宣告	1 5 9
○決算審査特別委員長報告（認定第 2 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 9

○議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第 8 8 号～議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、 採決	1 7 7
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 7 8
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 7 8
○日程の追加	1 7 9
○意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 9
○閉議の宣告	1 8 1
○町長挨拶	1 8 1
○閉会の宣告	1 8 1
○署名議員	1 8 3

鏡石町告示第55号

第5回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年9月1日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成28年9月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成28年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第18号 平成27年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第74号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第76号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第79号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第80号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第15 議案第81号 平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 請願・陳情について

議事日程(第1号の追加1)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第18号 平成27年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第 7 議案第 7 3 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 決議案第 3 号 鏡石町議会議長の不信任について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 7 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 7 6 号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7 7 号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 8 号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 7 9 号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 8 0 号 町道路線の認定、廃止及び変更について
- 日程第 16 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 17 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1 番	小林 政次 君	2 番	吉 田 孝 司 君
3 番	橋 本 喜 一 君	4 番	古 川 文 雄 君
5 番	菊 地 洋 君	6 番	長 田 守 弘 君
7 番	畑 幸 一 君	8 番	井土川 好 高 君
9 番	大河原 正 雄 君	10 番	今 泉 文 克 君
11 番	木 原 秀 男 君	12 番	渡 辺 定 己 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	小 貫 忠 男 君
教 育 長	高 原 孝 一 郎 君	総 務 課 長	柳 沼 英 夫 君
参 事 兼 税 務 町 民 課 長	木 賊 正 男 君	福 祉 こ ど も 課 長	小 貫 秀 明 君
健康環境課長	長谷川 静 男 君	産 業 課 長	小 貫 正 信 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまから第5回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第5回鏡石町議会定例会会期予定表。

平成28年9月6日火曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第5回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日ここに第5回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

ことしの夏は梅雨らしい雨もなく、連日暑い天候が続きました。農作物には厳しい夏となり、農家の方々にはご苦労があったかと思えます。特に羽鳥用水については、雪が少なかったことに加えまして、空梅雨の影響で貯水量が乏しく間断用水となり、生育が心配されました。これからの収穫の時期を迎え、影響が少ないことを願うものであります。

今定例会につきましては、決算認定のほか、監査委員、教育委員の再任案件、条例の一部改正、各会計補正予算を合わせまして20件の提案を予定しております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、認定、同意、議決を賜りますようお願いを申し

上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果をご報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成28年5月分、平成28年6月分、平成28年7月分。以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成28年5月分につきましては、平成28年6月24日金曜日午前10時から正午まで。平成28年6月分につきましては、平成28年7月25日月曜日午前9時54分から午前11時55分まで。平成28年7月分につきましては、平成28年8月25日木曜日午前9時52分から正午まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成28年5月分、平成28年6月分、平成28年7月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上のとおり報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告。

平成28年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会の日程。

議事日程第1号、平成28年7月4日月曜日、午後1時30分開議。

第1、議席の指定。

第2、会期の決定、本日1日限りであります。

第3、会議録署名議員の指名、13番、古殿町選出の藁谷議員と、14番、私の2名であります。

第4、議案第7号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることにつ

いて。

第5、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて。

第6、議案第9号 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約締結について。

第7、議案第10号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約締結について。

第8、報告第1号 平成27年度須賀川地方広域消防組一般会計予算繰越明許費の繰越しについてであります。議案4件、報告1件、これ全て可決承認をされております。

なお、詳しくは、配付しております冊子にお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

平成28年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。

平成28年7月5日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、本日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第4、議案第8号 平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）。

以上、原案のとおり可決、承認をされました。詳細につきましては、1ページ以降の資料のほうご参考にしていただきたいと思います。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 平成28年9月6日、鏡石町議会議員、渡辺定己様。

鏡石町議会議員、菊地洋。

行政視察調査報告書。

平成28年7月11日月曜日から13日水曜日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査す

ることにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること並びに議員の識見を高めることを目的として実施した。

2、調査した自治体、（1）北海道豊浦町、（2）北海道当別町、（3）北海道新篠津村、（4）北海道由仁町。

3、調査項目、（1）産業の振興について（新規就農支援、薬草の里づくり、クリーン農業）、（2）地域ブランド推進事業（イメージアップ戦略、大学連携ブランド、ふるさと納税）、（3）観光振興事業について（道の駅地域特産物販売、庭園観光施設）、（4）優良住宅団地開発について（宅地分譲販売）。

4、参加者、議員12名、議会事務局長、計13名。

5、調査の内容、豊浦町、町の概要、面積……

〔「文章省略」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） はい。省略の声が出ましたので、まとめに入らせていただきます。

14ページのほう、ごらんをいただきたいと思います。

まとめ。

ホタテ、豚、豊浦イチゴで有名な豊浦町では、新規就農者に手厚い支援制度を設けており、財源には地方創生交付金も利用する等工夫が見えた。支援制度内容は道内トップ10に入る手厚いものとなっており、民間の株式会社との提携、そして担当職員の感性、努力のたまものであると感じた。薬草の里づくりでは、トリカブトの栽培地も視察したが、5ヘクタールの畑はさすが北海道と思える広大な敷地であった。14トンの生産量で、栃木県にある製薬会社と取引しているとのことであった。町の基幹産業である農業の振興と特産品による地域づくりを地方創生事業として取り組み、着実に成果を得ていく行政手腕を認識した。

当別町での調査事項は地域ブランド推進等であった。まず初めに、感心したのが役場の職員の挨拶であった。我々議員が庁舎の玄関を入り研修会場に着くまでの間、職員の一人一人が起立して、いらっしゃいませと挨拶する。爽やかな北の大地の印象をひときわ際立てる対応であった。地域ブランド推進では、キャラクター制定過程そのものをイメージアップ戦略として対外的にPRし、大学との連携、そして町づくりに取り組む手段として活用されていた。多くの事業が連携していると感じたふるさと納税については、5億円を超える寄附納税を生み出し、財源確保に一役を買っている。ちなみに、100万円以上の実績もあり、記念品にオーダーメイドの高級家具が人気だという。道の駅建設では、全国各地の人気道の駅の要素を多く取り入れており、まさにいいとこ取りの計画で、大都市札幌からの利用者でにぎわう情景が浮かんで見えるものであった。

新篠津村では、おいしい米づくりに取り組んでおり、特Aランクになることが多くなったそうである。農業振興センターについては幾つかの事業を行っているが、クリーン農業を目

指した土壌分析が基盤になっている。分析開始からことしで20年になるが、稲が倒れることがほとんどなくなったということである。さらに、土壌改良も進み、JAの肥料の売上げが減少傾向にあるという。9月からサンプルの受け入れを開始し、翌年3月までに農家へ回答しなければならないが、1日30本処理をして合計約1,500本を分析するという。土とともに生きるという言葉聞くが、こうした取り組み一つ一つが日本の農業技術推進の向上につながり、安心、安全な食の確保につながっていくことを感じた。

由仁町では、優良田園宅地分譲は坪単価の違いがあるが、広大な大地を有効に使ったうらやましい区画面積を有した事業であった。実際、居住者の話を聞くと、札幌在住時代は定期的に医者通いをしていたが、ここに来てからは病院要らず、医者要らずになった。週に二、三度は町内のゴルフ場で楽しんでいるよとのこと。農地流動化、そして休遊地問題の対応策として、事業構想の一つとして参考となった。移住者、定住者支援もあわせて若者が魅力を感じる制度もあり、我が町でも必要な施策であると感じた。由仁ガーデンは民間の観光施設であるが整備が行き届いており、来訪者を別世界へと誘うすばらしい施設であった。

以上、農業振興、地域ブランド推進、ふるさと納税、地域特産物販売、優良住宅団地開発等の研修を行ったが、研修地それぞれ創意工夫を凝らした事業と真摯な取り組みは、震災から5年が経過し本格復興を目指す鏡石町の町づくりについて大いに参考となった。今回研修内容を今後の議員活動に生かしていきたい。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成28年9月6日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会運営委員会委員長、古川文雄。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成28年6月29日（水曜）から30日（木曜）まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、類似自治体（人口や面積規模）議会及び先進議会の活動実態を視察調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体（議会）、山形県西川町議会、山形県庄内町議会。

3、調査項目、議会活性化、（1）議会による行政評価、議案書事前公開、広報紙文書アドバイザーの設置について。（2）議会の議決すべき事件以外の契約の透明性を高めるため

の条例、議員政治倫理条例、議員の執行部附属機関からの引き揚げ、委員会等の機能強化について。

4、参加者、議会運営委員会6人、議長、事務局長、計8人。

5、調査内容及び結果。

山形県……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） はい。朗読省略の声がありましたので、まとめます。

山形県内での先進的な2つの議会において調査研修したが、いずれも議員みずから考え、みずから実践している熱意と行動力、そして議会みずからの情報発信力について参考となった。

まず、西川町議会では、広報紙の文書アドバイザーや読書モニター、そして公聴活動としての議会と町民の対話の集い等は、開かれた議会、信頼される議会を目指す上で有効な手段であり、広報紙の充実がもたらす情報発信力の強化も大変有意義なものであると感じた。

次いで、庄内町議会については、委員会の強化、定例会の検証、そして多数の受賞歴を誇る議会広報等、積極的かつ熱心な議会、議員活動が展開されていた。議会活性化の基本は議員の資質向上であると位置づけ、執行とも緊張感のある距離感で建設的な質疑応答を行うことを心がけているということであった。

今回の事務調査では、議会活性化に向けた取り組みを主体的に調査研修したが、いずれも多くの実績を誇る議会、議員活動が展開されており、議員各位の意識の高さを実感した。今回の調査研修内容を今後の議会活動の参考とすべく、引き続き研究していくこととしたい。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第5回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

連日、熱戦が繰り広げられたリオオリンピックが閉幕しました。地球の裏側、リオでの日本選手団の熱い戦いの結果、過去最高だった前回ロンドン大会の38個を上回る41個、金12

個、銀8個、銅21個のメダルを獲得し、私たちに熱い感動とドラマを与えてくれました。選手の皆さんは、4年間のたゆまぬ鍛錬と努力の結晶を最大限にぶつけ、メダルを勝ち取り、あるいは敗れはしましたが、その努力や重圧は私たちの想像をはるかに超えるものであり、選手の皆さんに温かいねぎらいと敬意を表するものであります。

今回のリオ大会は、現地の治安や競技運営、ロシアのドーピング疑惑など多くの問題もありました。次回の東京大会においては、世界に恥ずかしくない知恵と工夫に満ちた、将来オリンピックのスタンダードとなるようなすばらしい大会となることを願うものであります。

先月3日、第3次安倍再改造内閣が発足しました。

安倍首相は、新たな内閣を未来チャレンジ内閣と位置づけるとともに、選挙で約束した政策を一層のスピード感をもって実現していくと述べ、自民党が衆参両院で単独過半数を足場に、官邸主導でアベノミクスや憲法改正の議論などを進める考えを示しました。首相は最優先課題は経済とし、デフレからの脱出速度を最大限まで引き上げると語り、再びデフレの気配が漂う経済の立て直しを期待したいと思います。

今回の内閣改造では、県内の復興や東京電力第一原子力発電所事故の対応に密接にかかわる、復興、環境、経済産業大臣も変わったことから、早速、内堀知事との会談が行われ、被災者の立場に立った復興、再生に全力で取り組むことが確認されました。

アメリカ大リーグ、マーリンズのイチロー選手が大リーグ通算3,000本安打を達成しました。イチロー選手はせんだって日米通算最多安打4,257安打を達成していますが、この3,000本安打は紛れもなくメジャーリーグ最高選手のあかしであり、大リーグ140年の歴史の中で達成した選手は30人しかおりません。この記録は在籍16年目で達成したわけですが、単純に毎年200本の安打を15年続けないと達成できない数字であり、長い間常にコンディションを維持し、厳しいレギュラー争いを勝ち抜かなければ達成できない、単なる記録以上の意味があるのではないのでしょうか。

第98回全国高等学校野球選手権大会が栃木県作新学院の優勝で幕を閉じました。連日の暑さの中、熱い戦いを繰り広げられ、本県代表の聖光学院は準優勝となった北海高校に準々決勝で敗れ、福島勢45年ぶりのベスト8を逃がしましたが、選手たちの最後まで諦めないプレーは私たちに熱い感動を与えてくれました。

町における6月定例議会以降の主な出来事では、第13回鏡石あやめ祭りが6月18、19日の2日間、鳥見山公園で開催され、町内外から多くの来場者でにぎわいを見ることができました。さらに、25日、26日には、自由広場において熱気球のあやめフライト事業も開催され、町内を初め、近隣市町村から多くの親子が体験教室に参加しました。

5年目となりました田んぼアート事業については、田植え以降、6月14日に一般観覧を開始し、8月末現在で来場者は1万6,000人を超したところであります。町内はもちろん、近

隣市町村や県内、さらには県外からの観覧者も多く、大変盛況となっております。来場者へのおもてなしと特産品のPRや販売に取り組んでいる田んぼカフェでは、今年度から商工会によるキッチンカー、牧場のあーさー号による活動も始まり、町の活性化につながる事業として推進してまいりたいと考えております。

また、このたび地方創生加速化交付金事業の第2次募集分として、窓から眺める絵本事業が採択されたことから、稲刈り後も引き続き観覧者を誘致できる企画として、LEDアート事業など展開するための補正予算を計上いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

7月22日に静岡県御殿場市で開催された第50回全日本高等学校馬術競技大会において、県立岩瀬農業高等学校の馬術競技部が25年ぶり2度目の全国制覇をなし遂げました。決勝戦となった奈良県立山辺高等学校戦では、減点ゼロの走行を続ける大接戦となりましたが、見事プレッシャーをはねのけ、僅差で優勝した地元高校の快挙に心からおめでとうとお祝いの言葉を贈りました。

今年は冬期間の降雪量が少ない上、梅雨時の降水量も少なかったことから、羽鳥用水も6月中旬から取水調整を行うなど、8月19日で取水が終了となりました。米の品質や収量など生育状況が心配されるところではありますが、収穫期まで適度な生育環境が続き、実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

また、野菜、果樹などの農産物についても、不順な天候により生育が心配されました。出荷量や品質に影響はあるものの、生産者の皆さんの努力により生産、出荷されておりますので、価格面で補われることを期待したいと思います。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策事業における一般住宅等の除染事業については、繰越事業で実施しておりました鏡沼・高久田工区326戸が完了し、残りの不時沼・本町・3区東工区604戸、中央・中町・笠石工区654戸については、今月末完了の見込みとなっております。また、今年度計画のJR東北線から東側地区、笠石区東・旭町区・豊郷区・成田区786戸につきましても、一般住宅及び道路側溝除染を全て7月中に発注したところであり、除染事業の今年度完了に向け進めているところです。

農作物や自家消費野菜、学校給食食材等の放射能簡易測定については、これまで継続して検査を行っておりますが、現在まで基準値を超えるものは検出されておられません。今後も引き続き、町民の安心・安全な食生活の確保のため測定事業を進めてまいります。

また、移動式ホールボディーカウンター車両による放射線内部被曝検査については、保育所、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象として、5月17日から7月7日まで1,707名が検査を受けましたが、全員異常は認められませんでした。

被災者支援として気軽な運動を通して健康づくりが図れるよう、8月6日、鳥見山公園自由広場でラジオ体操のつどいを開催しました。幼児から高齢者まで幅広い年齢層から約350名が参加し、早朝の心地よい空気の中でラジオ体操を行いました。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野における状況であります。1つ目の「町民とカを合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行財政の改革として取り組んでいる町税等収納率向上対策事業につきましては、今年度から本格的にコンビニ収納業務の運用を開始しました。4月の軽自動車税から5月の固定資産税、6月の町県民税、7月の国民健康保険税までの各税目での利用実績は、利用件数で4,211件、税額で約5,000万円がコンビニから納入されました。当初見込みを超える利用があり、改めて納税環境の拡大による効果が広がっているものと感じたところでもあります。さらに国民健康保険税については、今年度から原則口座振替による納入に切りかえ、新たに口座振替の申し込みを受け付けております。より確実な収納手段により、少しでも収納率の向上につながるよう期待しております。

次に、今年1月から運用が開始されたマイナンバーにつきましては、これまで1,024名の方がマイナンバーカードの交付申請を済ませておりますが、町全体の申請率は7.95%と1割に満たない状況であり、このうち669名の方にお届けすることができました。マイナンバーカードは本人確認の際に役立つばかりでなく、今後多くの場面で利活用される計画となっておりますので、早い機会に申請されるようPRに努めてまいりたいと思います。

新規事業として取り組んでおります住民税の特別徴収一斉指定事業につきましては、今年度福島県下一斉に実施したものであります。現在までのところ特にトラブルもなく、順調に推移しているところではありますが、年度中途の就職、退職による特別徴収と普通徴収の切りかえ業務が増加しておりますので、事務に遺漏のないよう取り組んでまいります。この一斉指定により、毎月納税者の給料から天引きされることになり、特別徴収による住民税が前年度に比べ約20%増加したことから、収納率がさらに向上するものと期待しております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業につきましては、語学指導助手として1年間活躍していただいたギル・ステファニー先生が任期満了で8月に帰国いたしました。後任としてカナダからジュリアン・ジェファーソン先生が着任し、今後中学校を主に保育所、幼稚園において、語学指導助手として勤めることになりました。

中学3年生を対象とした土曜学習会については、8月18日から42名により開講し、元中学校教師を講師に迎え、数学、英語の基礎的な学力の向上を目指して、来年2月25日まで20回の学習会を開催します。

鏡石中学校校舎大規模改修事業第2期工事につきましては、平成29年1月の竣工に向け順調に工事が進められております。

今年度の文化講演会は、10月11日にテレビ番組「行列のできる法律相談所」でおなじみの弁護士、菊地幸夫氏を招き、「菊地流 魅力的人生のススメ」と題して開催することになりましたので、多くの町民の皆さんが参加できるようPRに努めてまいります。

11月6日に開催する第11回鏡石駅伝・ロードレース大会は、9月1日からエントリーを始めたところであり、町内外から多くの参加者をお迎えし、気軽に参加できる大会となるよう努めてまいります。

次に、町民の健康づくり支援における集団検診については、8月29日から今月11日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施しておりますが、医療機関での個別検診についても9月1日から来年1月31日まで実施することとし、より多くの皆さんが受診しやすい環境づくりに努めているところです。

また、地域医療に関心を持つ医学生を対象とした地域医療体験研修事業が、8月3日から5日にかけて公立岩瀬病院構成市町村で実施され、福島県立医科大学生など5名が参加しました。鏡石においては、町食生活改善推進員との健康食づくりの実習や交流を通し、食の重要性や健康との関連性、ボランティアとしての町健康づくり事業への取り組みなどについて理解を深めていただいたところでもあります。

高齢者の栄養改善を目的としたハッピーイートプログラム事業につきましては、栄養に関するチェック表により栄養改善サービスの階層化を図り、階層に応じた食生活改善指導を行っております。4月から7月末までの訪問実績は42名で、事業開始から延べ人数は113名を数えております。今後も健康寿命を延ばすため、訪問活動を通して食生活の見直し、栄養改善の支援を図ってまいります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅福祉事業や生きがいがづくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険制度においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう、現在、地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組んでいるところであります。

今月17日には鳥見山体育館において、75歳以上1,623名の方々をお招きして恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いすることとしております。

平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、対象者1人当たり3,000円を給付する暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金支給事業、並びに所得の少ない高齢者などを対象として1人当たり3万円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業については、それぞれ9月26日から申請受け付けを行うこととして準備を進めております。

障害者福祉の充実については、第4期障がい福祉計画に基づき、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として8月末現在、6,593万円を給付いたしました。

児童福祉の充実については、子ども・子育て支援の新制度のもと、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援策を推進に努めております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」における、魅力ある町づくり事業につきましては、イメージキャラクター活用事業として、キャラクター着ぐるみの追加作製と着ぐるみのオランダ衣装の製作など、公式キャラクター牧場のあーさーを活用した企画を展開しております。鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催による、鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りは、10月1日土曜日の開催が決定し、商工会や関係団体と準備を進めているところであり、イベントには多くの皆さんにご来場いただきたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましては、鏡石駅東第1土地区画整理事業については、第1工区内の道路築造工事を計画に沿って推進中であり、昨年分譲した保留地の残り1区画と新たに2区画の保留地分譲を開始いたしました。なお、宅地の一部造成等に伴う道路築造工事費について、今定例会に増額補正を計上しておりますので、ご審議いただきたくお願いいたします。

社会資本整備総合交付金事業については、今年度計画された町道499号線の舗装工事は完了し、笠石476号線歩道新設に係る用地測量業務を発注いたしました。また、道路ストック総点検事業については、北町・堀米線の舗装補修工事を発注したところです。

次に、水資源の確保と供給事業についてであります。平成22年度から進めている第5次上水道拡張事業については、施設拡張や配水管布設に係る測量設計業務を発注し、本年度拡張計画に合わせ事業推進を行っているところであり、6月議会において議決をいただいた水道料金改定については、10月1日から新料金改定に向けて準備を進めております。また、繰越事業としておりました新浄水場整地工事につきましては、表土の剥ぎ取りも終了し、竣工に向け鋭意工事を進めております。

公共下水道整備事業については、繰り越ししました鏡石駅東第1土地区画整理事業地内の管渠築造工事については、関係機関と協議を行いながら事業の進捗に合わせ事業を進めております。

次に、平成27年度決算の概要について申し上げます。

平成27年度の国の経済動向はアベノミクスの取り組みのもと、経済再生、デフレ脱却に向けた進捗が見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、海外要因などの

リスクが高まり、GDP成長率については緩やかな伸びにとどまりました。

こうした状況の中、地方財政計画では厳しい財政の現状を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせて歳出抑制を図ることとされましたが、社会保障関係費の増加により、地方財政は依然として厳しい状況にあります。

このような財政環境の中、我が町においては財源確保に努める一方、各種施策の優先順位に基づいて徹底した事業選択を行い、財源の計画的、重点的な配分に徹し、計画4年目となる第5次総合計画の5つの柱を基軸に、震災からの復興事業の重点的かつ効率的な執行に努めてまいりました。

平成27年度決算額は、震災復旧・復興事業がおおむね完了したことから前年度決算額と比べ大きく減少したものの、依然として通常時を上回っております。

一般会計の決算額では、歳入59億5,028万9,000円、前年比16.1%減。歳出58億4,294万3,000円、前年比15.0%減となり、形式収支では1億734万6,000円、翌年度繰越財源等を差し引いた実質収支は9,358万1,000円の黒字決算となったところであります。

平成27年度末における普通会計の町債残高につきましては、51億6,779万3,000円となり、年々減少してまいりましたが、鏡石中学校耐震・大規模改修事業債の借り入れにより、前年比1億1,801万2,000円の増額となりました。今後とも、起債の抑制や繰上償還による計画的な財政運営に努めてまいります。

また、地方公共団体の財政健全化比率の4指標については、実質公債費比率で12.2%、対前年比1.7ポイントの改善、将来負担比率については27.2%、対前年比2.2ポイント改善し、年々減少しているところでありますが、さらなる計画的な改善を図ってまいります。

平成27年度の上水道会計を除く全会計の総決算では、100億1,248万4,000円、前年比3.4%減の歳入に対し、97億8,098万1,000円、前年比2.3%減の歳出となり、実質収支では2億1,404万6,000円、前年比19.9%減の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,980人、前年度比67人増、給水契約4,557件、前年度比78件増、年間給水量は132万4,642立方メートルで、前年度に比べ1万8,145立方の増加となり、1日平均給水量は3,619立方メートルでした。

収支決算においては、収入決算額で2億4,741万1,000円、支出決算額は2億1,499万8,000円で、収支差額は3,241万3,000円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等を除き、2,008万5,000円が当年度純利益となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定については、一般会計ほか9特別会計並びに上水道事業会計の11会計について、決算の認定をお願いするものであります。

報告第18号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであり、議案第73号 監査委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員、根本次男氏が9月30日で任期満了となることから、再任をお願いしたく提案するものであります。

議案第74号及び議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員、塩田重男氏の任期満了に伴う再任と、同じく関根さなえ氏が前任者の残任期間として9月末日で任期満了となることから、再任をお願いしたく提案するものであります。

議案第76号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定及び議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、上位法である所得税法等の一部を改正する法律の公布により、外国人等の国際運輸業に係る国際課税の一部を改正する法律の一部改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第78号及び議案第79号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定及び鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、減収補填制度を規定している各省令の改正により、適用期限の延長が行われたことによる関係規定の改正を行うもの。

議案第80号 町道路線の認定、廃止及び変更については、成田地区圃場整備事業の完了に基づく区画道路の認定等について議決をお願いするものであります。

議案第81号 平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第82号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、主な歳入として普通交付税1,206万9,000円の減額、私立保育園保護者負担金1,150万円、福島再生加速化交付金983万5,000円、ふくしま森林再生事業県補助金1,020万円、平成27年度繰越金6,358万円の増額、庁舎新築基金繰入金1,371万3,000円の減額であります。主な歳出については、財政調整基金積立金3,180万円、町コミュニティーセンター改修工事費800万円、施設型給付費1,150万円、七曲池・梨池放射性物質除去対策業務委託費1,560万3,000円、ふくしま森林再生事業年度別計画作成業務委託費1,020万円などの増など、総額1億3,791万6,000円の増額補正予算であります。

議案第83号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第85号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理と国などの補助金、給付費負担金などの確定に伴う増額補正で、議案第86号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理であります。

議案第87号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、区画道路築造工事費の増及び前年度繰越金による補正、議案第88号 鏡石町公共下水道

事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第89号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理のための補正予算であり、議案第90号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水源取水施設改修工事費の増に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、認定、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎認定第2号及び報告第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第18号 平成27年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成27年度一般会計並びに国民健康保険特別会計などの9特別会計及び上水道事業会計を合わせました11会計の決算が調いましたことから、監査委員の審査意見書と主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書を添えて提出いたしますので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきましては、別冊の決算書の1、2ページの総括表によりご説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会においてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開き願います。

鏡石町決算書、2ページ、こちらは10会計の総括表でございます。

まず、1番が一般会計で、歳入が59億5,028万9,000円、歳出が58億4,294万3,000円、歳入から歳出を差し引いた形式収支が1億734万6,000円。

次に、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が9,358万1,000円。

次に、27年度実質収支から26年度の実質収支を差し引いた単年度収支が5,585万5,000円のマイナスとなっております。

次に、2、国民健康保険特別会計でございますが、歳入が17億4,132万円、歳出が16億3,297万5,000円、形式収支並びに実質収支が1億834万5,000円、単年度収支が836万6,000円の黒字となっております。

次に、3、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入が1億81万6,000円、歳出が9,898万9,000円、形式収支並びに実質収支が182万7,000円、単年度収支が83万7,000円のマイナスとなっております。

次に、4、介護保険特別会計でございますが、歳入が8億8,137万6,000円、歳出が8億7,765万9,000円、形式収支並びに実質収支が371万7,000円、単年度収支が300万6,000円のマイナスとなっております。

次に、5、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が1億9,969万4,000円、歳出が1億9,964万円、形式収支並びに実質収支が5万4,000円、単年度収支が3万円の黒字となっております。

次に、6、工業団地事業特別会計でございますが、歳入が4億148万円、歳出が4億104万8,000円、形式収支並びに実質収支が43万2,000円、単年度収支が51万3,000円のマイナスとなっております。

次に、7、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入が1億6,408万円、歳出が1億6,109万7,000円、形式収支が298万3,000円、実質収支が122万9,000円、単年度収支が51万円のマイナスとなっております。

次に、8、育英資金貸付費特別会計でございますが、歳入が741万7,000円、歳出が740万6,000円、形式収支並びに実質収支が1万1,000円、単年度収支が1万円の黒字となっております。

次に、9、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入が5億187万3,000円、歳出が4億9,576万円、形式収支が611万3,000円、実質収支が417万5,000円、単年度収支が64万4,000円のマイナスとなっております。

次に、10、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入が6,413万9,000円、歳出が6,346万4,000円、形式収支並びに実質収支が67万5,000円、単年度収支が6万5,000円のマイナスとなっております。

10会計の合計でございますが、歳入が100億1,248万4,000円、歳出が97億8,098万1,000円、形式収支が2億3,150万3,000円、実質収支が2億1,404万6,000円、単年度収支につきましては5,302万4,000円のマイナスとなったところでございます。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

上水道事業決算書、1ページをお願いいたします。

1ページから3ページにつきましては、総括事項でございますが、平成27年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

それでは、決算概要につきましてご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成27年度上水道事業決算報告書で、(1)収益的収入及び支出でございますが、5ページのほうになります、収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして、水道事業収益につきましては、決算額が2億4,741万640円となりました。

支出につきましては、営業費用並びに営業外費用を合わせまして水道事業費用につきましては、決算額が2億1,499万7,319円となりまして、当年度は差し引き2,008万4,970円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございます。

7ページのほうになります。収入につきましては、企業債と負担金及び補償金を合わせました資本的収入につきましては、決算額が1億8,634万1,375円となりました。予算額との比較では、7,925万8,625円の減額となりますが、そのうち5,600万円につきましては翌年度繰越財源となります。

次に、支出につきましては、建設改良費と企業債の償還金を合わせました資本的支出につきましては、決算額が3億233万9,682円となりました。

6ページの下の方の欄をごらんいただきたいと思います。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,599万8,307円は、過年度分損益勘定留保資金8,008万2,085円、建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,409万4,894円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金など317万8,672円を除いた1,091万6,222円で補填をしたところでございます。

以上、認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。ご審議をいただき、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 続きまして、報告第18号 平成27年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成27年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきましては、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、別紙のとおり監査委員さんの意見を付して報告するものであります。

別冊に、平成27年度鏡石町財政健全化審査意見書が配付になっていると思いますので、1ページをごらんいただきたいと思っております。

2の審査結果の(1)総合意見の一覧表に記載のとおり、平成27年度4指標のうち表の①実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額が発生しないため、該当しませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、平成27年度が12.2%と前年度比で1.7ポイント改善され、④の将来負担比率につきましても、平成27年度が27.2%と前年度比2.2ポイント改善しております。

実質公債費比率の改善の要因といたしましては、昨年度に引き続きまして、元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為であります国営限戸川改良事業の負担額の減、特別養護老人ホーム鏡石ホーム建設事業に係る負担金が終了したことによるものであり、将来負担比率の改善の要因につきましては、国営限戸川土地改良事業や特別養護老人ホーム建設事業の債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当支給業務を処理しております一部事務組合の積立額が増加したことによる退職手当負担見込み額の減少によるものが要因となっております。

次に、2ページの平成27年度水道事業会計健全化審査意見書についてであります。平成27年度において水道事業会計における資金の不足がなかったため、該当しませんでした。

以上、監査委員の意見を付しまして報告するものでございます。ご承認賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第18号 平成27年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 地方自治法並びに地方公営企業法に基づく平成27年度各会計歳入歳出決算の審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度の財政健全化審査を実施いたしましたので、以下のとおり結果及び審査意見を申し述べます。

初めに、各会計の決算について申し上げます。

平成27年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成27年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成27年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成27年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成27年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成27年度各基金の運用状況

2 審査の期間

平成28年8月2日から平成28年8月5日まで。

ただし、上水道事業会計は平成28年5月25日に実施いたしました。

3 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはございませんでした。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りはございませんでした。

第3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりでございます。

計数は省略させていただきます。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は2億3,150万3,000円の黒字となっており、実質収支額は2億1,404万6,000円となっております。この内訳は、一般会計1億734万6,000円、特別会計1億2,415万7,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計の1億834万5,000円、公共下水道事業特別会計の611万3,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては3,241万3,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては1億1,599万8,000円の不足額が生じました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金8,008万2,000円、建設改良積立金2,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,409万4,000円のうち、未収の消費税及び地方消費税還付金等317万8,000円を除いた1,091万6,000円で補填をしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財政比率は下記のとおりでございます。おのおのの比率は省略させていただきます。

第4 基金の運用状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数部分は省略させていただきます。

第5 審査意見

原文のまま読み上げます。

以上、平成27年度決算の概要を示した。

東日本大震災に係る復旧関係費の占める割合は僅少となり、ほぼ震災前の財政状況に戻っている。本格的に今後の当町のあるべき姿に向かい、腰を据えた行政を行う時期に入った。

平成27年度内の我が国の経済状況を振り返ると、当初は企業の業績が好調で景気回復の動きが見られたものの、年が明けてから海外経済の減速懸念等から円高、株安となり力強さを欠く状況に陥った。地方経済の活性化を期待していたものの現状では難しい局面にある。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり、前記の決算概要のほか、主要な動きについて補足、意見を付し結びとしたい。

まず、一般会計、特別会計の全体の純計による歳入、歳出を示すと、歳入総決算額については91億3,133万7,000円、前年度比6億8,987万9,000円減、歳出総決算額は88億9,983万

4,000円、前年度比5億6,667万3,000円減であった。いずれも減少となったが、震災関連費用の減少に伴う要因が主である。

次に、一般会計の総計決算額について、款区分により前年度と比較してみる。

歳出合計では、10億2,824万4,000円の減。増加した項目は、商工費が工業団地事業特別会計への繰出金が多額であったため1億8,922万8,000円増、教育費が中学校の大規模改修工事代の支払いに伴い2億5,780万9,000円増となった。一方、減少した主な項目は、衛生費が除染関係ほかの要因で2億1,266万3,000円減、土木費が災害公営住宅を主要因とし6億4,926万5,000円減、災害復旧費も2億9,926万5,000円減であった。

これに対する歳入面を見てみる。

歳入合計では、11億4,274万7,000円減。町税については前年度比2.3%、3,468万2,000円の増加となった。反面、震災関係の動きが落ちつき、大規模事業が少なくなったことに伴い、国庫支出金、県支出金は大幅に減少した。

ちなみに、財源の構成比を示すと自主財源が36.6%、依存財源が63.4%であり、自主財源は前年度に比し3%低下した。税収の伸び悩み状況に加え、町税を初めとしたもろもろの累積滞納額が年度末現在3億2,913万円と多額であり、自主財源の増加を阻害しているのが現状である。依然として依存財源に頼る姿に変わりはない。

これらの状況打破を目的とし、過日、行政監査を実施、その結果については、前回の定例会で報告したとおりである。いかにすれば問題解決になるか、厳格に執行して行くことのみが解決につながるのか冷静に判断した場合、納税者がどのような考えを持っているのか、すなわち納税者の意識分析が必要ではないかと思われる。特に滞納者については、納税に対する甘い考えがあるのではないか。税の負担は、鏡石町に住み、鏡石町の行政サービスを受けるためには当然の義務である。これらの情宣活動を地道に行いながら改善の道筋を探るしかないと思う。

義務的経費、なかんずく扶助費は年々増加を続けており、財源確保が大きな問題となっている。滞納解消、新たな滞納を発生させない、これだけでも自主財源の増加につながる。議会の協力も得、諸策を講じ、改善に向け最大限の努力をしてほしい。

次に、財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.530でわずかではあるが改善された。経常収支比率は82.5%と適正水準より高く改善を要する。

町の借り入れである町債の残高は、普通会計、特別会計、合計で90億5,779万1,000円と前年比5,504万7,000円増加した。消防費、教育費の起債が主因である。また、借り入れに準ずる債務負担行為の残高については、全会計合計で16億589万6,000円と前年比5億5,481万9,000円の大減となった。郡山地方土地開発公社分の償還に伴う減、国営隈戸川土地改良区事業、特別養護老人ホームの償還に伴う減少が主な要因である。ちなみに、当該残高の

うち国営隈戸川土地改良事業分が全体の82.5%を占めている。

以上、主な点と意見を述べた。

政府はあらゆる政策を駆使し、経済状況の改善に取り組んでいる。海外経済が絡んで難しい情勢にあるが、早期の回復とこれによる地方経済の改善を期待し、結びとする。

決算審査については以上のとおりでございます。

続きまして、財政健全化審査につきまして申し述べます。

平成27年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

各健全化判断比率は以下のとおりでございます。個々の比率は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成27年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

②連結実質赤字比率について

平成27年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

③実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は12.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っております。

④将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は27.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

財政健全化審査につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、水道事業会計における資金不足比率について申し上げます。

なお、本件につきましては、口頭での報告のみとなります。

平成27年度水道事業会計において資金不足額はございませんでした。

したがって、経営健全化基準に該当いたしませんので、この旨、報告申し上げます。

以上、決算関連審査、財政健全化審査に対する意見並びに報告を申し上げました。

○議長（渡辺定己君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第2号の件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決
算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第18号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条
第2項の規定によって議長において指名いたします。

平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に1番、小林政次君、2番、
吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、
7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君の10名を
指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長の選任のため、休議いたします。

休議 午前11時32分

開議 午前11時45分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成27年度鏡石町各会計決算審査特別委員会委員長に畑幸一君、同副委員長に大河原正雄
君が選任されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第73号 監査委員の選任につき……

〔「議長、動議を提出します」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 動議が出されましたけれども、じゃ、その件名だけでもおっしゃって

ください。

[「議長不信任案を提出します」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 議長不信任案。

[「議事進行」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 監査委員の選任につき同意を求めることを申し上げたから、これを選任してから動議を受け付けてもよろしいですか。

[「はい」の声あり]

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、当事者であります根本監査委員の退席を求めます。

[監査委員 根本次男君 退席]

○議長（渡辺定己君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） [第73号議案を朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現監査委員であります根本次男氏が今年30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

根本氏は、平成20年10月から2期8年間、監査委員としてお務めいただいております、経験豊富ですぐれた識見を有し、人柄もよく、監査委員として最適任であるので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

ここで、当事者に入席を求めます。

〔監査委員 根本次男君 入席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時51分

開議 午前11時52分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま動議が出されております。

お諮りいたします。

動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手少数であります。

1名以上の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

動議の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 失礼、着席願います。

お諮りいたします。

ただいま動議を出されております。

議事に追加して、日程を追加して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

日程第8として運営したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） ただいま動議を出された2番、吉田孝司君の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 2番議員、吉田孝司でございます。

私のほうから動議を出させていただきました鏡石町議会議長不信任決議についての案でございます。

こちらにつきましては文面をもって、地方自治法第112条及び我が町の会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出理由を述べさせていただきたいと思っております。

議長の権限については、地方自治法第104条において、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定されているものの、議長は日本国憲法は当然のことながら、地方自治法や鏡石町における条例及び規則等の法令を遵守し、会議の諸原則にのっとり公明正大な議会運営をしていく責務がございます。

[「局長、動議案があれば、配付したらいいんじゃないの」「用意してきていれば配付しますけれども、用意してきていますか。じゃ、終わってから」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 終わってから配付します。

○2番（吉田孝司君） 中でも議長は、公正指導の原則により、中立的、指導的立場を保持しなければならず、さらに、過半数議決の原則と表裏一体の位置にあるとされる議員平等の原則においては、各議員の権限は全て平等かつ対等なものとして扱わなければならないということになっております。

しかしながら、渡辺定己議長、以下、渡辺議長においては、これまで通算2期5年間、鏡石町議会議長として在職いただいたことには感謝し、ねぎらいの言葉をさしあげたいと思っておりますが、下記に挙げます5つの事例は一部として、明らかにこれらの諸原則から逸脱するような、議長としてはふさわしくない言動がますます顕著になってきていることから、議会運営上、議長としての資質に欠ける点が多いと判断し、今般、渡辺議長に対する不信任決議案を提出するものでございます。

以下、5つの例を申し上げたいと思っております。

お時間をいただければと思っております。お聞きください。

1、議会運営委員会における議長の不適切な発言。

地方自治法第105条に、「普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。」と規定はされているものの、あくまでも議長としてはオブザーバー的な位

置づけとして、個々具体の政策判断までは論及すべきではなく、委員会運営の基本的あり方に限定しての大所高所からの指導的立場からの発言にとどめるべきであるというのが常識でございませう。すなわち、他の委員が質疑や意見を述べ、それが出尽くしたり意見調整が必要になったりしてから、ようやくみずからが指導的に発言することが原則であり、冒頭から議長がみずからの発言を率先してすべきではないと考えられております。

しかしながら、指導的立場にあるはずの渡辺議長は、発議した委員外議員、これは私でありましたけれども、に対する質疑に際し、他の委員に先んじて、質疑ではなく、本来は不要でもあるといえる自分の主観的な見解や意見を述べ始め、それが続くに至ったのでございませう。そのような公正指導の原則を逸脱する言動によって、他の委員を萎縮ないし困惑させることとなり、委員と提出者の間で質疑応答が必要十分に行い得ない状態となりました。それを記録者として同席していた議会事務局長が静観できなくなり、渡辺議長は注意喚起されるに至ったのであります。

2番、全員協議会における「あんた」発言。

地方自治法第132条に「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とあり、同第133条には「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。」とあります。

渡辺議長は、以前の全員協議会において、私、提出者に対して、その協議を行っている途上において、興奮が高まっている状態で私に対する呼称として「あんた」と呼ぶ場面がありました。提出者は、私はそれを看過したものの、上記の地方自治法第133条に基づき、鏡石町議会及び渡辺議長個人に適切な事後対応を求めることまでを検討することがございました。

3としまして、全員協議会におけるパフォーマンス発言。

全員協議会は、地方自治法第100条第12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」と規定され、鏡石町議会会議規則第114条第1項に、法第100条第12項、今申し上げましたが、「の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、全員協議会及び広報編集委員会を設ける。」と規定されていることで、我が町にも全員協議会が置かれているものでございませう。要するに、全員協議会は、協議または意見調整のために設けられるものであり、ここにおいては、本会議や委員会と同様の実質審議となつてはならないと考えられているのが通例であります。この認識の誤りは、全国の地方議会においても大きな問題点となっているものであります。

しかしながら、法令を遵守し、指導的立場にあるはずの渡辺議長が、あろうことか全員協議会において、大体のことはここ全員協議会でやって、パフォーマンスでやりたい人はあち

ら本会議でやればいいんだというような内容の、何とも情けない発言をなされたということでございます。これは全員協議会の位置づけを明らかに誤解、あるいは曲解しているだけではなく、地方議会における本会議の位置づけを軽視するどころか、ややもすると本会議の権威をも失墜させるような言動であり、他に範を示すべき議長というよりも一人の議員としても極めて不適切であると言わざるを得ないものであります。

4、全員協議会における決定事項を破棄するに至った暴挙。

全員協議会で協議された役場庁舎改修問題について、町執行部側のビジョンが不明瞭になってきたことから、提出者、私であります。提出者の発案及び意見により全員協議会における全会一致で、庁舎改修問題に関する特別委員会を設置する方向性が決められたにもかかわらず、その後の渡辺議長と遠藤町長との間の会談によって、その決定事項がほごにされ、撤回され、次の全員協議会においては特別委員会設置は見送り、町執行側の新たな提案を待つべきであるという方針に一転してしまうような議長からの説明がありました。これは、全員協議会に参加した議員全員で一度決定した事項を、渡辺議長の個人的判断及び行動によって安易に覆してしまうという、議員平等の原則及び過半数議決の原則に明らかに反している所業であるのと同時に、我が町における二元代表制の崩壊を物語っているものでございます。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によって延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○2番（吉田孝司君）　　5、日本国憲法に定められた表現の自由や報道の自由等を侵害する言動。

私、提出者が個人的に会員となり、その会員規則にのっとり自由に閲覧したり記入したりしているSNS、フェイスブックに書かれている内容や利用方法について、渡辺議長は全員協議会の場において、私、提出者に対して叱咤するとともに、内容に関する弁解を求めました。内容のいかんにかかわらず、これは我が国の憲法に定められた国民固有の権利である表現の自由や報道の自由を明らかに著しく侵害するものであり、議員だからといって公私関係なく、それらの自由権利は何ら制限されることはありません。また、地方自治法第132条に、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、

又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とありますが、あわせて明らかに提出者の私生活をじゅうりんするものであります。したがって、提出者が他の議員の前で議長から上記内容の件で叱咤されるいわれもなく、また一切について弁明する義務もなく、むしろ、その言動を行った議長の行為は、我が町議会の権威を著しく失墜させるのと同時に、本来であれば議会における処分の対象となるものでございます。

以上によりまして、最終ページになりますが、鏡石町議会議長不信任決議として出させていただきます。

本議会は、鏡石町議会議長である渡辺定己君を信任しない。

以上、決議する。

平成28年9月6日、鏡石町議会。

以上、提出理由及び提出案件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡辺定己君） ただいま不信任決議案が、説明が終わりました。

ここで、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま出された案件について、私事でありますので、副議長と交代いたします。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時00分

開議 午後 1時01分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

暫時議長の座を務めさせていただきます。

先ほどの緊急動議でございますが、決議案第3号になりますので、よろしくお願いたします。

日程第8、決議案第3号 鏡石町議会議長の不信任決議案についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（小林政次君） 次に、賛成討論はありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、2番、吉田議員のほうから提出されました鏡石町議会議長の不信任決議案でございますが、これにつきまして、るる説明は提出者からあったところでございますが、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、第1点目は、議会二元代表制という地方自治に与えられたこの大事な議会運営の形骸化であります。

思い起こせば今から4年前、私が議員発議案として役場庁舎の建設資金の条例改正案を上程したところがございますが、これを上程と同時に休議をし、45分間ほど議会がストップしました。そのまま上程をせず、拒否をし、そしてなおかつ翌月の全員協議会では、議長のほうから、取り下げはしないのですかというふうな発言がありました。また、26年の1月には町の新年賀詞交換会において、我々議会で一度も話したこともない、議題にも上がっていませんでしたが、議長の挨拶の中で、子供議会をことしは開催しますとこのような発言され、私ら議員としてはびっくりしたところがございます。

また、昨年9月には、議員の役職、これについて不均衡化が甚だしく発生しております。常任委員会の割り振りは議長のほうに一応一任はしておるところでございますが、2つの我が町の委員会の中で6年間も全くこの同じ委員会から動かない実態が今続いております。これは議員が求めたにもかかわらず、その常任委員会のほうに入れてもらえないというふうな、このような議員活動としては甚だしく不均衡的なことがあります。このように二元代表制の形骸化。

それから、2点目においては、町議会議員の意見の不集約、議会民主主義の無視というふうな形が感じられます。

以前に、公立岩瀬病院運営の中で須賀川市からも提案ありましたが、福島医大の寄附講座開設の説明がありました。執行のほうから説明が終わると同時に、議長は我々の意見をまだ聞く前に、町長、これは反対否決すつからなというふうな、もう決定権的な話をされました。はっきり言って驚きました。我々の意見が集約されてからの議長の反対否決発言ならばまだ幾らかはわかるかもしれませんが、全然なくて発言されました。また、26年の12月には、公立岩瀬病院の議員選出、これが議会にどのような形で選出するかという諮る前に当事

者と2人で決定をして、そしてそれを我々に押しつけてきたところでございます。また、27年の7月には、前副議長であります円谷氏の逮捕の問題が発生しました。このとき我々の全員協議会でまだ議論する以前に、新聞記者のほうに、あすの議会全員協議会では辞職勧告するというような発表をしてしまったということでございます。この辞職勧告というものがどのような重みを持っているのか、十分、二元代表制であり、なお我々議会議員の意見を集約することができないまま終わってしまった点でございます。

それから、3点目は、議長職権の濫用でございます。

実は、昨年9月に審議会役員人事において、自分の身内への圧力をかけております。議長配下に入るよう身内の方に指示をして、そして何とか入るようにこらやったというふうなことで、大変当事者としては悩んだところでございます。また、9月8日の朝には渡辺議長を議長として推すならば監査役のポストを与えるというふうな、そのような発言をして、役員ポストを目の前に下げるようなことで自分の立場を有利にしようというふうな行動もありました。それから、ことしの7月なんですが、岩瀬農業高校の馬術部が全国優勝いたしました。議会からお祝い金が贈呈されました。これは大変うれしいことかと思っております。しかし、我々議員はこのお祝い金が贈呈されたことすら知らない、また議会においても報告もないということで、このように自分1人で職権を動かしているというふうなことを痛切に感じたところでございます。

4点目は、町執行権への介入がありました。

それは、26年の12月だったと思うんですが、町の公認ゆるキャラを決定するための、一般質問は、つくるべきだということでありました。12月議会が終わりました、その後の懇親会での議長の挨拶の中には、きょう議会が終わった午後2時過ぎに担当課長と担当者を議長室に呼びつけて、年明け2月までに完成させるように指示をいたしました。まだ予算も取っていない、なおかつつくることも決定していないのに、このように執行権への介入が、私はいかなものかというふうに感じました。

それから、5点目ですが、町議会の私物化。

と言いますのは、24年の7月に議会の行政調査が北海道壮瞥町に行きました。そのとき調査スケジュールに全然入っていない部分で、予定外の議長の友人宅に訪問して約1時間近くそこでいろんな話を議長はされておったようでございます。また、昨年10月、ことしの7月にも行政調査がありましたが、これらについては鏡石町議会として行っているにもかかわらず、その名称が渡辺グループというふうな名称で行ってまいりました。多くの町民の税金を使って我々その行政調査をやっているところでございますから、鏡石町議会としてしっかりとそういうふうな立場で地に足をつけてやらなくてはならないのに、この名称が渡辺グループというのには、私は大変驚いているところでございます。

それから、このことしの5月でございますが、昨年選出されました井土川監査委員が辞職、5月30日で町長のほうに受理されました。発表になりました。ところが、その3日前の5月26日の朝には、新監査委員になりました木原宅を議長が訪問して、監査委員をやってくださいというふうに要請に伺っております。まだ我々にその段階では、井土川議員が監査委員を辞職したことを報告もされておりました。しかし、その背景にはもう決定して、我々に報告なったときは決定しておりました。何か聞くところによりますと、辞表提出は5月の16日にもう出ていたそうでございますが、そのように町議会の私物化というものが余りにも目に大きく入ってくるところでございます。

それから、6点目は、一般質問の議長席での指示の態度でございます。

議長席に腰をおろしておりながら、いつかは古川議員の質問のときに昼食までの時間が、質問が延長できるように一生懸命議長席で指を開いて、延ばせ、延ばせというふうなジェスチャーを与えておりました。また、ことしの3月には、木原議員が質問時間が短くなったことによって順番の変更を申し出たらば、議長席でまいったなというふうな、こうバンザイをやっておりました。このように議長席たるもの、しっかりとした態度でいていただかなくてはならないと思います。また、全員協議会はいつもなぜか議長だけはサンダルでびたびた会議に臨んでおります。我々に多くの点を求めながら、サンダル履きで会議出席しておると。

このようなことでは、私はこの以上6点を挙げまして、議長としてとるべき行動から著しく逸脱しており、この理由によって2番、吉田議員が出しました不信任案には賛成するものであります。

以上です。

○副議長（小林政次君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（小林政次君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

決議案第3号 鏡石町議会議長の不信任決議案についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小林政次君） 賛成が5名であります。

それで賛成、反対が同数であります。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決いたします。

決議案第3号 鏡石町議会議長の不信任決議案についての件は、議長は否決と裁決いたします。

したがいまして、本案は否決されました。

ここで、議長を交代したいと思います。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時14分

開議 午後 1時15分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第74号及び議案第75号の上程、説明、質疑、意見、討論、採
決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第74号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件及び日程第10、議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題としたいと思います。

ここで、当事者であります塩田教育委員の退席を求めます。

〔教育委員会委員長 塩田重男君 退席〕

○議長（渡辺定己君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第74号及び第75号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第74号及び第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、このたび現委員であります塩田重男氏が今年30日をもって任期満了になりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

塩田氏は、平成20年10月から1期4年間、教育委員としてお務めいただいております、温厚実直で、教育行政への識見を有し、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願いするものであります。

次に、議案第75号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、この

たび現委員であります関根さなえ氏が、前任者の在任期間であります今年30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

関根氏は、平成27年10月から前任者の残任期間である1年間、教育委員としてお務めいただき、学校教育や社会教育に深い関心を持たれ、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任でありますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げまして、2議案の提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

初めに、議案第74号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで、当事者の入席を求めます。

〔教育委員会委員長 塩田重男君 入席〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時20分

開議 午後 1時21分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第76号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定
についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第76号 鏡石町税条例の
一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

このたびの改正につきましては、今年3月末に所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正及び同法施行令の一部を改正する政令が5月25日に公布されたことに伴う改正であり、所要規定の追加並びに関係規定の一部を改正するものでございます。

改正の主な理由につきましては、日本と台湾との民間租税取り決めに規定された内容を実施するための改正でございまして、法律名の改正及び台湾との間の二重課税を排除するための措置を講ずることが主な内容でございます。

7ページをお願いいたします。

このたびの改正条例につきましては、現行の附則第20条の5を附則第20条の6とし、現行の附則第20条の4第1項から第6項までの条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定について条文の整理を行うものであり、さらに同条を附則第20条の5として、附則第20条の3の次に新たに附則第20条の4の特例規定を追加するものでございます。

追加する附則第20条の4第1項は、特例適用利子等に係る所得割額の税率と課税の特例についての規定でございまして、次ページ、8ページでございます。第2項につきましては、第1項の課税の特例規定の適用がある場合の読みかえに係る規定でございます。第3項につきましては、特例適用配当等に係る所得割額の税率と課税の特例に係る規定でございます。第4項につきましては、第3項後段に係ります適用の範囲を規定してございます。第5項につきましては、第3項後段の適用がある場合の読みかえに係る規定を追加するものでございます。

附則につきましては、第1項においては、施行期日を法律附則に掲げる規定の日から施行するとし、10ページでございます。第2項につきましては、経過措置として改正後の附則第20条の4の施行日について規定したものでございます。

以上、議案第76号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第76号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、前議案同様、所得税法等の一部を改正する法律及び関係政令の公布に伴う改正でございまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について関係規定を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

このたびの改め分につきましては、附則に次の2項を追加するもので、附則第13項につい

ては特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例として、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

また、附則第14項につきましては、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例として、前項同様に適用するものでございます。

附則につきましては、第1項においては、施行期日を法律附則に掲げる規定の日から施行するとし、第2項においては、適用区分として改正後の附則第13項及び第14項の規定の施行日について規定したものでございます。

以上、議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第77号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第78号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産

税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第78号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、減収補填制度を規定している政令のうち、平成27年度末、本年3月31日にその期限が到来するもの等について、省令において適用期限の延長が行われたことにより、改正を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づき規定された第2条課税免除規定のうち、認定を受ける期限について平成28年3月31日と規定されたものを1年間延長するための所要の改正でございます。

附則につきましては、本条例の施行について公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、議案第78号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第78号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第79号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第79号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、前議案同様、適用期限の延長が行われたことにより、改正を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

第3条企業立地促進法の規定による同意を得た基本計画において、集積区域における課税免除規定について、前議案同様、平成28年3月31日と同意期限が規定されたものを1年間延長し、平成29年3月31日とするための所要の改正でございます。

附則につきましては、本条例の施行について公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、議案第79号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第79号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第80号 町道路線の認定、廃止及び変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第80号 町道路線の認定、廃止及び変更につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

このたびの町道認定、廃止及び変更につきましては、成田地区圃場整備区域内の区画道路でございます。圃場整備の完了したことから区画道路から町道に切りかえを行うものでございます。

路線の認定が3路線、廃止が6路線、変更が17路線でございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

議案書の18ページをお願いします。

認定になりますが、1番になります成田527号線、起点が河原923番の3先、それから終点が河原938番地1先でございます。延長が450m、幅員が10mから27mでございます。以下1路線が認定でございます。

次に、廃止になりますが、廃止につきましては、路線名成田380号線、起点が河原423番地先、終点が河原479番地先、延長が545.4m、幅員が2.3mから5m。以下廃止が5路線でございます。計6路線が廃止というふうなことになります。

次に、変更になりますが、変更につきましては、成田357号線、起点が変更前が大宮552番地先、変更前が終点が大宮523番地、延長が250.2m、幅員が4mから6.3m、変更後にな

りますが起点が大宮843番先、それから終点が大宮780番先、延長につきまして416m、幅員が4.8mから19.4mになります。以下16路線でございまして、計17路線が変更になります。記載のとおりでございます。

以上、議案第80号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号 町道路線の認定、廃止及び変更についての件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第81号 平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第81号 平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度決算に伴い剰余金の処分につきまして、特定の目的に使用するための積み立てをするものであります。その処分につま

して、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金、平成27年度末残高4,028万7,222円、議会の議決による処分額といたしまして2,000万、そのうち減債積立金の積み立て100万、建設改良積立金の積み立て1,900万、処分後の残高を2,028万7,222円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、上下水道課長から説明があった議案第81号について、質疑をさせていただきますと思います。

私が不勉強なものでわからないので教えていただきたいんですが、以前にも一般会計のほう、これ事業会計で別だと思いますが、残高が余った場合に半分を下らない額は貯蓄といいますか、その積み立てに回すということも聞いております。そちらの場合に財政調整基金ですか、あるいは減債基金等に回すんだと思うんですが、この地方公営企業法の規定もやはり同じように、半分を下らない額は回すということで、これは考えてよろしいのかどうか。

そして、その内訳、4,000万残って2,000万を、100万を減債積立金、これ減債基金ということで考えてよろしいのかどうか。そして、その減債基金というのは、条例も私も勉強したのですけれども、ちょっと町の借金を減らすためのものとして制定されているわけですね。そういうものに対して100万で、建設改良積立金に1,900万としたその根拠ですね。

というのは、お聞きしたいのは、今この水道事業、それこそ今この50億の第5次拡張事業やっているわけですが、それに伴って借金がどんどんふえたというさっき説明、監査委員さんからの説明があったわけですが、その額面までちょっと私忘れたんですけれども、どれだけその企業債といいますか、その借金、この水道のほうで今残っているのか、お示しいただいて、それに伴ってその借金の減債の積み立てが100万だと。私から見ればわずか100万というのは本当に焼け石に水のような感じがするんですが、この辺についてどういいう見解でこういうことになっているのか、一連の説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

上水道会計未処分利益剰余金の処分、この処分額につきましては、あえて未処分利益剰余金に対して任意積み立てということでやっております、金額的に幾ら積み立てるという規定はございません。あえて未処分繰越剰余金に対して、当年度の利益があった部分で、今年度4,000万あった部分のうち2,000万を任意に積み立てるということをございます。

減債積立金への100万ということをございます、現在27年度末で企業債の未償還部分が約14億8,200万ございます。これらにつきましては、毎月、毎年利益が出た場合、減債と建設改良という形で積み立てさせていただいておりますが、減債積立金、これはご存じのとおり企業債、それへの償還分に充当させる、目的使用のために積み立てる分をございまして、元金等がその条件になって元金償還に至れば、それを使って償還していくという場合の積み立てをしている部分をございます。建設改良そのもの分については、現在、第5次拡張をやっておりますが、こちらにつきましては、内部留保資金的になる部分をございまして、建設改良への使用ということで利益が出た分を任意で積み立て、今年度につきましては1,900万ということ積み立てております。

将来的に、当然第5次拡張をやっておりますが、ほとんどが企業債、いわゆる借入れをして行くと、それに償還は、当然皆さんからいただきます使用料で賄うという条件で、公営企業法に基づいた独立採算でやっている部分をございます。そういった部分で、今後こういった利益が発生した場合には、そちらに積み立てて目的使用のために処分していくという考えでおります。

以上をございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第81号 平成27年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第17、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第10号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

第 2 号

平成28年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年9月7日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理 兼 原対策室長	角田信洋君
農業委員会 農事務局長	車田光男君	災害長 委員	菊地勝弘君
農業委員会 会長	菊地榮助君	教育委員	塩田重男君
選挙管理 委員会委員	渡邊俊廣君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
議 局

吉 田 賢 司

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

10番、今泉でございます。9月定例議会のトップを切って一般質問をさせていただきます。

ことしは異常気象と言われながらも全く雨が降らなかつたり、あるいは暑い日が続いたり、かと思えば最近台風連続ということで、その被害は全国で大変な形を残しております。先週も岩手県、北海道においては考えられないような大雨のために、たくさんの方々が人命を落としております。当初の予定どおり福島県にあの台風が上陸して、我が町を通ったらば、大変だなというふうに思われます。

ご存じのように、収穫を間近に控えた稲やリンゴ、梨やたくさんの農作物、それから我々の生活にまで大きな被害をもたらすことが考えられます。あの台風が海を行ったことが幸いしたのかなというふうに、今、安心をしております。

今朝、議会に来るのにうちを出ましたらば、鏡石はいいな、特に鏡田はいいなと思いました。宣伝してしましますが、鏡田のサルスベリがきれいに咲いておりまして、心安らぎ、そして花いっぱい町づくりの我が鏡石町がそこにあるんだなということを感じながら、役場に向かったところでございます。

この最近、リオでのオリンピックが41個のメダル。簡単に言いますが、世界の中でのベスト3に入った方が41もあるということは、すごいことだなというふうに思いました。また、あすからはパラリンピックが開かれまして、多くのアスリートがたくさん喜びや感動を与

えてくれると思います。

また、鏡石町においては、昨日の町長の説明にもありましたが、岩瀬農業高校の馬術部が全国優勝するという、全国の優勝ですから大変なことをあの若い学生さんたちが頑張ってくれました。

また、昨日は「ゴジてれ」におきまして、鏡石町のパン工房さんが米粉の加工品でいろいろ頑張っているということが放送され、若い方の努力が感じられました。

そして、鳥見山陸上競技場に行きますと、あの緑の芝生の上で若いアスリートたちが楽しく汗を流して、元気いっぱい頑張っております。人気であり、体力づくり、あるいは我が町の健康づくりにマッチした環境だなということを改めて感じたところでございます。

しかし、ちょっとかすんでおりますが、ふれあいの森が最近影が薄いというんですか、あのようにせっかくのすばらしい環境、そして遊具施設等が整っているところでありますが、もっともっと宣伝を強化して、日の当たるエリアづくりに今後期待していきたいなというふうに感じている昨今でございます。

それでは、通告させていただきました質問に入らせていただきます。

一番大きいのが、1番は交通体制と道路網の整備についてをお尋ねいたします。

(1)でございますが、鏡石スマートインターができて、町民を初め非常に多くの方々がその利便性を享受しているところでございます。当初、南部工業団地のほうに大きい本格的なスマートインターの計画があったところでございますが、時代の背景、それから予算等の兼ね合いもありまして、このパーキングエリアを使ったサービスエリアが、今、我が町の一つの交通の核になっております。

しかし、残念ながらスマートインターでこの時間が6時から10時まで、あるいは車種も中型車以上は現在のところ無理であるというふうなことに規制がされております。このスマートインターというのは、我が町の交通網あるいは産業の活性化、それから利便性と考えたときに、町づくりの一つの大きな核であると思います。絶対に重要なインターチェンジであります。

この鏡石スマートICの今後の方向、24時間運用あるいは全車種運用の計画等は、町当局としてはどのように考えておられるのかをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

それでは、10番議員の交通体系と道路整備。その中の鏡石スマートICの今後の方向、それから24時間・車種運用の計画についてのご質問にご答弁を申し上げます。

東北縦貫自動車道鏡石パーキングエリアに接続する鏡石スマートインターチェンジにつき

ましては、交流人口の増加や移動時間の短縮などを目的に、平成21年4月に本格稼働したところでございます。

現在は1日約800台程度の利用をいただいているところでございます。スマートインターチェンジの整備・管理運営方法につきましては、町、それから国・県、NEXCO東日本、それから近接する市町村で構成されています鏡石スマートインターチェンジ地区協議会というところで検討・整備することになっております。

鏡石スマートインターチェンジの24時間及び全車種運用につきましては、地区協議会における関係機関と協議が必要になります。全車種運用を行うためには、スマートインターチェンジへのアクセス道路の改良が必要になります。構造技術的な課題も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁としたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） そうしますと、ただいまのところ24時間運用とか、あるいは全車種可能とかというふうなことについては全然考えていないと、協議会でやらなくてはならないからということであって、町としてはそういう計画というものはお持ちでないのか。あるいは、予算等についても試算か何かしたのかどうか。

それから、町としてはこの24時間運用に対する必要性というのを感じていないのかというふうな、協議会でまだやっていないということは、町ではそれは求めていないということになるかと思っておりますので、町としてはこの必要性は考えていないのかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

まずインターチェンジの24時間の必要性、これについては当然必要というふうに考えております。今、担当課長から申し上げたとおり、いわゆる道路構造上の問題、さらには資金的な問題ということがあるということでもありますので、そういった点については、細かいところは担当課長から申し上げますけれども、そういったことで必要性は感じているということでご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） その鏡石スマートインターチェンジの地区協議会の検討調整につきましては、交流人口の増加、それから移動時間の短縮を目的にしまして、整備効果について検討しております。

先ほど町長が言いましたが、24時間もお話の中ではあるんですが、地区協議会の中ではその整備効果について検討しております。整備効果の内容になりますが、1つ目は緊急医療に関する効果、それから企業支援の強化、支援ですね。それから地域の交流の効果。次に、定住促進の効果ということで、整備効果の内容について検討をしているところでございます。

24時間に対しては、大体1日当たり今800台というふうになってはいますが、目安としては1,000台が目安だというふうなことになっているようでございます。1,000台の目安ということで、それなりに町としては努力をしたいと考えてございます。

それから、車種運用につきましては、車種別の判定機の設置ということでございまして、これは長さ等につきまして車軸が長いやつ。長いというか大きなダンプとかトラックについてはスペースが足りないということがございまして、これらについては構造技術的な課題も含めて検討の材料というふうになってございます。

その利用台数とアクセス道路の関係につきまして、当時の試算と申しますか、改良するに当たりどのぐらいの試算がかかるんだということで、一度試算をした経過がございまして、約3億3,000万ほどかかるような、これは上り線ということの限定でございまして。下り線についてはあらかじめ整備がされていますので、上り線については一応3億3,000万程度の試算になってございました。

それから、地区協議会につきましては、関係機関と協議しながら継続ということで進めてまいりたいと思います。その整備効果については町内の企業へのアンケートをとったり、それから体育施設等に来てくださる方々へのアンケートをとったり、いろんなことの効果について調査をしながら進めていきたいというふうに考えてございますので、24時間ないし車種については勉強会等々でできるような方向で考えていきたいというふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 24時間はやはり多くの町民が求めているものであるし、全車種というものも、これいろいろありますが、そうしますと、効果については十分協議会で検討しているということであり、予算は上り線だけの予算が3億円くらいかかるというふうな数字が出てきましたが、これらについては、我々きょう初めて聞くことでありますから、後日また全協か何かで、どのような設計でこの3億というのが出たのか、説明でもいただけるように求めていきたいと思っております。

それでは、（2）番になりますが、国道4号線の4車線化の進捗状況は計画どおりなのかということでございます。非常に今、道路が立派になりつつあるところが目に見えておりま

す。しかしまだ部分的な完成であって、完全開通にはなっておりません。一部いろいろ裁判の問題もあるようでございます。収用法務があるようでございますが、それらはどの程度まで進んできたのか。それから、この高久田・久来石線の完了は予定どおり当初どおり進んでいくのか。

この4号線というのは国で4番目に重要な道路ですから、やはりいち早く4車線化が完了できるような体制を整えていく、町としても要望していくというふうなことが大事であろうと思っております。

実は、県外から訪れた方々が鏡石に来て驚いているのは、今どき国道で2車線なんですかと。それで、渋滞に巻き込まれたりしておりますから、やっぱりいち早く鏡石町がいい町だというふうにアピールしたいということであれば、この4車線につけては相当強力なバックアップをしてほしいというふうに思っておりますが、計画どおりに進むのかどうなのかを改めて伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国道4号線、4車線の拡幅についてでありますけれども、久来石の交差点を起点としまして終点の高久田までの4.5キロということで4車線の計画が実施されているということになります。

そういう中で、国から公表されました開通の見通しということでは、昨年5月に役場前の交差点から終点の高久田までの2.3キロメートルの区間につきましては、31年度の完成に向けて事業を進めているということで発表をされたところであります。

また、役場前交差点から南2.2キロについては、今後の進捗状況を踏まえまして、完成予定時期の見通しに立った段階で公表するという内容のようであります。

さらに、4号線については質問のとおり1桁道路で2車線、そして東北の玄関口だという中であり得ないと、私もそういうふうに思っております。そういう中では、この4車線の拡幅の事業計画も鏡石全域ではない。いわゆる久来石の交差点までだということになります。それ以南、いわゆる泉崎村まであるわけでありましてけれども、これらも含めて、やはりこの関係機関と協議をしながら国のほうに要望をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） そうしますと、当初よりは若干おくられているというふうなことであ

るかと思ひます。これは郡山のバイパスの高架橋もあつたから、大変この郡山管内の財政的なこともあるかと思ひますから、あれはもう終わつておりますので、いち早い鏡石が完成すれば、今度は南進に向けてまた行くと思ひますから、強力なやっぱり要望あるいは対応をしていただきたい。

特にこの地区においては、前の外務大臣をやつていた玄葉光一郎先生が、地元選出の国会議員として力のある方がおいでになるわけですから、こういう方々のやっぱりお力を借りて、ましてや町長さんは身内でもあるわけですから、やっぱり頭下げても泣いてもいいから頼んで早く完成するように進めていただきたいというふうに、私ども議会としても強く思うものであります。

それでは（３）番になります。鏡石から天栄、稲田も通りますが、この最重要線であります県道、鏡石・停車場。これは岩瀬牧場の牛乳を運ぶための汽車の停車場だつたから停車場というふうに名前がついてしまつたらしいんですが、松本線の改良計画です。

これはもう従来から舗装になつただけで、道路は広くはなつていない。あるいはカーブも多い。しかし、交通量は相当の交通量が通つているかと思ひます。これ、一日何台くらいあの道路は通過しているのかは、私もわかりませんが、町は把握していると思ひますから教えていただきたいと思ひますが、朝夕のラッシュ、これ、非常に大変な部分もあります。

その中で、高校生が自転車で岩農に通う生徒さんたちが狭いところを通る。あるいは、一小、中学校に通う子供さんたちが何とか通るといふことになりますと、人命にかかわる部分でもありますから、やっぱりこの路肩が悪い、それから狭隘な部分、カーブが多い、交通量が多いといふことを考えると、そしてなおかつ先ほどお話ししましたスマートＩＣの下り線の進入あるいは出口とかになつておりますので、今後どんどんとやっぱり多くなることが予測されます。

そういう意味では、やはりあのエリアの道路、これをもつと何らかの形で拡張するなり、あるいはカーブを取るなりとかといふような計画が、私は必要であるといふふうに強く、今、感じております。

町当局としては、そのような部分については改良計画をお持ちなのか。それから、県のほうへの要望はしているのか、それらについてお伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 10番議員の県道鏡石・停車場線、松本線の道路改良についての計画と県への要望についてのご質問にご答弁をしたいと思います。

本県道につきましては、鏡石中心にして市街地から天栄を結ぶといふ大変交通量の多い路線になつてございます。特に朝夕の通学についてもなつてゐることから、自動車や自転車、

それから歩行者の往来が激しく、車道の路肩も狭く片側歩道ということで狭隘であるということで、大変危険な状態にあるということで、議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

それから、不時沼交差点におきましても、県道から国道4号線に入る右折レーンがないということもございまして、朝夕は滞留してしまうというふうな状況が発生しております。交通に支障を来しているというような状況でございます。

これにつきまして、以前より県と意見交換会の中で交通安全の確保ということ念頭にしまして、歩道の整備、それから国道4号拡幅工事に合わせた交差点の改良ということについて要望をしております。

県では、利用状況等の確認をしながら方針を検討して、当面は通常管理により交通安全の向上に努めてまいりたいというふうな回答でございます。ただ、そのような回答でございますが、町としては危険であるというふうに認識しておりますので、継続して要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） そうしますと、県としては現状の形で安全性を確保する努力をするというふうなことですよね。そうしますと、ただいま課長が答弁されたように、4号線が今度4車線化になって進入がしやすくなっていくということになると、また流れも多くなると思うし、多くの意味でやっぱりこれは4車線とともに、アツジから私が当初にお伺いしましたスマートインターの活用とともに考えると、整合性がこの部分については大きいと思うんです。

ですから、インターチェンジと一緒にやっぱりこの開発行為というんですか、それから高速の上り線とか、そういうやつの兼ね合いもあると思うんですが、特に私、あそこを歩いていつも感じますのは、高速道路の上のあの橋がやっぱり、今、課長が言ったように歩道が狭い。なおかつ、あそこにネックになって集中しているということで、非常に危険性が感じられます。

それから、あと、小島自動車さんのところから斎藤前県議会議長の入り口のところなんかはカーブもあるし、特に冬期間はあそこは日陰になって凍結もしているんですよね。ですから、そういうことを考えれば、やっぱりあれは町の重要な安全を確保しながら交通動線としての必要性が私は高いのではないかとこのように思いますので、今後、県のほうに要望しているだけではなくて、町の再整備計画の中の大きいポイントとしてやっぱり考えていく必要性があるのではないかとこのように思います。

ましてや斎藤前県議会議長がいるところですから、力をお借りして、やっぱりこのときに

こそやっついていかないと、なかなか後で進まないと思いますので、町としてはそれについて強
力にやる気があるのかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 再質問にお答えします。

議員さんが言われるとおりでございます。大変危険だというふうな認識は持っております。
これにつきましては、建設事務所所長を含めまして、須賀川土木事務所長も含めまして
毎年意見交換会ということをやっております。町の重要性については十分認識してもらっ
ているとは思っております。

町としては第1幹線道路、県道3本しかございません。鏡石下松本線から矢吹、成田、鏡
田線と3本しかございませんので、特に危険であるということには、市街地の中では一番危
険な箇所になっておりますので、十分承知しておるところでございます。

なので、重要課題として継続して要望していきたいというふうにご考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 事故が起きてからでは遅いし、ましてやその事故の被害者になる
のは我が町の子供とか老人とか、その方々が一番対象になるわけですから、やっぱり安全性
というふうなことを加味しながら、そして地域の全体的な交通網の整備やら、インターチェ
ンジも含めてやっぱり関連するところがございますので、町としてはやっぱり今後これは力
を入れていく案件だと思いますので、きょう、質問させていただきました。

それから、（4）番になりますが、町道の整備計画はどのようになっているかというふう
なことでございます。先日も、前々回ですか、1番の小林副議長も質問でやっておりました
が、自動車学校の裏から今度新たに開通した国道118号線、深内を通るつながる自動車学校
のところから入って田んぼ道に行く大変狭い道路です。

これはやはり非常に交通量が多くて、私もこれであそこのことに触れるのが4回目ぐら
いになるかと思うんですが、やっぱり地域の朝夕の交通網の整備では、今、U字溝にふたをし
たぐらいで逃げていくことはなかなか不可能な状況ではないかと思うんです。

やっぱりこれは関係者のご協力をいただいて拡幅あるいはカーブを取って、走行が安全に
できるような考え方。そういうことが私は今後の大事な部分であろうというふうに思ってお
ります。

それから、農免道路の西原、俗に言う円谷一男さんのところから高野池に入っていく道路。
そしてまた、それが延長すれば、あの基盤整備の間を通過して大宮団地を抜けて成田の運輸ま

で行く道路があるんですが、あれらもやっぱり従来の道路幅であるし、それからカーブも多いししますから、これらについてももう少しカーブを取るとか拡幅して、車がすれ違うのは必ずあそこはとまって待っていないとできない状態がもう何十年も続いている状況だし、また、高野池には白鳥が来ておりまして、きれいな環境になっておりますので、やっぱりそういう意味ではこの道路網をどんなふうを考えておられるのか。

それから、鳥見山一貫線を通じて、須賀川市と今、再三再四にわたってこれも議論されていると思うんですが、これらの町道です。須賀川に延伸するための道路の状況。これは現段階ではどのようになっているのか。

また、須賀川市としてはあの幾らですか、300メートルだかのあの道路部分の買収状況とか、話し合いとかはどんなふうになっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 10番議員の町道の整備の計画についてでございますが、道路計画につきましては鏡石町の都市計画マスタープランにおきまして、道路、それから交通網の整備方針を定めております。

具体的には、当町の周辺市町村を結ぶ国道4号のような広域的な幹線道路、それから鏡石とICを結ぶ町道中外線のようなアクセス道路。次に、身近な生活道路までさまざまなランクがございます。

都市計画道路を初めとしまして体系的に整備計画を立てているということで、マスタープランにおいては計画になってございます。

現在では東北本線の東側におきまして、南北動線の確保ということで重点的に整備しております、1つは久来石行方蓮池西線、それから鏡田地区については499号線を優先的に整備しております、JRの東側を中心にやっているところでございます。

今後の新たな計画というふうになります、都市の骨格を形成する幹線道路ということで、未整備となっている都市計画道路の整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 一問一答だから答弁ない部分も再質問できますから助かりますが、ただいま申し上げましたように、鏡田の蒲之沢地区の道路網の整備というのは計画道路の中でマスタープランでやっていくというふうなことで、久来石行方線、499号線を進めていることは、それは承知をしております。

そして、マスタープランの中でやるということになってはいますが、この蒲之沢地区の道路、

それから高野池の道路、それから須賀川の買収についてはどんな情報が入っているかですね。あのエリア。須賀川の1名の地権者の方の同意が得られなくて、須賀川、接続できなくておりますよね。それらについてはどんなふうな現状の状況になっているか。

マスタープラン、計画に沿ってということになります。この蒲之沢とか高野池というのは何番目ぐらいに考えられるんですか。30番、40番なんていったのでは来年の話ではなくなりますが、その辺はどんなふうになるかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） まずは高久田一貫線の話になりますが、この次の質問に出てくる橋本議員さんの質問にも答弁するようになると思うんですが、現在、須賀川市で動いておりますが、1件の方につきましては難色を示しているようでございまして、膠着状態というふうなことでございまして。一貫線の先線については、須賀川地区についてはそのような状況になってございます。

次に、道路の整備の関係でございまして、蒲之沢地区、それから成田地区は確かに重要だということで考えてございまして、補助幹線道路、道路については高機能道路、それから補助幹線道路というふうに分かれてございまして、町、ある程度は補助幹線道路というふうなことで捉えておりました。ただ、道路整備につきましては、その費用についてはそれ相当の費用がかかってございます。道路行政に限られた予算の中で整備していきたいというふうなことでございまして、1つについては今後の118号から蒲之沢地区に向かう道路。

これは、2年前にも今泉議員さんのほうから質問をいただきました。それは計画に載っていますというふうなことでお話ししたんですが、順番的には順番待ちというふうな、先ほど言いました補助幹線道路になっていますので、計画はあるんですが、先ほど言いましたように道路行政に限られた予算の中でというふうになりますと、なかなか町は厳しい状況にございます。

決してやらないということではないので、いわゆる町全体を考えながら今後の整備を進めたいと考えていますので、順番を守りながら整備していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。以上。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 118号線の接続については順番待ちということですから、何番かわからないけれども順番待ちです。私が待っているんじゃなくて、地域住民と利用者が待っていますから、十分念頭に置いて進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、5番目になりますが、東日本の大震災から5年半を経ました。本当にあの考えられないような環境からよく今日の鏡石町に再生したなというふうに、振り返ってみますと思います。誰もがあの状況からどうしたらいいかわからない中から、今日まで努力してきたことが見える今日になっております。

町道は確かにもうマンホールが上がったり陥没したり大変な状況になっておりまして、担当課としてはもう本当に24時間昼夜関係なくこの対策に当たってこられたと思うんですが、事業内容を見ますとほとんど復旧という言葉はなくなりましたので、全部完了したのかというふうに思いますが、完了したのかどうかというふうなことをお伺いします。

また、5年ほど前に把握したときに、この復旧の必要性を感じる要望は全部で何カ所ほどあったのかということ、それらに対する対応はほぼ完了しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 東日本大震災による町道の復旧と5年前の復旧の箇所の対応についてでございますが、まず当時被災した箇所については、要望箇所を含めまして被災調査をしまして、道路の災害復旧工事ということで査定を受けました。

査定については79カ所で12km、国の査定を受けまして、補助事業として復旧をしたところでございます。それから、査定後、被災がまた判明した箇所というのがございますが、これは町の単独事業ということで68カ所、約6kmほど復旧をいたしました。合わせまして、147カ所18kmになります。金額にしまして1億1,000万ほどの金額になってございます。

それから、震災前の状況に戻ったのかというご質問になりますが、災害復旧は部分的にしか復旧しておりません。これも国との査定の状況によりまして、部分的にしか復旧しておりませんので十分とは言えないかもしれませんが、支障となる箇所についてはある程度完了したというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 147カ所、大変な箇所が対象になったかと思うんです。確かに今、課長が言われたように応急的な部分もあるし、それで鏡田の転作センターの入り口のところなんです、あそこが私も3回ほど町のほうにお話をしたんですが、どうもまだひずみが出たり、あるいは上からの排水のU字溝の横断する部分があったり、あるいは大型車が通ったりということで、非常にひずみが多くて、あそこのお住いになっている方が夜ガチャガチャンと大型で何回も目が覚めてしまうんだというふうなことは、よく言われております。

町に伝えておきますとは言って伝えてはおったんですが、もうやっぱりしっかりと路盤からですね。前に伺ったときは、あれは上下水道課だとか下水だとかと、こういうお話もあつたりして、担当課はどちらでも構わないんですが、ましてや相当ひずみがありますから、まして転作センターというのはもう地区の人たちが集う場所でもあるし、子供達も集まるし、それから住んでいる方が夜中、自分の枕元で大型がガチャガチャンといったら目が覚めたらやっぱり安眠もできませんので、しっかりともう一度、路盤から整備してもらうようにできないかということをお伺いしたいと思います。

確かにこの災害復旧でこれほどの1,400カ所もやったわけですから、大変な仕事だったと思うんですが、昨年9月にはかなりの大きい工事が、議長さんのうちの前の100mが片側全面舗装にきれいになりましたね。きれいになったからよかったです。交通安全上も。

だから、そういうふうな部分があつたり、あるいは今言ったように継ぎはぎでガタガタしている部分があつたりということをお考えますと、もう少し道路網の整備については目線を広くして進められないかどうか、改めてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 再質問になりますが、議員さんのおっしゃるところは非常に理解はしてございます。町の整備、補修につきましては、それ相当な費用がかかるということも先ほども申し上げましたが、道路行政につきましては経費が大分限られております。

要望に当たっての整備というのは、それぞれ応えるのはなかなか順番があつたり厳しいとものがあるんですが、町としては緊急的なもの、それから暫定的なもの、公共的なものというふうなことで分けながら、今、進んでいるところでございます。

先ほど言われました幹線道路、議長さんの前のあたりの幹線道路につきましては、道路不足事業ということで補助事業のほうで対応させていただいております。そのほか副次的な接続道路につきましては、その他の交付金等を使いたいということで県に要望しながらやっているとございますが、いかんせん交付金、なかなかつきが悪うございまして、町単独事業というふうなことになってございまして、先ほど言ったように要望に合わせて整備するのは困難でございますが、なるべく要望に沿うように考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 多くの住民は道路の整備について要望があるものですから、担当課

としては大変でしょうけれども、十分な対応を進めるようなことで強く求めていくものでございます。

それでは、2番目の町の広報事業と対外的アピール政策についてに移ります。

(1) 番はふるさと納税です。これらは町もかなり努力されており、その効果は上がってきているのかなというふうに思います。しかし、いろいろ調べてみますと、これほどの差が出る事業もないのかなというふうに改めて感じました。

全国ですごく大きいところが宮崎県の都城市です。これは納税額が35億円というふうな、とてつもない額がふるさと納税。それから静岡県焼津も35億円とか、そんなふうに我が町の一般会計もとの予算と同じくらいの納税額が集まっているんです。同じふるさと納税でありながらもこんなに差が出る。国が求めている姿とは違うと言うかもしれないんですが、余りにも大きい差が出ているのかなと思います。

市町村格差がこれほど出たんでは、集まったところだけでも大変いいなど。近くでは湯川村がやっぱり米の返礼品でやったところが1万俵オーバーしたということで、うれしい話なのか悔しい話なのかわからないんですが、8月19日でふるさと納税のこの米の部分は締め切ったというふうな、信じられないような記事が新聞に出ておりました。

市町村格差がかなり大きいんですが、我が町鏡石としては県内では何番目くらい、また、額は現在どのくらいになっているのか。また、全国のトップクラスとの上位との差が何でこんなにあるのかということ町の方ではどのように把握して、またその対応策を練っておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ふるさと納税につきましては、寄附金税制の仕組みを活用しまして、自らの納める個人住民税の一部について住所地団体から他の地方団体へ移すような効果を持つ制度でございまして、平成20年度から導入されてございます。

自分の生まれ育ったふるさとだけではなくて、応援したいどの地方団体に対する寄附も対象とされてございます。近年につきましてはふるさとへの貢献よりも返礼品のほうに関心が集中するなど、その是非についてはいろいろな議論がなされているところでございます。

県内、鏡石の状況につきましては、先ほど議員さんからありましたように湯川村が3億7,400万、飯館村が3億6,800万と多くの納税の実績となっております。当町におきましては平成26年度から、町外の個人に対して1万円以上について3,000円相当の返礼品を開始してございます。26年度は18件、27年度は53件の実績でございまして、県内では59市町村

中、金額で言いますと45位というような状況になってございます。

大きいところとの差と申しますか、なかなか一概には言えませんが、数字的に見れば、やはり先ほどありました都城とか多いところを見ますと、大変魅力的な返礼品のブランド力と、さらには寄附金額に対する還元率。つまりメディアでも多く報道しておりますが、やはりお得だというようなところがあると考えております。

また、それ以外にもやはり申し込み方法とか決済方法が簡便であるというようなことも挙げられると思います。

ただ、それだけではないと思いますけれども、現在のところ、そのような差があるのではないかと。さらには商品の数、選択数も一因ではないかなと思ってございます。

町におきましても、ことしの4月から従来の返礼にかえまして種類と区分を変えてPRを行っているところでございます。また、今回、補正予算を計上しまして、今やっている方法をもう少し簡便にできるような方法に取り組んでまいりたいと思います。

当然、引き続き、ふるさと納税の増加を図るためにPRしてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 県内で45位ということは、余り記録に残したくないですね。4位か5位というふうなことであればこうやりたいんですが、こう見てみますと、全国の中からも小さな町でありながらも、20億くらいをさらに確保している町村もたくさんあります。見てみますと、本当に小さい町でも15億とか、そういうふうな額を確保している。これはやり方であるのかな。

国の本来の趣旨とは違うから、それは違うんだというふうなことになる、花をとるのか実をとるのかになると思いますが、まだまだ我が鏡石は二歩も三歩もおくれていると思います。

返礼品をいただいた方からお話を伺いました。そうしましたら、やっぱり満足したというふうなことではないんです。やはりもうちょっと何かないですかねという言葉がつかれました。その言葉を聞いたときには、喜んでもらえなかったんだなというふうな思いがありましたので、やはり返礼品については、何かまた補正予算でこの後、改善がされるというふうなことでございますが、私たちまだ伺っていないのでわからないんですが、やはりかなり抜本的にこれをやっていってもいいのではないかなと思うんです。

ひょっとしたら、専門の専従のこういうふうなプロの職員を置いて、ふるさと納税をもうどんどん拡大するんだというふうな職員を1人くらい、こういうのにたけている方を何とか見つけ出してやって、そして鏡石町を少しでもやっぱり対外的に理解してもらえるような

やり方を町としては今後考えられないかどうか、それらについてお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

総務省で言っております本来の趣旨というの、私たちが理解しているということで、そういったことで20年から始まりましたが、実際、返礼品を出したのは26年ということになっております。

送った方々に喜んでいただけるように、当然ながら町の特産品をメインとして送っております。ただ、還元率が1万円以上で3,000円程度というような3割ぐらいの還元率でやっていると申しますのは、やはり町を応援したいというような気持ちを寸借しますと、やはりこのぐらいが通常の返礼としては常識的なのかなと。

ただ、議員さんがおっしゃいますように、実をとるのであれば都城とか他の先進地のように8割、9割、さらには105%というような還元率の返礼品をやっているところも実際にございます。

ですから、実際に手元にどのくらい残るかという議論もありますけれども、うちのほうでもことしの4月から、そのような形で内容をちょっと刷新させていただきましたので、ことしの状況を見ながら、当然ながら改善はその都度変えていきたい。

あと、職員専従につきましても、現在のところ産業化のほうに特産品の返礼をするということで、臨時職員を雇ってやっている状況でございますけれども、それについても今後、補正等で専門の業者さんのほうに簡便な方法にできるように依頼するような補正も計上しておりますので、その中でいろいろご審議をいただいて、今後の対応についても協議してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 同じ手間をかけて、やっていることもほぼ近いようなことをやっていて、それで相当の収入に差が出るということになると、何か我々、その立場にかかわる者として、やっぱり鏡石は県内で4番なんです、5番なんですと言われるのと、45位ですと言われると、その話の中にも入りたくなくなってしまうから、やっぱりこれからの体質としては実をとるスタイルのふるさと納税、それを強力に進めていくべきでないかなと思います。

この7月に行政調査で行ってきました北海道の当別町。ここなんかはふるさと納税でもって道の駅の建設基金にするというふうなことで、もっとも、そこには生チョコで有名なロイ

ズ（royce）ですか、あれがありまして、そこから相当の額の納税もあるようでございますが、そういうふうなことで、やはり少しでも我が町財政を確保するために進めていく必要性を感じました。

それでは、2番目には鏡石町の対外的な認知度を高めることをどのような政策を実施しているかというふうなことでございます。その必要性というのはどのように考えておられるのか。

ラッピングカー導入や町公共施設の冠名称は、これは前にも出ておったんですが、その後どうなっているか。

身近なところでは、震災のときに寄附をされましたAKBバスです。あれなんかラッピングカーの最たるものだと思います。ああいうバスが目の前にあるのに、鏡石の公用車が鏡石町はアヤメがあつたり田んぼアートがありますとか、農業のキュウリとかリンゴがとれるんですとかというふうな部分を書いた車は一台も走っておりません。

やっぱり町の車だからそういうのをやるのはふさわしくないという考えなのか、あるいはそういうことに対して今まで考えていなかったのか。ある意味では、やっぱり公用車についてはそのような姿を、全部やれとは言わないですが、町の中を走る車が鏡石町の車なんだということになると、何となく明るさもありますから、やっぱりそのようなことでこのラッピングカーの導入。

あるいは、鳥見山陸上競技場なんかは町内の企業の名前のついた、県ではどうほうスタジアムなんていうのがあつたり、いろいろありますから、そういうふうな冠名称というのはその後どんなふうになっているか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の魅力を対外的にPRしていくことは、今やっております人口減少対策。当然ながら今後、地方創生でも示しているように人口がどんどん減少していく。人の取り合いになるのかなということも考えられますから、大変重要な施策ではあると思います。

対外的なPRとしましては、第5次総合計画にありますような、今までは「牧場の朝のまち」というのを将来像としまして、緑に囲まれたさわやかなイメージの町ということで、田んぼアートの取り組みとか鳥見山公園の充実したスポーツ施設、さらには平らで住みやすく、交通の利便性がいいというようなことを今までもホームページとかいろいろな機会にPRに努めております。

ご質問のようにラッピングカーにつきましては、今のところイベントの、例えばことしで言いますと、あやめ祭りのときに看板を張ってPRするというようなことはやってございま

すけれども、ラッピングカーまではちょっといけないんですが、そのような状況でございます。

あと、当然、公共施設のネーミングライツというような議論もございました。当然ながら企業としていかなメリットがあるのかというようなことを公共として示してどのくらいの効果があるというようなことをなかなか試算まではいっていない状況もございますので、そのようなことをPRできるような取り組みも今後していけないと、なかなか冠、さらにはイベントの冠というようなことも考えながら検討する必要があるのかなと、行政のほうでも考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 町のアピールということで、広告収入もあると思うんですが、広報に広告収入というのは取っていますよね。これは1年間で幾らぐらい入っているのか。これは全戸配布になっていますから、それなりに効果は上がっているのかなと思いますけれども。

なぜ町内企業とのマッチングをもっと強化しろというふうなことを考えたかと言うと、やっぱり産業と、それから今、俗に言われている学と、それから官と協働の推進というんですか、産学官の協働というのが、この小さな鏡石でありますから、特にやれば町の一体化に結びついて、ある意味では産学官の町鏡石というのも出てもいいのではないかなと思うんです。

そして、鳥見山とか田んぼアートとか、「牧場の朝のまち」とかというふうなこともありますから、やっぱりもっと企業との接点、これを深めていって、我が鏡石町を高めていくことがいいかなと思うんです。

実は、これ観光協会で作った袋なんですけど、きれいだと私は思います。非常にいい袋だと思います。紙質もよくて立派な袋をつくりましたよね。これは非常に町の中の発想としてはいいなというふうに思って、使わせてもらっています。

ただ、これをぶら下げて歩いている町の関係者が残念ながらいないような気がするんです。この議場にいる多くの方々も、これを下げてどこか外に對外的に歩いている姿を見ていません。ただ1人だけ見ました。それは私なんですけど、これを持って電車に乗ったり、あるいは東京の町を歩いたりというふうなことを極力やるようにしています。

それから、何かのイベントでいただいた方々も持っているんですが、そのときだけではなくて、これ紙質もいいですから、やっぱりこういうものを町の職員なり関係者が外に出るときに簡単な書類とか手荷物をこれに入れて歩いていけば、大変な宣伝にもなっていくのではないかなと、非常に私はこれ、うれしいなと思っております。

やっぱり、このように町をいろんなところでアピールするための方法というのがあるので

はないかと思えますから、そのようなことで、今後、この認知度を高める部分をみずからが努力しなければ、なかなか高まらないと思えます。

町長さんも、あすから県に行くときとかどこかに行くときは、かばんを下げていくこともいいし、これもわざと見えがしろに、ルイ・ヴィトンのバッグみたいな気持ちで、見えるようなところで持って歩いてもらえるようにすると、またいいのかなというふうにも感じます。

そのようにして少しでも鏡石町を対外的にアピールしてほしいなという思いはたくさん強く持っております。それらについて、よく検討されることを強く求めるものであります。

最後の質問になりますが、町公営の掲示板です。この方法はどのように考えているのかということでございます。四、五年前に、この掲示板の設置条例を変えまして、各地区にあったものを効果がないということで、役場1カ所にここの前に周知をして、ここに置きました。

しかし、ここに掲示されている内容は、町にとっては大変重要な内容であるわけでございます。しかし、こう見てみますと、この掲示板の前で見入っている人というのは案外少ないんです。立って眺めていることがやはり今の時代にはどうなのかなというふうに感じます。利用者には、これ、十分満たされた掲示板であるのかなというふうな疑問が持たれます。

今の役場の前とかに立って、雨降っても天気になっても暑いところで眺めている姿というのは、明治時代から続いている掲示方法なんですね。しかし、今、我々こう見ていますと、ここにはまだ持ち込み禁止になっていますが、パソコンであり、それからOAであり、LINEであり、全て電子機器で、今、流れている時代でございます。

何だったら役場の一角にあの掲示板のあのようなスタイルを電子なり、あるいはそういうことでやっぱり見られるような場所を設置して、椅子に腰をおろしてゆっくりその内容を理解してもらおうというふうなことが私はこれからも大事なのではないかなと。時代に合った町の掲示方法であるだろうというふうに思いますので、こういうふうなことができるシステムを考えるべきではないかというふうに思っておりますので、その辺はいかがであるかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきます掲示につきましては、鏡石町広告式条例によりまして、現在、おっしゃるように役場前にある1カ所が指定されてございます。ただ、以前におきましては各行政区に同様の掲示箇所をしておりましたけれども、平成17年に現在の1カ所に取りまとめて使っているところでございます。

町におきます掲示スタイルにつきましては、当然、ご指摘のとおり時代には合っていないと思えますけれども、この掲示につきましては法律で決められておりまして、そのような法

律によりましてやっているという状況でございます。

当然ながら、現在のところ、このような町におきます決まったこと、変わったことにつきましては、ホームページとか広報等でお知らせはしているところでございますけれども、掲示している箇所の全てをホームページや広報等でお知らせしているとは言えませんので、そのような広報等につきましては時代に合った周知方法を今後も活用して、町民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 時代背景が変わってきていますから、法律でなっているけれども、それは実情に合わせた法律の改正もなると思いますし、また、町としてはそれは変えることができると思いますから、今後十分なる検討をする必要があるというふうに感じております。

実は私、これをなぜ言ったかという、鏡田に、消防の屯所のところに古い掲示板があるんです。これはただいま課長が言われたように、各行政区に1カ所ずつあったものですから、町内にたしかそのまま残っているんじゃないかと思うんです。ただ板がバンと張ってあって何も張ってなくて、その板があつて中には朽ち果てるような掲示板もあるかと思うんです。

やっぱりこういうものを確認して撤去するなり、あるいはその地域の案内図なりそういうものを掲示して再活用するなり、あのままではきれいな町づくりと言いながらも見ぐさい町づくりになってしまいますから、そういう部分についてはしっかりと対処する必要があるのではないかなというふうに思います。それらについての今後の掲示については、きれいな町づくりの一環としてやってもらいたい。

あと、掲示で今ちょっと思い出したんですが、この議場に入って地震のときに大変なことになりましたが、きれいになりました。しかし、町長、何か掲示で物足りないと思いませんか。思わないんですよね。

ここに歴代町村長の掲額があつたんです。これ、大きさは若干カラーとかいろいろありましたが、しかしそれは現在5年半年たって、まだありません。先人がつくってきた鏡石町なんですから、やっぱりこの方々のお骨折り、次は町長の額も飾れるんですから、きれいな額、そして今の写真だときれいに整えることもできますから、額の大きさも同じくし、写真も同じような写真を掲示して、我々ここに入ったときは先輩の方々がつくってきた町なんだなということを心に感じながら、次の町づくりに臨めるような掲示をすることが必要ではないかというふうに思われますが、町長はいかがにお考えでございますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この震災以降、このような状況になっているのも私も承知はしております。飾るといふことも、私はひとつ大事なのかなというふうに思っております。ただ、自分のこともあるということもございますので、そういったこともいろいろあって、これは担当課の中で、この状況の中で掲示できるかどうかについては、私自身というよりも担当課の中で協議をしながらしていただければなというふうに考えております。

ただ、議員さんが言われたように、やはり先人がつくられたそういったものをちゃんとやるということも、我々の大事な部分なのかなというふうにも思っている次第であります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 幾つか質問させていただきましたが、町民のためになるように、そして、いい鏡石町になることを切に求めながら、きょうの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。

町議会議員となり、はや1年が経過いたしました。今9月定例議会におきましても通算5回目となる一般質問の機会を頂戴しております。

さきの6月定例議会におきましては、私が3月に提出し、継続審議になっておりました議案1件、鏡石町議会議員政治倫理条例案及び6月に新たに提案・提出いたしました議案3件、鏡石町議会会議規則改正案及び2つの特別委員会設置に関する案件でございますが、こちらを慎重審議いただきましたけれども、いずれも否決、廃案という大変残念な結果に終わりました。

中でも、福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置については、本会議におきましても賛成少数にて残念ながら否決されてしまいましたが、間を置かずして7月上旬には、福島大学においては農学系学部の移転先を福島市内に早々に決定するなど、極めて急速な動きが見られた中で、我々議会や町執行部が5月10日に我が町への誘致に名乗りを上げてきてからとってきた、いわば安穏とした緩慢な姿勢については、果たして正しかったのか、本気であった

のか、適切かつ迅速であったのか、なすべきことがほかにはなかったのか。

はたまた一部議員からの声にもありましたように、時期尚早との判断は極めて稚拙で不適切な発言ではなかったのか。我々議会も町執行部も情報収集のアンテナを高くして、先見の明を養う必要性も大いに感じながら、今後の動向も踏まえて、それらの諸課題を再検討する必要があるように思えてなりません。

さて、8月末からは町の総合健診も始まり、その中において、前回6月の私の一般質問でも述べさせていただきましたように、新たにお金をかけないで糖尿病の早期発見につながるような創意工夫が果たして実施されたのかどうか、私は大きく注目しているところでございます。

私も、地方公務員としても数年間かかわってきた保健医療、福祉行政の分野においては、費用対効果、コストパフォーマンスだけではなく、独自の先進性が常に求められており、その分野に限らず、どの分野の政策立案及び実際の予算執行についても、常に費用対効果を考へて行うことは極めて重要であります。さらには、その成果を十二分に分析していくことが大切であります。

何にでもお金さえかければうまくいくとか、お金を使ってただやればいいんだとか、そういう安易な考え方を捨て、時の大臣が述べたように国からの交付金や補助金を確実に獲得していくためには、地方自治体がしっかりとアイデアを打ち出していかなければなりません。

今や地方創生と言われる中において、地方の独創性、オリジナリティーがますます重要になってきております。また、町の抱える借金が100億円を超えているという我が町の厳しい財政状況において、今定例議会は決算議会でもありますので、特別委員会及び本会議においても町民の血税の無駄づかいを削減するという観点からも、我が町の既存ないし現行の政策の費用対効果についてしっかりと吟味させていただければと思っております。

私も今年1月、4月、7月と、議会報告「うつくしまふくしま・かがみいし版」を無料配布して、町民の方々に関心をお持ちいただきたいと考えておりましたけれども、今般、町民の皆様方におかれましても町政の動向に興味・関心をお持ちの方が大変ふえてきたように感じられます。

我々は開かれた議会を目指しながらも、議会制民主主義と二元代表制が確立された真の地方自治を実践し、町民の町民による町民のための町政を粛々と行っていかなければならないと、議員生活1年を迎えた今、改めて町民の皆様方にお誓いを申し上げる次第であります。

前置きはこの辺にいたしまして、私に与えられた持ち時間40分を全て使い切るようなつもりで、今回の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1に、我が町におけます子供・子育て支援及び青少年健全育成というテーマを設けさせていただきまして、質問させていただきます。

第1に、我が町にございます鏡石児童館につきまして、私も先日、こちら個人的に伺わせていただきまして、ちょっと見てきたんですが、こちらについてのご説明をいただきたいなと考えております。

と言いますのは、こちらの施設をうかがいますと、平成7年度、通商産業省所管、現経済産業省ということになると思いますが、当時の通商産業省の所管施設であるということが書いてあります。

ただ、どういうふうないきさつでこういった施設が設けられることに至ったのか、その経緯がちょっとわかりませんので、お示しいただきたいということでもあります。また、鏡石児童館につきましては条例及び施行規則が設けられておりますので、そちらを私も見させていただいたんですが、なかなかこの条例及び施行規則について実態と合っているのかどうかというの、私もわからないですのでご説明いただきたいということ。

及び、現施設の利用状況としましては、週3回、月水金という形で「つどいの広場」が行われているということが周知されておりますので、私はこのうちの1回ちょっと行って見させていただいたんですが、そういったことを鑑みまして、この児童館のコンセプト、及びそこから町が今どのような問題点を見出しているのか、その辺につきまして、まずご説明いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石児童館につきましては、児童福祉法第40条に規定します児童厚生施設の一つでございまして、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としております。

平成8年4月に開館した児童館につきましては、長年、放課後児童クラブ事業の実施場所といたしまして事業を展開してまいりました。平成26年10月からは、放課後児童クラブの実施場所が第一小学校敷地内の児童ふれあい交流館に変わったことに伴いまして、子育て中の親子の交流の場である「つどいの広場」事業を毎週月水金の3日間、児童館で開催することになりました。

また、「つどいの広場」を開催していない曜日につきましては、民間の自主的活動でございまして育児サークルが月に1回から2回程度利用していることから、現在の児童館は地域の子育て拠点としての役割を担っていると考えております。

施設の整備につきましては、経年に伴います修繕等を中心といたしまして、適宜実施してまいりました。現在は、「つどいの広場」の利用者から要望の多い屋内遊具の充実につつま

して、来年度、平成29年度に向けまして補助事業を活用した整備を検討しております。

その他、ハード面の整備につきましては、引き続き利用者の要望の把握に努めてまいりたいと考えております。また、ソフト面につきましては、「つどいの広場」の子育て講座のメニューの充実化や健診時のチラシ配布によります事業PR等に力を入れております。

参加する親子の交流が広がることで、現在26年度、延べ実績といたしましては927名の利用者がございましたけれども、27年度につきましては延べ2,203人ということで、約2.4倍と大幅に増加しております。

さらに今年度は、利用者の要望を受けまして、「つどいの広場」の開催日ではない火曜日、木曜日につきましては、月に1回から2回程度でございますけれども、試験的にワークショップを開催しており、多くの親子が参加している状況でございます。

町といたしましては、こうした状況を踏まえながら、子育て支援アドバイザーの増員や「つどいの広場」の開催日の拡張につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

先ほど2番議員さんのほうからご質問等がございました補助金の中身でございますが、旧産業省の産業再配置補助事業ということでございますけれども、この中身としましては、これは企業誘致に関連しております。新たに町内の工業団地に進出していただいた企業さんの工場の面積、あとは新規で採用された従業員の方の人数によって、ある程度その補助の額が決まっていくというメニューでございます。

ただ、その関連でございますけれども、補助の絡みということで言うと、これ、木造の建物でございますので、例えば施設の転用とかということを含めると木造の耐用年数が関連してきます。ですので、それを調査しますと木造については24年の縛りがあるということで、参考までにご説明させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から丁寧なご答弁をいただきました。

補助事業として屋内遊具の整備がされるということは、私も安心しました。先般、利用した方々から伺ったときに、今どういうふうな問題点があるでしょうかと、あるいはどういうふうな希望があるでしょうかということをざくばらんに聞いたときに、あそこに書きましたようにハード面とソフト面それぞれあるということ、要望といいますか、ありました。

こういった全ての要望がすぐに達成されるとは、私も思っておりません。やはり検討し、そしてなおかつ予算づけをしなければ実行されないわけでありますから、時間がかかるのはわかっておりますが、ただ、私が一つやっぱり思いましたのは、小さなお子さん方、一応、条例上は満3歳から中学3年までの方を対象としているということが書いてあるんですけど

も、ほぼ利用している方が恐らく小さい、小学校に入る前の方々だと私は考えております。

そういう中におきまして、やはり走り回ったり転倒したりすることを考えますと、やはり今すぐにやらなくてはいけないことがあるのではないかと。それを私が思うのは、床面の問題であったりとか、大抵子供さんたちを預かっている施設を全県的に見ますと、床面は特にクッションが特に新しい施設になりますけれども、床面にクッションが入っていたりとか、けがの防止あるいは安全確保ということで、十二分にされているのがほかの施設かなと思っております。

ですから、いろいろそういうふうな子供たちの安全確保、安心して遊んでいただけるような環境整備ということで、その辺については早急にできればお考えいただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、平成7年に児童館ということで設置をしたということであります。その当時、児童館の中に本来の児童館のあるべき姿よりも、いわゆる今の放課後児童クラブ、いわゆる児童館の中で放課後児童部を行っていたと。まず、そこが大きく違います。ですから、本来の児童館の使われ方ではなくて、放課後児童クラブとして使われていたというのが以前の施設だということであります。

そこで、私も担当課の課長も務めておりました。その中で、放課後児童クラブが学校から歩いて児童館まで行くということで大変心配をしておりました。そういう中で、私も就任し、そして震災が起き、そういった中、今回、いわゆる学校の敷地の中に放課後児童クラブを設置した。そういう中で安心して、道路にも出ないで放課後の児童クラブができるということになりました。

そういう中で、この児童館については、多く今、使われているのが子育てということであります。そういう中で今、質問がありました、児童館そのものは小学生を対象としているというのが大きな点でありますので、こういった部分については、今、指摘があったとおり本来のいわゆる使われ方と違う方を使っておりますので、今あったような本当に町があ施設の事を本当に子育てとして使っていくか、そういったことも含めてこれからしっかりと、そして条例も直すと、そういったことも含めてこれから検討していきたい。

ただ、今、子育て支援の中であの児童館が、先ほど担当課長から言われたように多く使われている。これも大きな利点でありますので、そういった方向にしておりますので、安全面も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁いただきました件について、前向きにぜひとも考えていただきたい。と言いますのは、今、その目的が少しずつ現実的にはちょっとずれているなということを考えているわけですが、先ほど申しましたように全県的に見ましても、子供たち、特に就学前の子供たちを自由に遊ばせるような施設が全県的にはぼつぼつとできてきているわけでありますけれども、やはり我が町においてもそういう施設をつくってほしいという要望があるわけであります。

あるいは、我が町の町民が町外の施設を多々利用しているというケースも見受けられる。要するに、郡山に行ったり西郷のほうに行ったり矢吹のほうに行ったりしているということも見受けられるということもありますので、ぜひともそういう面でもお考えいただきたい。

ですから、既存の児童館の新たな活用方法あるいは新たな児童施設の建設等も含めて、考えていただきたい。

私の個人的見解を申し上げます、ぜひとも町長が駅東のほうに健康福祉センターといういわゆる複合施設をつくるというご希望があるようですから、ですから私は、本来の複合施設をつくるという考えがあるのであれば、やはり他の市町村でも同じかと思いますが、そういった子供たちが遊べるような施設もやはり複合施設ということで考えていただければ、1つの検討課題として考えていただければいいのかなと思っております。

さて、第2の質問に移りますが、学校教育ということでお話をさせていただきたいと思えます。今や我が国の学校教育といえますか、子供たちを取り巻く環境は、ある意味、私たちの時代とは全く大きく変わっている。ましてや戦前の時代、あるいはもっと昔の時代とは全く大きく変わっているというのが現状かと思えますけれども、そういう中において私が最近思っていることについてご質問させていただきたいなと思っております。

第1の質問であります、我々の時代までといえますか、あるいは我々の時代よりももっと前の時代かもしれませんが、ある意味、我慢や忍耐、そういったものを教えるということがあった。学校でもそうだし家庭でもそうだし、地域でもそうだしというのがこういう時代だったのかと思えます。

しかしながら、今、こういうふうな我慢の教育あるいは忍耐の教育が実際に具体的に学校ではどのようになされているのか。まして、だんだん今の時代ですと我慢や忍耐のできない親のもとで育つ子供がふえてきているのではないかなと危惧しておりますが、そういった中において、学校ではこういったものについてどのように教育なさっているのか。

そして、その一例でもありますが、例えば私たちが学校で小学校、中学校で授業を受けていたとき、トイレに行きたいなと思ってもある程度は我慢する。あるいは、トイレに授業中

に行かないように休み時間のうちに行っておく。そういうふうなことが、ある意味、子供たちの、誰にも言われなくても常識的なこととしてわきまえていて、それを実際に子供たちがやっていたということだと思いますが、今このトイレについては学校でどのような指導になっているのか。

あるいは、例えば授業中にのどが渴いたなんていうこともあるかもしれません。ましてや熱中症が老若男女問わずあるという中において、この水分補給については確かに健康上も大切な問題であります。しかし、教育上はどのように対応なさっているのか。

これは先般もお聞きしましたが、休み時間の使い方についての考え方と一緒にご答弁いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我慢や忍耐の大切さにつきましては、学校教育において学校行事や学級活動、道徳の学習、体育の教科など、機会あるごとに我慢、忍耐の大切さについて指導しております。学校行事や学級活動では、集団生活のルールを守り、思いやりの気持ちをもって取り組むこと。道徳の学習では、勤勉努力や基本的な生活習慣について考えを深めること。体育などの教科では、自分の目標に向かって努力し続けることなど、教育活動全体を通して我慢や忍耐の大切さを指導しております。

次に、休み時間の使い方につきましては、水分の補給やトイレに行くこと、次の学習の用意をすることなどを中心に指導してございます。授業中での水分補給やトイレにつきましては、児童・生徒の体調などを確認しながら必要に応じて対応している、それが現在でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 教育長、今、ご答弁いただきましたけれども、まさしく言われているそのとおりだと私も思っております。ですから、私たちの時代から言いますと、例えばトイレなんかに行きたいなといいますと、我慢できないのかいというふうに周りに言われて、ある意味ちょっと我慢するというふうな方向に持っていったような、先生が多かったような感じですよ。

どうしても我慢できないとなれば、そればいろんな問題がありますから、やはり連れていくとか、あるいは行ってきていいよとかというふうになると思うんですが、今はその辺はど

うなんでしょうか。

むしろ、子供たち本人が行きたいと言った時点で安易に行くような感じで指導しているんでしょうか。その辺、もう一度お答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

授業中のトイレについての我慢という部分なんですけど、子供の状況によって随分違ってくるのかなというふうに思います。授業をしている中で飽きてしまっただけのトイレというのも場合によってはあるかもしれませんが、休み時間にやることが多くてトイレに行く機会を逸してしまっただけというようなことでトイレというような話も出てくるかもしれません。

休み時間で申しますと、学校では2校時と3校時の間の長い休み時間と、1校時と2校時の間の短い休み時間等がございます。短いというと10分程度になるんですが、1回目の答弁で申しましたように、水分補給とかトイレあるいは教室の移動に使うというような使い方が多いようでございます。

それから、先ほど申しました2校時目と3校時目の間の休み時間、それからお昼、給食を食べた後の長い休み時間がございます。こういった中では、季節や天候によって違いは出てくるんですが、外での遊び、それから図書館での利用、それから行事のための練習時間、さらには児童会や学級会などのための係活動で過ごす場合もございます。

休み時間は各自がそれぞれ目的を持って、周りに迷惑をかけないように休み時間を過ごすというのが学校で指導している中身です。

繰り返しになりますが、子供の様子を見ながら、トイレに行かせなければならない場合には、これはその分、恥ずかしい思いをしないようにだけはしなければならないことですので、学校としてはその辺はしっかり対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのような形でぜひとも教育、指導をお願いしたいなと思います。

続きまして、これも私がいろいろ考えておりますが、今、小学校、あるいはもう少し前からですか、英語教育を取り入れると。私は、こういったことはアーリーエクスポージャーといってもおすごく大切なことである、要するに小さいころからそういったものに触れさせるという能力が伸びやすいということが、これは脳科学的にも言われているわけでありましてけれども、そういう中において我々日本人としては、外国語教育もこれからの国際化の時代の中において飛躍するためには大切かと思うんですが、やはり日本語や日本文化を大切に

するような、そういうふうな教育が大切かなと思っております。

ましてや、今や横文字のほうが重要視される。ある意味、外国かぶれといえますか、そういうふうな時代になってしまっているのかなど。日本らしいよさ、日本のよさというものがあるのかなかなか失われつつあるのではないかなと思うんですが、そういった点において学校としては日本語教育あるいは日本文化の教育についてはどのように取り組んでおられるのか、その点をお聞きしたいなと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

日本語や日本文化を大切に教育につきましては、小学校の学習指導要領において伝統的な言語文化を小学校の低学年から取り上げて親しむよう定められており、低学年では昔話や神話、伝承など、それから中学年では易しい文語調の短歌や俳句、それから慣用句や故事成語、高学年では古文、漢文などの学習を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、学習の内容についていろいろお聞きしました。そういうものがまだ今も引き続き行われていること、大事だと思います。また、詳しくは述べませんが、やはり私の地元の成田にも歴史民俗資料館がございます。成田地区にとっては本当に最後の施設と、成田からすれば町の命綱みたいなものですから、あれがなくなってしまいますと町の施設がほとんどなくなってしまいますので、あれをぜひとも活用していただいて、やはり学問上、机上の空論といえますか、座っての座学ではなくて、今なかなか身をもって体験することができない時代になっている中において、せっかくああいう施設を成田につくっていただいたわけですから、ぜひともその充実も考えながら日本文化の教育をやっていたらと思っております。

さて、3の質問ですが、今や時代は変わって、やはり子供たちがテレビゲーム、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどを使ったり持ったりしているという状況であるかと思えます。

実際、そのようなものについては現状では学校ではどのようになっているのか。例えば携帯電話やスマートフォンについては、子供たちの所有率。あるいは、学校に持ってきている人がどのくらいいるんだろうというのは、我々は具体的な疑問として思うわけがあります。

また、それが学校の教育方針と、あるいは家庭での教育方針とのそれぞれのそこに差があ

るかなと私は考えておりますが、その辺はどのようにお考えなのかということ。

あるいは、テレビゲームといいますかゲームですね。ゲーム機を持っているか持っていないか、あるいは先ほどの携帯電話、スマートフォンもそうですが、それを子供たちが持っているか持っていないかによっても結局ははじめにつながるというような話も、学童をお持ちの親御さんからも聞いたりもします。

ですから、本来であれば私は子供たちにこんなものは持たせるべきではないのかなと思っていますので、それは私の見解ですが、学校としてはどのような教育方針でなされているのか、それをお尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

テレビゲームやインターネット、携帯電話、スマートフォンなどの取り扱いに関する指導方針につきましては、教育委員会では小・中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止ということでございますが、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合なども想定されますことから、学校長の判断により例外的な持ち込みを認めることもございます。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校の教育活動に支障が出ないように指導してございます。

また、情報モラル教育として、子供たちに対してインターネットや携帯電話の安心・安全な使い方や基本的なルール、マナーについての学習を行ったり、保護者に対しましても講演会や懇談会、学校だより等で啓発活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 学校とご家庭での見解の差がないように努められておられるということでは、私も安心いたしました。やはり子供たちの安全のためとか、あるいは緊急連絡手段先ということでの必要性は幾らかはあるのかなと思いますが、やはり子供たちの学習への支障あるいは学校経営上の支障等となるようなことがあってはいけないなと私も考えておりますので、引き続きご指導をお願いしたいなと思っております。

さて、教育の問題は最後になりますが、今、中学校においては武道教育が行われているということでもあります。この武道教育の導入に当たっては、私も以前に福島県の剣道連盟の幹事をしておりましたので、そういった点において学校で柔道が採用されるのか剣道が採用されるのか、あるいは相撲とか、ほかの武道が採用されるのかについてはできるだけ剣道を採用

用してほしいというふうに全県的にも動き回ったという実態もありました。

今、我が町の鏡石中学校においては、実際に柔道あるいは剣道、これは選択になっていると思うんですが、それについてはどのような状況になっているのか。あるいはその指導の内容、指導方針等について、まずお聞かせ願えればと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

中学校における武道教育につきましては、中学校1、2年生において柔道を年間8時間程度実施してございます。柔道の授業におきましては、柔道の有段者である体育教師により武道の基本である礼儀作法、受け身や寝技などの基本的な技を中心に指導を行っております。

また、柔道の授業の実施に当たっては、何よりもまず安全面に十分留意し、事故を防止することが極めて重要でありますことから、指導中の生徒の体調の変化などに気を配りながら指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長の答弁によりますと、柔道の1、2年生年間8時間という説明でしたが、そうしますと剣道は今されていないという認識でよろしいのかどうか。もう一度確認させてください。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 武道の種目につきましては、柔道、剣道、相撲のうちから1種目を選択履修しなさいという決まりになってございます。また、地域や学校の実態によってなごなた、その他の武道といいますと、空手とか合気道とかが頭に浮かぶんですが、それは地域の実態によって選んでくださいということでございます。

そして、1、2年生においては全ての子供たちにその選んだ武道を学ばせてください、そして3年生においては球技あるいは武道どちらかを選んで指導していただきたいというのが今の学習指導要領になってございます。

鏡石中学校では、その種目として柔道を選んでございます。その柔道の指導に当たっては、上着は、いわゆる柔道着の上だけは学校で備えつけになってございます。それから、安全面を考慮して畳はやわらかめの畳、普通の畳でないいわゆる柔道用の柔らかい畳を準備してい

ます。

それから、指導においては立ち膝までの指導で事故の未然防止、そして崩しなどを中心に指導を行っています。さらに、指導プラス礼儀作法は、先ほど申しましたように重視して指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 教育長、武道の中で剣道は教えているのかというような質問だったのではないですか。剣道のほうの答えをよろしいですか。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 改めて申し上げます。中学校の武道の種目は柔道、剣道、相撲のうちから1種目を選択してくださいということで、鏡石中学校では柔道を選択しております。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、柔道を鏡石中学校として選択して、それを子供たちにやっていたいているという見解かと思えます。私は武道の中では剣道を長年20年以上やっていますので、剣道をぜひとも思っておりましたけれども、今は柔道。

ただ、私は武道教育はどの科目にも関係なく、やはり礼儀作法を教えたりとか、先ほどの我慢、忍耐、それを学ぶ意味でものすごく大事なかなと思えますので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいと思っております。

ただ、管内のかつて須賀川一中で柔道部の悲しい事故が起きていますので、やはり先ほど、教育長の答弁にもありましたように配慮されて、危険な行為はあらかじめしないような方向でされているという配慮もありますので、ぜひともそういう安全性を確保しながら武道教育の実践に努めていただきたいと思っております。

さて、第2の質問であります。第2の質問は、鏡石におきます消防団及び防災計画ということにつきまして、お話を申し上げたいと思っております。

我が町の各消防団、置かれていると思えますが、それらの実態についてお聞きしたいと思っております。まず、各町内の各分団におきます団員の加入状況はどうなっているのか。具体的な人数をちょっとお教えいただきたい。総数というよりは、それぞれの分団の人数。そして、それが人数を聞いただけでは、やはり私はいけないなと思っております、どのような年齢層の方がいるのか。

昔ですと、それこそ20代の後半のころにはもう卒団といいますか、やめられた方がいたと。今はそれこそ私たち30代後半になってもまだ続けられているという方もいるなんて話も聞きましたので、そういった年齢層の問題。

あるいは、そういった方々のいわゆる自営業なのか会社員なのか、いろいろな方がいると思いますが、どういう方が中心としてされているのか。あるいは、例えば先ほども私も申し上げましたが、出身の成田ですと阿武隈川が氾濫、過去にもありまして、それについては消防団が駆り出されるというような状況があった。

そういう意味では、成田の消防団あるいは仁井田のほうもそうかもしれませんが、大きな川がありますと、あるいはそういう水の氾濫、水の問題がありますと消防団が駆り出される。なおかつ消防活動にも駆り出されという状況において、地域ごとの各分団ごとのいわゆるその活動あるいは任務の多寡、多い少ないがあるのではないかと。

要するに、それが具体的な団員の実質人数によって賄えているのかどうか。そういった点について現状の状況、あるいはそういったことへのお考えをお答えいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、団員の加入状況でございますけれども、条例によりまして定員が208名と定められているところでございます。4月1日の加入状況で見ますと、1分団が16名、定員に対してマイナス9です。2分団が29名、マイナス1、3分団が20名、マイナス1、4分団はプラマイゼロの20名、5分団が35名のマイナス9、6分団が17名のマイナス1、7分団が18名のマイナス8、8分団が18名のマイナス10、9分団が16名のマイナス8というような状況になってございまして、4月1日の現在では160名というような状況で、76.9%の充足率になってございます。

ちなみに9月1日で申しますと、合計でございますけれども167名と、7名ふえまして80.3%というような状況でございます。

次に年齢層でございますが、細かい数字まではあれなんですけれども、20代から30代が主でございます。さらに、仕事でいきますと現在のところ会社員が7割を超えているというような状況になっております。

また、地区ごとの任務によってやっぱり定員を見直すべきでないかというようなお話もありましたが、現在のところまだそのような状況で、当時、成田の災害があったときに見直したかどうかについてちょっと私もここではわかりませんが、そのようなことの見直すことは必要なのかなと私も思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から答弁いただきましたように、やはりどの団も、第4分団を除いてはマイナス、定員に比べたらかなり少ないという状況であります。やはり消防というのは、あるいは水防も含めて、防災というのはこれは避けられない。防災というのは私はあり得ないと思っていまして、実際に行われるのはいわゆる減災なわけですよ。

あるいは、そういった災害の予防、防止というもの、それもあると思いますけれども、実際に行われるのは減災であるという中において、災害は必ず起こるんだという前提に基づけば、やはり対策を十分に講じなければならない。

具体的に、今、申し上げました消防団の団員、この現状では、やはりなかなか厳しくなってくるのではないかなと。今は何とか頑張ってやっているかもしれませんが、なおさらこれから減ってくるのではないかなというふうな、今回、実際9月1日にはふえていますけれども、実際にこれから若者が減ってくるという社会状況を鑑みますと、団員数が減っていくということをあえて考えながら、その中において団員を加入させていかなければならないということを考えなければならない。

その中において、私も消防団員の方々からつぶさな声を聞くわけですが、今の対策ではふえませんよと、今の人たちが入ってくると思うんですかということを言われます。私もそれで首をかしげてどうしたらいいんだべと一緒になって考えるんですが、なかなかアイデアが思いつかない。

それこそ昔みたいに先輩・後輩の関係があつて、先輩が後輩にお前も入れということであれば、それは入ったような時代かもしれませんが、今はそれがある意味、崩れています。

しかし、そういう中において団員の加入を促進させていくための方法としては何かないかなと思ったときに、具体的に団員からお話があったのが、例えば税金を減免するような対策が何とか講じられないか。特に町に関係のあります例えば固定資産税あるいは住民税等の税金を減免するような措置がとられるのであれば、それは一つの対策にはなるかもしれないという話も聞いておりますが、私もまさしくそのとおりだと思っておりますが、その辺については具体的にどうでしょうか。お答え願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

団員加入の促進のために、町で言いますと固定資産税、住民税になるわけなんですけど、それについて減免してはどうかというようなご質問でございます。

消防団については、当然、加入しただけではだめで、火災への出動とかポンプ操法、各種

訓練の出動、あと、常日ごろの機械事務点検なども重要な業務になってございます。

当然、減免となれば、そのような活動にいかに出していただけるかというようにところも把握する必要があると思います。ただ、団員ごとの事業もありますし、それらを全て減免のために把握するのはちょっと厳しいのかなと。

あと、さらには消防団員の加入要件には18歳以上の町民、さらには町内の企業に勤めている人も入団できるような仕組みになっておりますので、須賀川とか郡山市から入団されている方の税金を、町独自はちょっと難しいと思いますから、そのような仕組みが県内、全国に広がれば可能かと思えますけれども、現時点ではちょっと難しいのかなと思っております。

消防団員のさらに優遇措置としましては、現在のところ消防団応援事業を昨年度から町独自で実施してございまして、その効果かどうかわかりませんが7名ふえているというような状況でございますので、今後も県内外の状況を見ながら加入促進には努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） なかなかこれは我が町だけの問題ではなくて、やはり全国的に見たら同じような問題なのかなと思っておりますので、例えば全国的ないい取り組みがありましたら、そういったものを参考にしながら進めていただきたいなと思っております。

そのような町消防団の各分団の状況を鑑みて、あるいは5年前に経験いたしました東日本大震災の教訓を生かすのであれば、ある意味、市町村における防災からこれからは広域防災、広域避難時代へとようになっていくのかなと思っております。

そういった中において、我が町の消防団と須賀川地方の広域消防組合、いわゆる広域消防というのがあると思いますが、それについてはそれぞれどのような役割分担をしていったらいいのか。

ある意味、今、申し上げましたようになかなか町の消防団の7割という会社員から成る構成から見ますと、なかなか常に従事できるような状況ではないなと考えておりますので、そういったものを埋めていく、あるいはそういったものを補っていく、あるいは一緒になってやっていくということから考えますと、町消防団と須賀川地方広域消防との役割分担についてしっかりと考えていくべきかなと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えか、お答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消防団と広域消防との役割分担でございますけれども、消防組織法という法律がございますので、市町村に設置される非常備の消防組織が消防団でございます。広域消防といいますのは、各市町村ごとにつくるのではなくて、国の指導もありましたけれども、広域的な消防に限定した取り組みを各市町村がお金を出し合ってやりなさいというのが広域消防でございます。

消防団の活動としましては、原則、当然ながら市町村の範囲にとどめられておりますけれども、東日本大震災等の災害におきましては、被災していない地域は被災している地域を応援するというような応援協定も結ばれてございます。

常備消防でございます広域消防組合につきましては、当然、各市町村に消防署とか分署が配置されておまして、広域的な活動を行って消火作業とか救急出動を行っているところでございます。

議員さんのおっしゃるように、防災につきましては、やはり町の業務が主になってくると思います。当然ながら町が主になって、防災については消防団と協力しながら、当然ながら広域消防につきましても広域消防が防災を担うというよりも、町が防災を担って広域消防の応援をいただきながら一緒にやっていくというような仕組みになっていると考えておりますので、今後もそのような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひとも町がやはりリーダーシップをとっていただいて、そしてなおかつ広域消防と協力しながらやっていっていただきたいと思います。議会の中からは広域消防組合の議員も選ばれているわけでありますので、ぜひともそういった連携をうまく活用していただきながら進めていただければと思っております。

さて、3の質問に移らせていただきたいと思っております。

我が町における農政及び水不足対策についての質問でございます。

まず、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定と言うのであるでしょうけれども、これについての質問でございます。ここ数年来、TPPにつきましては国内外において熱心に議論されているわけでありますけれども、これにつきまして賛否両論いろいろな方から話が出ております。

私がやっております医療の分野におきましても、TPPが医療の分野に入ってきますと、これは大変なことになるぞと。ある意味、国民皆保険制度が破綻するのではないかなということも、実は私も心配している状況であります。

また、介護の分野においては、例えば外国人の方々によって日本人が介護を受けるような、そういうふうな時代になってくるのではないかなということも、実際にこれは国の政府の中で検討されている中で、実際にだんだんそういうふうになってくるのではないかということも思われるわけであります。

今回、そのようなT P Pがこれだけ国内外、特に国内において熱心に議論されているという中において、今、この我が町の町政をつかさどっておられる町長が、今、私は医療、介護の分野を申し上げましたが、農政の分野についてはどのようにお考えかということをお尋ねしたいと申します。

といいますのも、かつて国の動向を見ますと、民主党政権の時代は賛成といいますか、討議をどんどん進めるという時代。そのときに野党であった自民党は、かつてT P Pに反対していた。しかし、今や自民党も情けないことに賛成あるいは協議を進めるということになっている。

要するに、これは時代の趨勢といいますか、それに伴って考え方が変わるの、これはあるかもしれませんが、ただ政権与党がころころと変わるたびに、それぞれの考え方が変わってしまうということであります。

そういった中において、町長におかれましては民主党が与党であったときに、T P Pについては賛成をいち早くされたということが新聞にも載っておったと思いますが、これについては、今でもこのようなT P Pについては賛成の方向なのか。

そして、例えば賛成であるならば賛成、反対であるならば反対であるというのは、これは国の進めるべきことであるから、なかなか今は賛成、反対の意しか示せませんが、万が一T P Pが導入された場合について、どのようなお考えでそれに対応していくのか。

その辺については町長に一連のお考えをお聞きしたいなと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 一般質問の途中ですが、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、T P Pについての賛否、その根拠ということでもありますけれども、その前に、町長は以前、T P Pに賛成したけれども、その考え方はどうだったのかというご質問であります。

そういう中で、吉田議員さんが議員になられる5年前、今から6年前ということでの、その当時のTPPに対する考え方ということでもあります。そういう中では、これは平成22年11月か多分12月だと思ったんですが、福島民報新聞社の県内の首長のアンケートでありました。そういう中では、ご承知のように、今から6年前ですから、TPPについての得る内容、さらには情報というのは大変乏しい、そういった状況での判断だと。そして、この新聞報道というのは、どうしても賛成か反対か、あと、どちらとも言えない、そんな選択であります。そういう中、表現の中で、やはり前後した言葉があって、賛成なのか、反対なのかという、私はそういうふうに思っております。

そういう中で、当時のやつをちょっと先ほど見つけて手持ちで持ってきたんですが、その当時、確かにTPPの参加の賛否と、その理由を教えてくださいという中で、賛成と私は答えました。県内では私と西郷の村長2人だけだったと思います。当時は、当然、経済状況も低迷をしていたと。そういう中で、国益からすればやむを得ないと思われるというか、そういった理由であります。

そして、2つ目、ここは新聞には書いてございません。TPPの参加判断を先送りし、当面は農業改革を進めるとする政府方針をどう考えますかと、これも理由も教えてくださいということでもあります。これは、やはり先送りをして、当面、しっかりと政府の方針を打ち出して農業改革をやるという、そういった考え方については評価をするというふうに、これは当然の判断だと。TPPを先に進めるんじゃなくて、そういったものをしっかりしてやることは当然だと、そういうことでは評価するという2つ目のアンケートなんです。これも新聞の中身は変えておりません。

3つ目です。TPPに日本が参加し、関税を撤廃した場合、管内ではどのような影響が出るとお考えになりますか。これに対しては、農業に大きな打撃を与えることになる。要するに、こういったこともあるので、しっかりと政府の考えを持って、そして、やると。そういったことに評価をするという、そういったことであれば、賛成をしますよという、そういう中身なんです。だから、賛成、反対ということじゃない。やはりそういった前後をしっかりとしていく。こういったものについては、当然、農業委員会も呼ばれました。きょう、委員長さんもおりますけれども、そういったことで、農業委員会のほうにも、そんな中身で説明をさせていただきました。

さらに、その当時、農業再生本部、これは国の本部会議の中で、さらに、これは本部会議とは別に、有識者からなっています食と農林漁業の再生実現会議というものが新設されたんです。その中で、民間委員の1人です、小林伊藤忠商事会長が、輸出に有利となる貿易自由化は経済界には歓迎だが、農業界と対決するのではなく、みんなが農業をサポートする構造をつくるべきだと、そんな指摘をされた。まさに私は、そのように、経済界がよくなるん

じゃなくて、やはりしっかりと農業をサポートする、そういったものが大事だと。こういったものをいろいろな判断の中で、その当時、余り情報がなかった中で、そういった賛成、反対、いわゆる賛成をするという中身になったということ、まず申し上げたいと思います。

そういう中で、今回の質問にありますように、TPPに関して、メリット、デメリットが各産業において複雑になっているということでもあります。そういう中で、その賛否の判断を地方の一首長として答えるということは、私は大変難しいというふうに考えております。そういうことで、ご答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長から、今、過去の新聞の記事の内容、それは私が質問したことで、つぶさに答えていただきまして、新聞記事報道等は、なかなかそういう町長の気持ちや考え方が、全てが反映されるわけではありませんから、直接お聞きできたのは大変有意義だったと思います。

今の状況、国の動向を見ますと、TPP、大臣が途中でちょっとおやめになってかわって、今、少しちょっと宙に浮いたような状態になっているかもしれませんが、恐らくはこのままいくと、TPPが間もなくにも、もうそれを批准といいますか、それに従ったような貿易、商業をやっていかなければならないことになるのかなと思います。農業、あと先ほど申し上げた医療、介護もそうかなと思っています。

そういった中において、できるだけやはり、そういうふうなことに対して、TPPが導入されるということについて、地方自治体としても、特にこの我が町のような、そんな大きな農家がない、小さな農家が一生懸命頑張っている、中小の農家が頑張っているという中において、やはり今のうちから取り組みをしていかなければならないのかなと思っています。ある意味、今から考えたらば、中長期的な取り組みということになるかもしれませんが、TPPが導入されるということを前提にしての取り組み、そういったものについては、今の段階でどのようにお考えになっているか、お答え願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 大変難しいという、先ほども申し上げました。そういう中では、しっかりとした町の農業の実態、そういったものをつかみながら、まず、食は、私は一番身近な、この地元から、さらには周辺、そして東京となるんでしょうけれども、そういった身近なところからしっかりと販売できるようなシステム、そういったもので農業が潤うというものが、

私は一番大事だなと。いわゆる日本人の食は日本の農家が守るといふ、そういったものの基本的な部分が私は大事だなといふふうに思っております。そういう中で、海外に輸出をするとかといふのはその次になるのかなと。そんな考えのもとで、町の農業を、やはり海外ということよりも、まず身近な、そういったことで考えていきたいといふふうに考えているところです。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） まさしくそのとおりだと私も思います。今、農業、農家にとってはやはり販路の拡大の問題等も、今、町長から直接お話があったとおり、そういった点を考えておるようですので、町としても町内農家の、農業をされている方の支援を、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、2番の水不足の問題であります。

きのう、きょうと結構、大雨が降ったと思いますが、きのうです。今般の水不足によって羽鳥用水の貯水率、貯水量あるいはそれに伴う供給が滞っておったわけではありますが、実際に我が町では、私も聞いたところによると、今回の水不足で耕作できないような畑があると。要するに、畑はちょっと難しいなといふふうに言っていた方もいらっしゃいました。そのように、我が町で実際に出た悪影響を、町としてはどのように把握なさっておったのか。あるいは、それについてはどのように対策を講じたのか、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 我が町に出ている農作物への悪影響ということでございます。

昨年末から降雪、降雨の不足によりまして、羽鳥ダムにおきましては、通水開始前の4月末の時点で貯水率が77%というような、満水から3メートル低い状況の中で通水開始がなされました。これは5月5日から通水開始以降も降水量が少ない状況は続きまして、6月17日以降は計画的な断水が実施され、町におきましては、矢吹原土地改良区と情報共有に努めながら、防災無線を用いまして農家の皆さんに情報提供を行ってきたところでございます。

その中で、台風の雨なんかもありましたが、9月9日をもって羽鳥用水の供給は終了するというような1年間の流れになったということでございます。

田んぼの水についても、育成時期に非常に不足するという事態が続きましたし、畑についても雨を頼みにする作物でございましたので、鏡石産の特産のキュウリなんかも水を運びながら農家の皆さんの努力により、その生産を維持したというような状況を把握しております。矢吹原の改良区の水の中でも、矢吹町と鏡石町がその受益地が非常に多いということでございますが、矢吹町の末端一部では非常に育成がおくれたという状況があるということ。鏡石

町においても、一部の田んぼで水もちの状態が悪くて育成がおくれたという情報を受けておりますが、ただ、雨が途中で降ったり、その収穫の状況につきましては、今後、共済の調査等の収穫の状況を見ないと、その被害の状況が判断できないという状況であるというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどの水を運びながら、キュウリ農家さんが一生懸命頑張ったということで、大変な思いをされたんだと本当に私も心を痛めていますが、実際に町のほうに、先ほど、私が申し上げたような、畑を今回諦めるんだというような、そういう具体的な声はなかったのかどうか、あるいは、もしあったとしたら、それに対してどのように対応なさったのか、それをお答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

畑作物につきましては、ことしに限らず、基本的には自然の雨に頼る生産ということでありますので、農家の皆様方はそういう状況を毎年確認しながら、その生産技術を高めているということがございます。今年度の状況につきましては、キュウリに例えれば一部生産量は減っているものの、価格の安定によりまして、結果的に全体の販売量がどの程度になるかどうかということについては、今年度の統計が出る段階で確認されることになるとは思いますが、農協さんとの情報交換の中では、全体的な販売額の中では、大きなひずみは今のところ、価格面で補うことができるような感じで打ち合わせを、情報交換をしているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。ぜひともそういう対応を今後、講じていただければと思います。そして、今、今回は羽鳥用水ということで、我が町の農業がかなりのところで羽鳥用水に依存している部分があるのかなと思っておりますが、今後、そのような水不足対策として、ある意味、天候の問題、あるいは、先ほども課長答弁にもありましたように、そういう雨水といいますか、そういった頼みの部分もあるので、何とも言えない部分もあるんでしょうが、ただ、農業用水の確保という面で、やはり行政としてもしっかりしていかなければならないと思っておりますので、その点については、今後のためを考えてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

まず、羽鳥用水の羽鳥ダムでございますが、この羽鳥ダムは昭和16年から昭和39年にかけて、羽鳥ダムを初め、日和田の頭首工、幹線の用水路等の整備が行われたということで、矢吹町、鏡石町を初めとした市町村の農業発展に寄与してきたということでございます。その後、施設の老朽化が進んだために、平成5年より国営隈戸川農業水利事業によりまして、主要施設の改修がなされております。

しかしながら、東日本大震災で大きな損傷を受けまして、日和田頭首工、幹線用水路等の主要施設は国営直轄で復旧の事業がなされましたが、それ以外の施設は被害箇所が余りにも多く、応急処置程度または対応できていない状況にあり、特に鏡石地区の幹線用水路は現在も深刻な漏水が発生しているという状況でございます。この鏡石パイプラインについては県営事業での改修が今般、決定しておりますが、財政的な問題から、その他の多くの施設の改修がまだ決定していないという状況にあります。

町としましては、これらの施設の改修が速やかに行われるように関係機関に要望していくとともに、各水利組合等で効率的な用水の管理が行われるように指導、調整をしてまいりたいと考えております。効率的な用水管理に必要な農地の集積とか、基盤整備というような、限られた水を効率的に使っていくというシステムの構築が今後、重要であるかというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、やはり水は限られていると、大切な資源であるという認識、それに基づいて、今もおっしゃったように基盤整備事業等、いろいろ町としても考えがあるようですから、進めていただきたいと思っております。

さて、4の質問に移らせていただきますが、県中都市計画についてであります。

これにつきましては、後に続く議員の方にも質問があるようですので、私からはさわりの部分だけお聞きしたいなと思っております。

私もちょっと県中都市計画を勉強しまして、こんな県が出している平成26年のマスタープランなんていうのを一通り目を通して見たわけですが、昭和45年に県で出した計画であります。市街化区域あるいは市街化調整区域を指定したと、昭和45年に。そして、我が町においては昭和48年に目的地用途地域を都市計画で決定したというふうな歴史があるかと思えます。そのような中において、この県中都市計画がなぜ今ごろになってということになったんですが、いろいろな話を聞いております。どうしても市街化調整区域がどうやら多いのではないかと、我が町においては、この計画に基づいて。そうしますと、なかなか町内の土地がうま

く利活用できなかつたり、あるいは税金の面での固定資産税の問題があるんじゃないかという
ことで、皆さん方がいろいろと言っているのを聞きます。それについては、これはやはり
町民としては負担に感じているというふうな部分だからこそ、そういうふうと言っているん
だと思うのですが、その辺については、まず、町の方ではどのようにお考えになっているか
お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

県中都市計画と固定資産税に関するご質問でございますが、私のほうからは税の立場から
ご答弁申し上げたいと思います。

固定資産の評価につきましては、総務大臣が定めました固定資産評価基準に基づいて行わ
れておりまして、町長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定してござい
ます。そして、一筆ごとに土地の価値を適正に評価しておりますので、県中都市計画の指定
によりまして、固定資産税の課税において町民の負担が増すということではございません。

ご承知のとおり、本町は市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税する都市計画税
は課税してございませんので、県中都市計画に指定されていることによって町民に負担があ
るということではございませんので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 土地の利活用とか、そういうやつは出てない。税の問題だけ、今のと
ころは。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 県中都市計画に対するその考え方でございますが、ご
承知のとおり、先ほどの昭和45年あたりから県中都市計画が加わりました。県中都市計画に
ついては、郡山、それから、須賀川、鏡石ということで県中都市計画になってございまして、
市街化区域が多いのではないかというふうなご指摘でございますが、これは郡山市を中心と
した県中都市計画区域に属するというところでございまして、郡山市が区域にしては大体73%
ほど計画を持っております。それから須賀川は7,800ヘクタールでございまして21%、鏡石
については2,300で6.2%の面積でございまして、県中都市計画全体では3万7,124ヘクタ
ールとなっております、人口にしまして38万4,700人の計画ということで、今、やってお
るところですが、市街化区域については抑制されるということで、県の都市計画ですので、県
としては郡山地方圏、郡山を中心として須賀川、そして鏡石と。そして鏡石については、ベ
ッドタウンの町ということで計画されているようでございまして、考え方としては、広域圏
でございまして、鏡石がベッドタウンの計画になっているというふうなことになるござ

います。

以上、答弁とさせていただきます。失礼します。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、ベッドタウンとしての我が町の土地計画ということをお聞きしましたけれども、それに伴えば、（2）番の質問が出てくるわけでありまして。そういう都市計画、ベッドタウンを前提肢とするということになりますと、なかなか我が町への企業誘致のための土地を確保するのは難しいのではないかと。周辺市町村あるいは県中都市計画に入っていない、例えば県南地区の都市計画、県南地区は県南地区で県南都市計画があるんだと思いますが、我が町がなかなか企業誘致できるような状況ではないと、今の県中都市計画では思いますが、それに対してはどのようにお考えになっているのか。要するに、この県中都市計画によつての企業誘致への足かせはないのかどうか。それについてはどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁を申し上げます。

先ほども申しましたが、町は県中都市計画区域に属しておりまして、市街化区域と市街化調整区域に分けられております。市街化区域につきましては、住居圏の保護、それから、商業、工業、利便性を増進するというところで用途区域を定めたところでございます。適正な土地利用ということで保全を図ってまいりました。工場等の企業立地につきましても、建築物、それから規模や用途によりまして用途区域に従って誘導しているというのが事実でございます。それから、市街化調整区域につきましては市街化を抑制する区域ということで、原則としましては、工場等については建築は認められてはおりません。ただ、既存の環境との調和を図るということで、開発許可の制度に基づきます立地規制が必要であるというように考えておりますので、都市計画法によりまして建築物の用途や、それから、土地利用に対して抑制等に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、無秩序な開発の防止ということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 昭和45年に定められて以来、この県中都市計画に基づいて我が町の都市計画があるんだということだと思っております。そういう中において、もう大分長い、私は昭和53年生まれですけれども、私が生まれる前からある古い計画だなど。途中でいろいろとした

変更等もあったのかもしれませんが、ただ、根本的なところは変わらないのかと思います。

そういう中において、町としては、この県が定める県中都市計画に対して、いわゆる抜本的な見直しあるいはやはり改革、改善、それを求めていく意思はあるのかどうか。要するに、簡単に申しますと、今の都市計画に満足しているのか、あるいは不満足であるならば、どういったことでそれに対して対策を講じていくのか、それについてお聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご答弁申し上げます。

45年6月に指定されたわけですが、土地利用の規制、それから誘導、土地区画整理による面整備、それから都市計画道路の都市施設の整備に伴いまして、自然、緑地等の保全を図ってきました。今はどうなのかといいますと、コンパクトな市街地の形成をしてきたというふうに自負しております。町はコンパクトな市街地を形成してきたと考えております。

今後は、人口の減少が見られる中、これまで整備してきた市街地の維持ということもしていかなければならないと思っています。現行の都市計画制度を維持しながら、していく必要があると考えております。土地利用の規制がある地域につきましては、鏡石町の都市計画マスタープランに定められた地域別構想に基づきまして土地利用の転換が行われるよう、都市計画の変更につきましても県に要望していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね。県が定めた計画にのっとって我が町もやるという考え、これは当然といいますか、ある意味、当然であります。しかし、やはり我が町の中においても、いろいろなそういう声があるんだということもありますので、それをつぶさに受けとめていただきまして、やはり県に対しても一言申し上げたり、あるいは先ほど今泉議員さんからもありましたけれども、斎藤県会議員もいるわけでありますから、そういったところにもお願いをしたりして、何とか県と我が町がどちらも納得するような、そういう計画づくりに励んでいただきたいと思っています。

最後の質問になります。

我が町における政治改革。公務員制度改革あるいは選挙制度改革、それについての話をさせていただきたいと思っています。

まず初めに、町職員、これは地方公務員の一般職であります。これも最近といいますか、いつの世も変わらないと思います。いわゆる不祥事が全国的な市町村の職員あるいは都道府県の職員、公務員に散見されるという中において、そういったものを未然防止あるいは綱紀

肅正を徹底していかなければならないというふうに考えておりますが、我が町においては、そういった全国的な状況を鑑みてどのような対策を講じられているのか、まずお聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員からありましたように、福島県におきましても、ことしの春から毎月のように県職員等の不祥事事件が発生してございます。内容を見ますと、どれも公務員になる以前の問題でございまして、公務員たる前の社会人としての基本がなっていないというような状況が見受けられます。当然、これを受けまして町におきましても、幹部会議である庁議におきまして綱紀肅正の徹底を周知しまして、課員に対して指導するように、町長みずから指導しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね。やはり、これは人ごとではなくて、私もしっかり考えなければならぬ問題だと思っておりますけれども、こういった点で鏡石町が有名になることがないようにしていかなければならないなと思っております。

また、2番の質問であります。町民に対しては公平な行政サービスが徹底されなければならないというわけでありまして、地方公務員法に、さまざまな地方公務員としてのあるべき姿が書かれておりまして、私もさっと読みましたところ、地方公務員法の第30条には「すべて職員は、全体の奉仕者として」というふうに書いてあるわけでありまして、すなわち、全ての町民に対する公平な行政サービスを町職員は行っていかなければならないというわけでありまして、例えば、いろいろと良心的に指導といいますか、教えてあげる、そこに違法的な金銭の授受的なものとか、そういったものがなければ、いろいろなものをあっせんしたりとか、そういうことはいいのかなと思いますが、私がちょっと心配しておる事例がありましたのは、町の職員の方が、極端な話をしますと、ある分野のことになりますけれども、個人的にその場所を捉えて、そこには行くなとか、あそこはだめだとか、そういうことを言っている職員がいるということで、私もその方には、そういうことが事実であるならば、これは明らかに地方公務員法に違反しているし、それはある意味、民事的な問題でもあるし、それはやったらいいんじゃないですかという話もしました。それはただ、根拠をしっかりとつかまなければならないわけでありまして、ただ、私が言いたいところは、町民の中から、やはり、今、申し上げましたように、職員は全体の奉仕者であるというふうな、これは地方公務員法に明

らかに書いてあるわけであります。そういった中において、そのような全体の奉仕者としての意識を持っておられない方が残念ながらいるといふこと。これは大変ゆゆしきことかなと私は思っておりますが、その辺については、どのように町としてはお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全体の奉仕者、地方公務員法30条でございますが、憲法15条にも明記されている内容でございます。2番議員のおっしゃるような事実があるのであれば、当然ながらゆゆしき問題だと私も認識するところでございます。当然ながら、そのようなことがないように、今後とも指導してまいりたいと思っております。なお、そういった事実があるかにつきましても、ちょっと調べていきたいと思っておりますので。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね。町民からそういう声を聞きましたので、今、課長からそのような答弁があったということ、私もその方には説明をして、なるべく穏便にといいますか、終わればいいのかなというふうに思っております。

町職員の方におかれましては、本当に昼夜、そして遅い時間まで一生懸命頑張っておられるということは、私もわかっております。ですから、そういったことに気をつけていただきながら、やはり続けて頑張っていたいただきたいなと思っております。私も地方公務員の経験がございますので、やはりその職員の方の気持ちも察しておりますので、それはどうかご理解いただきたいと思っております。

さて、2番の質問であります、区長の件であります。

町長が委嘱する区長については、これは町の規則に定められ、なおかつ各行政区において選出されてくるということでございますが、現在の各区長の任期、実際は規則によれば1年となっておりますが、実際にどのぐらいお務めになっておられる方がいるのか。1年交代の方もいれば、それこそ何年も務めている方がいらっしゃると思っておりますが、その辺についてはどうか、現状をお答えいただければと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、区長の任期は1年とされてございます。行政区から推薦のありました

というか、行政区のほうから推薦のあった方を町のほうで委嘱していることをごさいます、毎年、かわる行政区もごさいますけれども、長年お務めいただいている区もごさいます。本年、一番長いところは9年目と。ちなみに笠石でごさいます9年目。あと3区が9年目、2区は8年目。あと境区が7年目と、長いところはそのような行政区でごさいます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、議長の任期については、これは一長一短あると思います。区長の任期ですね。長くして、やはり時間をかけてやらなくてはならない問題もあると思いますし、はたまた1年ごとにいろいろ見直しをしてということもあるのかもしれませんが、やはり私が1つ考えているのは、区長のなり手がいないのではないかと。要するに人材です。大変立派な方も町内にいるのもわかっておりますが、なかなかその区長になりたがる人がいない。特に、その2番の質問に移りますが、区長の報酬の面もやはり1つはネックになっているのかなと思いますけれども、その現在の区長の報酬について、あるいは今後、区長の報酬について見直す考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区長さんの報酬につきましては条例に明記されておりまして、具体的には年額としまして38万3,000円から多いところで55万1,000円と、やはり行政規模の割合に応じて決定されているところでごさいます。報酬を高くすればというようなご意見もあるかとは思いますが。あとは、行政区の選出方法が、やはり皆さん、違うということで、順番でやっている行政区もありますし、選出委員会というのを設けて実施しているところもありますので、なかなか任期については1年だけで定まらないところもあるかと思えます。報酬につきましては、県内さらには周辺町村の様子を加味しながら、あとは経済や、当然ながら社会情勢、そういったバランスを考慮しながら検討してまいりたいと思えますので。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね。いろいろお考えになっていただいて、1年ごとで交代している部落、特に私のいる成田は1年ごと交代、各班長からの年長者から選ばれているという、とても曖昧なことであります。誰がなっても、たまたまなってしまうわけです。要するに、区長を、例えば選挙のように、本当になってほしい人、あるいはなりたい人を選ぶとい

うふうな選び方もあるでしょうし、そういうふうな自動的なやり方もあるので、これについては、ぜひとも町としても規則等でも考えていただきたいと思っております。

さて、最後の質問になりますが、これは町の選挙管理委員会に対しての質問でございます。

先般の参議院議員選挙が行われ、そこでは18歳以上のものに選挙権が付与されたわけですが、実際に選挙を終わってみたところ、各年齢層での投票率はどのようであったのか。そして、それを鑑みまして、どのような反省点あるいは評価をなさっているのかお聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公職選挙法改正でありまして、ことしの7月に行われました参議院の通常選挙におきまして、初めて18歳以上に引き上げられたということをご存じでありますけれども、これによりまして、町内では280人が新たに有権者になりました。報道機関を通じて発表になっていると思いますけれども、投票率につきましては、今回、町全体で60.83だと。18歳、19歳につきましては、18歳は49.22%でした。19歳は34.44%。県の全体で見ますと、10代では41.39となっております、大体県とほぼ同じような投票率でありました。内容を見ますと、18歳は町内に在住している方が多いと。19歳になりますと、住所は置いても、実際、町にいない方が多いということで、19歳が低くなったのかなというところでございます。このような結果から、県と平均だということもありますので、一定の評価はあったと思います。

あと、町独自には、この280人に対して啓発する資料を直接お送りしたというような事実もございますので、今後とも18歳に限らず、選挙の投票率を高めるように啓発してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 19歳の投票率がちょっと少なかったということで、ただ、町としては280人にいろいろしたということでお聞きしました。その19歳、住民票を置いていても町内にはいないという方については、これは何か、また別の方法、そういった方に対してやはり投票率を上げるような工夫は何かないでしょうか。もう一度お聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国政選挙であれば、国内どこにいても選挙できるような体制が一番ベストだと思いますけ

れども、今の現状では、なかなかそこまでいっておりませんので、今後の全国的な検討課題でもありますし、町としても、町のどこにいても投票できるような仕組みにするのがベストだと思いますので、今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 最後の質問に移らせていただきます。

町長や我々議員が各種会合に招待されることがあるんですが、そういったところで、例えば寄附行為をすると、それは違法行為になるわけでありまして。そういったことをあらかじめ予防する意味からも、これは町の取り組みとして、例えば町長あるいは町議会議員に対しては、主催者に対して、あらかじめ会費制にすると、あらかじめこの会は会費制でやるから、そういったことでお金を出しても違法にはなりませんよということをあらかじめ明記してからやるのがいいんじゃないかなと思っておりますが、この辺についてのご検討はなされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

招待されて参加する会合におきまして、会費制であるということの主催者に指示を出してはどうかというご質問でございますけれども、公職選挙法の199条の2によりまして、公職にあるものは選挙区内にあるものに対しまして寄附をすることは禁止されているというところでございます。

ご質問にありますように、会費であれば領収書等を得られますので違反にはならないのでございますけれども、町のほうで、各議員さんがどのような会合に招待されているかについて特に把握をしてございませんので、そのような公職選挙法の成り立ちと申しますか、仕組みについては、選挙のあるごとに町民の皆様一般的な禁止事項ということで啓発してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 我が町はいまだに、やはり古くからの慣習、悪しき慣習と呼ばれるものも残っているかと思われまして、そういったものがないように、残らないように、ぜひとも検討いただければと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます1番、小林政次でございます。

28年度も早くも5カ月が経過し6カ月目に入りました。ようやく記録的な猛暑の夏も過ぎ、朝夕は冷え込みも見られ、稲穂もだんだんと黄金色を増すとともに、重みを見せ始めてまいりました。これからは果物はもちろんのこと水稻の稲刈りと、心躍る収穫の秋本番を迎えようとしております。

さて、7月26日未明に相模原障害者施設で起きた殺傷事件は、障害者なんていなくなってしまえばいいなどの供述をした犯人は、2月まで同施設の職員として勤務していたとのことであります。さらには、入所者の殺害を予告する衆議院議長宛ての手紙を警備員に渡していました。手紙には、私は障害者470人を抹殺することができます。目標は重複障害者の方が家庭内での生活及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界ですとつぶつてあったとのことでありました。障害者に限らず、高齢者においても病気等दैいつ同じ状態になるとも限りません。非常にひとりよがりの強い偏見と差別感情、憎悪があったと思われまふ。犠牲になった方々に深く哀悼の意を称します。

さて、我が町では最上位計画として鏡石町第5次総合計画が策定、実施されておりますが、来年度は基本計画等が後期計画の年と聞いております。つきましては、前述に関連し、次の点についてお尋ねいたします。

1、鏡石町第5次総合計画の基本計画について。

（1）Ⅲ－1－（3）障がい者福祉の充実の施策の基本方針について。

①障害者への理解と認識向上の項目に、障害者とその自立支援の必要性に対する理解を高めるため啓発活動を行うとあるが、どのような活動を行ってきたか。また、理解はどのように高まったのか。問題点はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障害者、高齢者など、さまざまな障害を持つ方々が自立して生きていく社会を実現するためには、全ての町民が障害や障害者のことを十分に理解し、障害者に対する誤解や偏見を解

消することが極めて大切であると認識しております。

鏡石町におきましては、先ほどお話があったように、第5次総合計画に基づきまして、平成24年3月に鏡石町障がい者計画、鏡石町障がい福祉計画を策定いたしまして、その後、障がい福祉計画につきましては、第4期ということで、平成27年3月に見直しを行うなどいたしまして、障害者施策の展開を図っているところでございます。その中で、啓発活動の推進につきましては重点事項と考えておりまして、特に、子供のころから障害者への理解を深めることが重要であると考えまして、各学校で各段階に応じた福祉教育を実施しているところでございます。

今後は、さらに、幼稚園、保育所におきまして、就学前児童を対象といたしました障害者との触れ合い事業、交流事業を検討してまいりたいと考えております。

また、成人の方への啓発活動につきましては、毎年度、障害者を取り巻くさまざまな問題を題材にしました映画鑑賞会を行うなどいたしまして、障害者に対する理解、促進の啓発を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ただいま、幼稚園等ですか、それに対して啓発を行うということでしたが、実際は、現在は行っていないということよろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 事業といたしましては、年に1回以上はそういう教育を、指導というか、事業につきましては展開しているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、学校教育での取り組みが、子供たちに対し、弱い方々への理解を深める重要な場所となり、将来の共生社会を形づくる礎になると思われま。

そこでお尋ねいたします。

②同項目で、学校教育などの場で保健、福祉に関する知識と理解を高める取り組みを行いますとあるが、どのような取り組みを行ってきたか。理解はどのように高まってきたのか、また、問題点はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校においての保健、福祉に関する知識と理解を高める取り組みといたしましては、総合学習の時間において、福祉について考えようといった課題への取り組みの中で、高齢者疑似体験や公共施設のバリアフリーについての学習を行うなど、児童生徒の発達の段階に応じた学習により、社会福祉についての理解を深め、思いやりの心や社会奉仕の精神などの育成に努めてございます。

また、小中学校の特別支援学級では通常学級との交流学习を積極的に行っておりますので、障害のある子供たちと障害のない子供が交流学习を通してお互いの個性についての理解を深め、平等に生活することができていると、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） ただいま、疑似体験ですか、それを行っているということでございますが、それらの感想とかを聞いていれば、その感想ですか、どういう感情が起きたか。それから、特別支援学級との交流、これは具体的にはどのようなことをやっていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

疑似体験等を通して、その感想なんです、それについては、特に一人一人に聞くというようなことは教育委員会としてはしていないんですが、学校として学習の反省の中ではしっかり押さえているのかなというふうに思っております。

それから、特別支援学級と普通学級の交流についてなんです、その子が将来にわたって身につけさせていかなければならないことについては個別の指導を徹底しています。同時に、みんなと一緒にやることの楽しさ、例えば体育でありますとか、音楽でありますとか、図工でありますとか、その他の教科においても一緒に勉強することが両方の子供たちにとってふさわしいものというものがあれば、それは積極的に交流という形で取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1 番、小林政次君。

〔1 番 小林政次君 登壇〕

○1 番（小林政次君） 続きまして、③でございますが、同項目で、健常者と障害者を分け隔てることのないノーマライゼーションの思想を基本に、自然な形で交流や触れ合いができるような取り組みを行いますとありますが、どのような取り組みを行ってきたか。また、その

思想はどのように浸透されているのか。当初に述べたような差別感情等は払拭されているのか、また、問題点はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障害者と健常者の相互理解を深めるためには、直接交流し、肌で感じ合うことが有効とされております。以前と比べますと、障害者の就労や外出など社会参加の機会は増加しているところがございますけれども、いまだ限定的なものにとどまっているのが現状だと認識しております。

現在の町の取り組みといたしましては、障害者総合支援法に基づく就労支援や移動支援など、障害者が健常者と同様に地域で働いたり、外出したりすることを支援しております。また、障害者と健常者が自然な形で交流や触れ合いがでるように、学校教育などの場における交流事業を行ったほか、国や県が主催するスポーツ大会など各種イベントの参加を募るなどしまして、障害者に対する思いやりや助け合いの心を育ていけるような社会の実現を進めているところでございます。

今後は、障害者団体が行う活動の支援を行うなどいたしまして、障害者に対する正しい理解の普及のために一層の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、弱い方々と健常者と交流はお互いの理解を深める絶好の機会と思われまので、お尋ねいたします。

④障がい者（児）教育の充実の項目に、養護学校と小中学校の児童生徒間の交流の活発化を図りますとありますが、どのような交流活動を行ってきたか。また、どのように活発化してきたのか、問題点はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在のところ、小中学校においては養護学校との交流活動は行われておりませんが、学校内での通常学級と特別支援学級との交流学習を行っております。また、小学校におきましては、就学指導審議会にて特別支援学校適と判断された児童を保護者の要望により特別支援学級で受け入れており、地域でともに学び、ともに生きるというインクルーシブ教育システムが推進されてきた結果であると考えてございます。養護学校と小中学校の児童生徒間の交流

につきましては、今後、実施体制等の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） そうですね。養護学校との交流をしていないということでございますが、特別支援学級とはしているということです。ただ、養護学級に入っている方はいろいろな方がいますので、特別支援学級との交流とはまた違った意味での、そういうあれがあると思いますので、ぜひとも養護学校との交流を図っていただきたいと思っております。

次に、町での障害者等のスポーツ活動等は余り見られないと思われませんが、お尋ねいたします。

⑤同項目で、障がい者の生涯学習やスポーツ、文化活動を支援しますとあるが、どのような支援活動を行ってきたか。前に比べ、どのように変化したのか。問題点はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

障害者の生涯学習やスポーツ・文化活動の支援についてどのような活動を行ってきたかというおたしでございますが、町では障害者施設等の入所者の団体利用に対しまして町民プールの時間外開放を受け付けているほか、時間内利用も含め、プールを利用する場合の支援を行っております。

また、図書館においては、定期的に来館する障害者の来館時に選書の補助などの支援を行っているところでございます。

なお、平成27年度におきましては、プールで107回、延べで1,388人の方々が、図書館では91回、延べ1,000人の方々の利用があり、利用者に応じた対応を心がけてまいりました。

文化活動の参加支援につきましては、障害を持つ方の文化団体への参加希望に対しまして、本人と各団体の調整を行い、障害をお持ちの方が少しでも希望の活動に参加できるように、間に入り調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、第5次総合計画の進行管理について。

全般的な事務事業評価等についてお尋ねいたします。

後期計画をつくる際、非常に大切なことと思われます。(2) I-2-(1) 行財政の改革と進行管理の施策の基本方針について。

①政策・事業の進行管理の推進の項目に、その達成状況や原因などについて随時検証する政策評価(事務事業評価)を継続します。また、随時、町の基本ビジョンや長期施策の評価と必要に応じた見直しを行い、より効果的な行財政の実現を図りますとありますが、評価により、特筆すべき点や見直しを行ったものはどのようなものがあったのか。また、来年度の予算に反映すべきものがあるのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の第5次総合計画につきましては、平成24年3月に策定されまして、本年度が前期基本計画の最終年度になってございまして、現在、前期の基本計画の検証と後期の基本計画の見直しに当たっているところでございます。

特筆すべき点とか見直しについてというご質問でございますけれども、特に、第5次総合計画は大震災からの復興計画も兼ねておりました。前期基本計画の期間中につきましては、震災からの復旧・復興を重点に事務事業を推進してきたところでございます。今年度におきましては、後期基本計画の策定とあわせまして、さらには昨年度策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略との調整も含めて事務事業評価に基づいて実施計画を策定して、来年度の予算に反映させていくというところでございます。

特筆すべき点と見直しにつきましては、事務事業につきましては3年ごとに見直しをしているわけなんです、幾つか挙げますと、納税環境の整備におきましてはコンビニ収納を導入したと。さらには収納の強化策として、組織を見直しまして収納グループを新たに作ったと。それ以外には、保育所運営を民間委託してはどうかというような見直し、さらには、水道課でやっております石綿セメント管の更新につきましては、拡張事業を重点化するために、逆に縮小するというような見直しを実施したところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 次に、笠石多目的集会所南側の点滅信号機がある交差点での事故が6月9日夕方に起きました。乗用車4人と軽自動車1人の事故であります。この交差点は四街道踏切に近接しており、電車の信号待ちの車が交差点の手前までつながり、東西の視界が見えにくいところであります。その上、東西が黄色信号のため、徐行で通過いたします。一方、南北、特に駅方面からの進入車両は信号が赤であるため、一旦停止をし、通過いたします。

しかし、電車の信号待ちの左右の車及び西側方面の生け垣等の2つの要因により非常に視界が不良なため、事故が頻発しております。現在、イオンへ通じる旧国道の交差点には事故防止の目立つ看板等が設置されまして、非常によかったと安心しております。そこで、さきの交差点の事故防止対策についてお尋ねいたします。

2、笠石多目的集会所南側交差点の事故防止対策について。

(1) 過去3年間の交通事故件数等はどうのような状況かお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

交差点におきます過去の事故件数というご質問でございますけれども、平成26年中は車同士の出合い頭の事故が3件、平成27年中は軽自動車同士の出合い頭の事故1件、28年につきましては普通車と軽自動車の出合い頭の事故が1件ということで、警察署のほうで確認をしてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） だんだん件数が減っておりまして、私が思ったよりはちょっと件数が少ないと思っております。ただし、私もときどきそこを走行しますけれども、実際、行き方をいきますと西側、こっちから行けば右側に生け垣がありまして、きれいに刈っているときはいいんですけれども、伸びている場合にはかなり見えにくいです。そういうことで非常に危険なので、そういう箇所でございます。

次に、前にも述べましたが、旧国道のイオンへの道路は事故が多発しているため、数カ月前に非常にわかりやすい看板が設置され、その後、事故もなくなり、効果を上げているものと思われまます。つきましては、当交差点の事故状況等を勘察しますと、さらなる事故防止を図るべきと思われまますが、当交差点における看板の設置等についてお尋ねいたします。

(2) 当交差点の事故防止のため看板を設置すべきと思うが、計画はあるのか。なければ、当面の事故防止対策をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該交差点につきましては点滅信号と横断歩道、さらには減速を促す標示、さらに停止線が設置されている状況でございます。イオンに通じる交差点につきましては特に事故が多いということで、抑制するような安全標示をしたところでございます。こちらも参考にして、

この交差点についても、実際、事故がないというわけではありませんので、さらなる方法があるのかにつきましても関係機関と協議しながら進めていければと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） この看板の設置なんですけれども、例えば1カ所、こちら、駅から行って多目的集会所がありますけれども、その間がかなり長いんですね。だから、そのところの交差点が一番危ないので、その辺に1カ所でも設置できたらと思っております。

次に、前回の6月議会一般質問でも出されましたが、駅跨線橋のバリアフリー化についてお尋ねいたします。

3、鏡石駅跨線橋のバリアフリー化、エレベーターの設置等について。

(1) J R 東日本に何回も要望しているとのことですが、過去5年間の要望状況の詳細と回答はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

J R 東日本の要望につきましては、福島県の鉄道活性化対策協議会を通じまして毎年度要望活動を実施しているところでございます。毎年度の要望状況につきましては、24年度につきましてはトイレの増設、券売機の設置、駅舎の改築、駅東駐車場の拡充、25年度につきましては、中小屋、堀向踏切の拡張と、今、言いました跨線橋のバリアフリー、26から28につきましては、中小屋、堀向踏切拡張とバリアフリーの要望を継続して実施しているところでございます。

回答につきましては、24年度については削除させていただきますが、踏切の拡張についてはJ R のほうでは継続協議としたいという回答でございました。次に、バリアフリーにつきましては、5,000人以上の乗降客のいる駅は2010年度までにエレベーターは設置したと。さらに、現在3,000人以上で未整備の駅については、国と自治体のご支援をいただきながら進めていきたいという回答でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 前回の議会ですか、その際の答弁でありますけれども、乗降客が少ないため補助対象にならない、予算化が難しいとのことでありました。そういう答弁をしております。ただ、この案件は長年の課題であります、10年とか、20年の課題であります。車

椅子の方が電車を利用する場合、跨線橋まで上がる、それから下がるには最低二、三人が必要とのことであります。家族では非常に対応が難しい現状であります。基本構想の理念にあります「やさしさとふれあい」、さらには目標に掲げております「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります」を実現するためにも、町予算の投入も視野に入れ検討すべきと思われまます。つきましては、経費及び設置方法等についてお尋ねいたします。

(2) エレベーターを設置するにはどのくらいの経費が必要か。また、JRとの共同設置は可能なのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

跨線橋のエレベーター設置につきましては、今、議員さんがおっしゃられたように、やはり乗降客で制限するしかないというような状況でございます。設置につきましては、当然、町としましても、復興まちづくり計画にもありますように、東西をつなぐ東西自由通路としても活用させていただいているところでございます。その復興まちづくり計画にありまして、その中の計画でも見積もりまではとってございませぬけれども、他自治体の事例を見ますと、大体およそ1基当たり1億程度かかるのではないかとというような考えでございます。ただ、これはエレベーター単体の建設費の推測でございますので、実際には、跨線橋も老朽化しておりますので、跨線橋そのものの耐震補強工事等が発生するものと考えられますので、今ある跨線橋を使うのか、それとも新設するか、方法にもよりますけれども、大体全体で5億から10億程度はかかるのではないかと予想してございます。

JR東日本との共同設置につきましても、今、言いましたように、今の跨線橋を使うのか、さらには東西自由通路だけで単独でやるのか、あとは新たに付けかえるかによりまして、JRとの共同設置も視野に入れて検討しなければならないと思いますので、今後ともJR東日本等と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今後、駅東開発等もありますので、それらを含めて東西自由通路、それをつくる場合にはぜひともエレベーター等の設置、これを考えていただきたいと思っております。

次に、冬期の降雪や吹雪の場合、跨線橋の階段に雪がたまり、健常者でも歩行が大変困難であります。まして体の不自由な方、高齢者等は言うまでもありません。これらを解消するための施策をお尋ねいたします。

(3) 冬期の降雪時における跨線橋の階段等を体の不自由な方や高齢者等が安全に上り下りできる施策をどう考えているか。また、実際、どのように行っているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

冬期の降雪時はもちろんのこと、体の不自由な方が跨線橋を上がるのは当然無理なことでございますので、先ほど申し上げましたが、やはり一番いいのはエレベーター。さらにはエスカレーターというのを設置していただくのが一番いいのではないかと思いますけれども、いろいろな制限や財政の関係で今のところできていないという状況でございます。当然、冬期の降雪時には、雪で通常の人でもなかなか上がりづらいという状況がございますので、駅関係の委託している事業所をお願いをして、そのようなものは除去していただくということを考えてございます。なお、JRを使う場合には、前もって連絡があれば介助もしてくれるということもありますので、そのようなことも活用しながら今後とも進めていければと。あと、当然ながら、このバリアフリーにつきましては全国的な課題でもございますので、町としましても、駅東の関係もございますから、駅東口の改善も一緒に今後とも検討しなければならないと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 質問に対して、先ほどの3番とも関連するんですが、(2)番とも関連するんですが、駅の自由通路、これについてはご承知のとおり、大変老朽化しているという、そういう状況もございます。大変老朽化した部分についての費用というものも当然かかるし、先ほど言ったエレベーターも当然かかると。それを全て町費で行うということは、今の段階では大変不可能に近いということもございます。そういったことから、できる限り補助金が得られるような、そういった中身で、例えばですが、いわゆる駅の自由通路が都市計画でいう、いわゆる歩道というんですか、そういった都市計画で決定できるような、そういった方法も一つとしてあります。そうすれば補助金等も得られるという、そういったこともございますので、そういったことも含めて、今後、都市計画の見直し等も含めて検討していきたいなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番（小林政次君） それでは、前向きに検討してください。

次に、原発事故以来、除染実施の関係で町内の道路や家庭の側溝の清掃がなされておられません。現在、笠石地区のモニタリングを実施中ではありますが、結果を見ますと0.23マイクロシーベルトより以下であります。すなわち除染対象にはならない数値となっております。5年有余の間に側溝等には大量の土砂が堆積しております。早急に土砂等の清掃をしなければ、台風等の大雨に対処できず被害が出るおそれが考えられます。先般、道路等の側溝は町が年次計画で清掃するとの説明がありました。しかし、一般家庭での処理方法については詳しい説明がありませんでした。そこで、今回、家庭における土砂等の処理方法について具体的な説明を求めます。

4、家庭側溝等における土砂等の処理方法について。

(1) 家庭における土砂等の処理は、一般廃棄物に準じた処理方法でよいのか。また、特別な処理方法があるのか。具体的な処理の仕方はどのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） それでは、1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

廃棄物の区分や処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法と呼ばれているものですが、これにより規定されておまして、この法律の第2条で「廃棄物とはごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの」とされております。それらの廃棄物のうち、事業活動に伴って生じたいわゆる産業廃棄物を除いたものが一般廃棄物となるものでございます。

ご質問の家庭の敷地内における土砂につきましては、土砂そのものにつきまして環境省から通知がありまして、それによりまして、この廃棄物処理法の対象外とされております。このことから廃棄物とはなり得ないということになります。また、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、放射線物質汚染対策特別措置法に基づきますと、放射性物質を含む堆積土砂の撤去につきましては、地上1メートルの空間線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所は除染対象となりますが、基準値以下の箇所については除染の対象とならないこととなります。これらのことから、家庭敷地内における土砂につきましては、除染対象とならない場合におきましては廃棄物ではありませんので、土地所有者の判断により適切な処理を行っていただくようになると考えております。具体的な処理方法でございますが、敷地内等所有地において処理していただくのが一般的かと思われれます。その他の処理方法につきましては、専門業者等に処理依頼をしていただくことなどが考えられるところでございます。このようなことをご理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 次に、請負契約、委託契約等の入札結果について。

現在は、金額が大きいものは議会の議決を要しますので、場所、金額、業者等の内容について各議員がわかりますが、それ以外の案件については皆目わかりません。概要については当初予算のときに説明されますが、業者、工事期間等がわかりません。そのため、工事期間中、その場所に行って初めて業者、工事期間、片側通行等がわかることとなります。片側通行等の場合、ときには混雑している場合があります、急ぎのとき等は別の道を通ればよかった、また、地区の人に聞かれても工事の詳細が説明できないと、不都合な場合が多々あります。また、現在、ホームページの入札情報には、入札参加資格申請、それから制限つき一般競争入札の報告について等は掲載されています。しかし、工事場所、期間等の具体的な内容が掲載されていないため、どこで、どのような工事が行われているか、執行部以外は、町民はもちろん議員も事前に知る由もありません。つきましては、町民との利便性を図る上で、次の点についてお尋ねいたします。

5番、議決案件以外の工事請負契約、委託契約等の入札結果の周知方法について。

(1) 契約金額1,000万円以上の契約等について、町民等の利便性を図るため、場所、業者、期間、交通規制の有無等をホームページへ掲載するとともに、議会へ報告を行う等の周知をすべきではないかお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、一定額以上の入札結果におきます業者や金額などにつきましては、総務課において公表をしておりますけれども、場所や工事期間、交通規制の有無などの公表はしておらないところがございます。ただ、工事施工に当たりましては、落札業者によりまして、近隣住民等への工事実施の呼びかけとか、工事看板による工事の種類や時期、受注業者などの周知をしているような現状でございます。

お尋ねにありますように、全てのといいますか、大きな工事等についてはホームページ等でも周知してまいりたいと思っておりますけれども、どのくらいのをホームページで実際に事前に公表するかについては、今後の検討課題とさせていただきます。また、議会報告につきましても、皆さんの意見を聞きながら今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長(渡辺定己君) 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番(小林政次君) 次に、T P Pについてでございます。

2番議員も質問いたしました。私も質問させていただきます。

少し長くなりますが、私なりに経過等を述べたいと思います。

米国は成長するアジアを取り込もうと、アジア諸国とのFTA交渉を開始しました。しかし、韓国とは締結にいたったものの、ほかの国とは成功せず、APEC全体のFTAの提案もほかの国の賛同を得られませんでした。こうした中で、米国が次に打ち出してきたのがシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ4カ国のFTA、2006年発効を拡大したTPPであり、2010年4月に交渉が開始されたところであります。翌2011年3月に東日本大震災が発生したため、TPP論議が一時中断しました。しかし、同年11月に野田首相はTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明しました。さらに、2012年12月、第2次安倍政権発足直後の2013年3月に日本はTPP交渉への参加を表明し、米国の手続を経て同年7月より交渉に参加しました。そして、2015年6月の米国議会でのTPA法、貿易促進権限法成立を受けて、10月5日に大筋合意に至りました。今回の合意結果として、農産物については原則関税撤廃という当初の懸念からすれば、米、麦などは国家貿易を維持し、それなりに例外を確保したという見方もできます。しかし、多くの品目の関税撤廃を約束し、日本農業にとっては極めて厳しい合意内容になりました。日本の農林水産物の関税撤廃率は、これまでのFTAにおいては46から59%でありましたが、今回の合意はそれを大きく上回る撤廃率でありました。

主要品目の合意内容を整理しますと、1つとして、米は現行のMA枠77万とは別に、米国、豪州に国別輸入額当初5万6,000トン、13年目7万8,400トンを設定する。さらには、米粉調製品の関税について、一定の輸入実績がある品目については5から20%削減。輸入量が少ないか、関税率が低い品目については撤廃するというものでございます。

2つとして、小麦、大麦であります。小麦、大麦ともマークアップ、政府が輸入の際に徴収している差益を9年目までに45%削減する。さらに、小麦においては、米国、カナダ、豪州に国別輸入枠当初19万2,000トン、7年目25万3,000トンを設定する。また、ビスケット、クッキーの関税を撤廃し、マカロニ、スパゲティの関税を60%削減する。そして、大麦はTPP枠当初2万5,000トン、9年目6万5,000トンを設定する。

3つとして、牛肉であります。現在の関税率は38.5%であります。これを初年度27.5%に引き下げ、16年かけて9%まで削減する。また、牛タン、コンビーフ等の関税を撤廃するというものでございます。

4つとして、豚肉であります。差額関税の適用範囲を縮小し、従量税を現行の1キログラム482円から当初125円。10年目には50円に引き下げる。さらに、ハム、ベーコン、ソーセージの関税を6から11年後に完全撤廃するというものでございます。

5つとしまして、乳製品であります。特定乳製品、バター、脱脂粉乳の年間貿易のTP

P 枠、当初 6 万トン、6 年目 7 万トンを設定し、その枠内関税を削減する。それから、チェダー、ゴーダの関税を 16 年かけて撤廃し、フローズンヨーグルトや乳糖、カゼインの関税も撤廃する。

また、野菜、果実類はほとんどの関税を撤廃し、関税率が比較的高かったトマト加工品、これは 16 から 29.8%、オレンジが 16%、リンゴ 17% の関税も撤廃されるというものであります。

政府は平成 27 年 12 月 24 日に、T P P 協定の農林水産物への生産向けの影響についての試算を公表しました。生産額は 1,300 億円から 2,100 億円減少し、そのうち農産物は 878 億円から 1,516 億円減少するとしております。このように農林水産物生産額に対し、多大な影響が予想される中、安倍政権は T P P の関連法案を秋の臨時国会での成立を目指す考えであります。

一方、米国はことし 11 月に大統領選があり、有力大統領候補であるクリントンやトランプを初め、多くの議員が T P P に反対しております。米国議会がことし中に T P P を批准するのは非常に難しい状況であります。そのため、米国の T P P 批准は新大統領が就任する 2017 年 1 月以降になる可能性が高く、その時点で議会の勢力分布や新大統領の意向によっては、米国が T P P の再交渉を求めてくることもあり得ると思われれます。そこで、最悪の場合を考えて、事前の対策が重要と思われれますので、幾つかお尋ねいたします。

6、T P P 協定参加における影響について。

(1) T P P 協定のメリット、デメリットは何か。これは全般的なものでございます。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

T P P 協定のメリット、デメリットということで、大変グローバルな、大きな内容でございますが、この経済協定につきましては、関税のほかにサービス、投資の自由化など幅広い分野での経済協定であります。国としまして、国内産業のアジア太平洋地域への進出が活発となるというような経済成長が促されるなどということが最大のメリットであるというふうに言われております。農業分野に関しては、例えば日本の農産物の大きな特徴であります味のよさや品質のよさ、安心・安全な農産物の生産というような海外にはない特徴があることから、低価格で大量生産される諸外国と比べ、大きな競争力となります。これらの特徴を生かして、アジア、太平洋地域という大きなマーケットへの輸出の可能性が広がるということも一つのメリットということで指摘されております。

一方、デメリットであります。安価な外国産の農産物が流通することで、国内の農産物

価格の下落や食料自給率の低下などの可能性があるということが考えられます。

このようなことにおいては、国は各種対策を講じることで克服ができるというふうに言っておりますので、町も国・県のそういった対策を考慮しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、町農業への影響についてお尋ねいたします。

（2）鏡石町農業の現状を踏まえたT P P大筋合意による影響予測や問題等について、総論的な町長の思い、考えは何か、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これについては、先ほど2番の吉田議員の質問にもご答弁したとおり、やはりT P Pに対する賛否等について、地方の一首長として答えるというのは大変難しいというふうに考えているところであります。

そういう中で、その考え方等も含めて、例えば、これは平成25年の新聞の中で、県のT P P影響試算、こういったものも発表がされて、農産物でいうと影響額が987億円というような、県の中でもそんな数字も出ております。また、本年の2月、これは民友新聞でありますけれども、県内の農林水産業の生産額というのは、平成22年と比べて17億1,000万から32億4,000万減ると見込まれている、そういったものもございます。これは、そのほか牛肉等もいろいろ書いてあります。また、米については政府が関税の輸入額に相当する量の国産米を買い上げる方針を打ち出しているため、影響額は減ると、そういった試算をしたと、そういったいろいろ数字がございます。いずれにしても、そういう中で、町の中で判断する、そのことは大変難しいわけでありましてけれども、先ほど2番議員にご答弁したように、身近なものから、身近なそういったものからしっかりと農業を支える、発展させる、そういったことの考えのもとで対応していきたい。あと望むのは、国のこのT P Pに対するいわゆる政策的な部分をしっかりとしていただくということが大事なのかなというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、鏡石町農業に対する主要作物の詳細な影響についてお尋ねいたします。

(3) 鏡石町農業における主な作物への影響、生産減少額は、試算としてはいくらくらいと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

鏡石町の農業における主要な作物への影響と生産減少額についてということであります。

国におきましては、政策対応の考慮や内外農産物価格の比較などの指標を積み上げることによる試算をしております。このような試算を町単独でしていくということは、現段階で非常に困難であるというふうに考えておりますので、現在のところ、国・県の指標を参考に町長が答弁したとおり、町として、とるべき対応について町の立場で考えていきたい、こう考えております。

農林水産省の発表によりますと、農林水産物の生産額への影響予測でございますが、先ほど町長が申しましたとおり、国は町の主要作物である米については影響がゼロであるという公表をしております。ただ、このTPPに対してゼロであるという公表に対しては、それが国の考え方ではありますが、国内食料の消費の減退と、もともとある国内農業の基盤を考えると、TPPの対応を含めて施策を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、これら生産減少額に対する対応策いかんによって、今後の鏡石町農業の将来性が変わると思われますが、その考えについてお尋ねいたします。

(4) 鏡石町の農業を守るための対策と支援策を自治体としてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

政府が示す総合的なTPP政策大綱におきましては、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくり上げるための万全の施策を講ずる必要があるというふうにされております。

町といたしましても、本町の農業への影響が出ることがないように、国や県に万全な対策を講ずるよう求めるとともに、必要な情報収集に努めてまいります。国・県の各種支援策が図られて補正予算等が組まれておりますが、町としてもこれらの施策を的確に農家の皆さんが採用していけるよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、国はTPPの大筋合意によって、事前の策として農業の体質強化策等を図るため予算措置を講じております。そこでお尋ねいたします。

（5）町は、国・県と同様に事前対策等の予算措置を講じているのか。また、町独自の施策は考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

農林水産省のTPP関連予算としまして、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成や国際競争力のある産地イノベーションの促進など各種支援事業が実施、計画されているところであります。ただ、これらの事業について、鏡石の中小農家にとって適切な施策であるかどうかということであれば、先ほど来、ありますように、強い農業の中でも海外等に輸出するような農業政策を考える国に対しまして、町がそれと同じ考えではないと。先ほど町長がお話ししましたとおり、鏡石の特徴を捉えた施策が必要であるというふうに考えます。町としましても、これらの国の補助事業を効果的に活用できますように、強い農業を目指す農家の皆さんにはこれらに上乘せの補助を検討しながら国の施策を採用というか、取り組んでいきたいと。同時に、鏡石の特徴を生かした施策も今後、検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 結びになりますが、よりよい施策を講じ、未来ある鏡石農業を実現させることを祈念しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 皆さん、こんにちは。3番議員の橋本喜一でございます。

きのうの台風13号の発生を含めたこの1カ月間で、またしても自然災害の猛威を見せつけられています。台風の雨、風によるものです。一方では、水不足で恵みの雨などといって喜

ばれたり、片や自治体の避難勧告や指示というものが後手に回るほど急激な大水になったりと、我々は自然の中で生きています。その中でどのように迅速に動けばいいのか、考えさせられるところでもあります。

今回は4番目の登壇ということで、午後のお疲れのところの時間帯ではありますが、私から道路行政4点について質問させていただきます。

何分にもふなれでありますので、皆様方のご指導、よろしくお願いいたします。

まず初めに、高久田一貫線と須賀川への接続についてであります。

一貫線は交付金事業として平成11年に工事が始まり、総工費約7億円の巨額をかけ、平成18年にほぼ鏡石側が完成したところではありますが、須賀川においては、須賀川ガスのところの拡張が始まり用地買収が施工されているところではありますが、1人の地権者の同意が得られず、現在に至っていると聞いております。その後の進捗状況ということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

須賀川市とのその後の進捗状況というところでございますが、前回も一般質問で答弁をさせていただいたところございまして、町は須賀川市に対しまして、早期解決に向けまして事業推進ということで要望を重ねてきたところでございます。当初計画について、地権者からの同意が得られない状態であることから、町と市で協議を重ねながら新しいルートを模索してきたところでございます。結果については、提案ルート須賀川境から東部環状線に接続するルートの要望、それから当初ルートの東側になりますが、既存の個人の道路敷を市道へ接続する暫定ルートとしての提案がございました。しかし、市はいずれも提案しても整備が困難ということで、なかなか回答はもらえませんでした。震災以降になります。途絶えていた当初ルートにつきまして、再度、地権者に要望をお願いするよう、市をお願いいたしました。市が再度、交渉した結果、これは昨年12月になります、個人に臨んだ結果でございますが、地権者からは田んぼを維持して米をつくりたいということで考えていると。孫の代まで用地については協力することはないというふうなことで、須賀川市さんは地権者からの意見をもらったということで、現在は市では手詰まりの状態でありまして、再交渉といえますか、していない状況にあるというふうな報告がされています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 12月の段階で、個人の結果がそういう結果が出ているということであ

りますが、用地交渉には熱意が大事だと思います。一地権者のために多くの道路利用者、地域の皆さん、また、旧道の渋滞緩和にも、須賀川にも、多くの利益も図られる道路と思われます。用地の交渉には課長、係長が数多く足を運んでいると聞いておりますが、須賀川に行きました部長さん、副市長、市長と、交渉には行っていないと聞いておりますが、その点について町長はどのような考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この質問でありますけれども、私も就任して、この地権者にも私自身も一度お会いをしました。そういう中で、市の中では震災があつて、その後26年、27年にかけて、市との交渉もしてございます。そういう中で、しっかりと市のほうに申し上げたわけでありまして、なかなか、今、お話があつたとおり、市の中でもされていないというような部分もございます。再度、これから市のほうにしっかりと対応していくように、お話をさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 確かに他の行政に対しては注文なんかつけられないと思いますが、市町村行政で、天栄村とも同じような状況にあると思われる道路があると思います。市町村の会談の中において話し合いの場を設けてはと思いますが、町長はどのような見解を持っているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 岩瀬市町村会、須賀川市、天栄、鏡石ということで会合が幾度かあります。そういう中で、連携をしてやっていくということでの確認は3首長、しております。そういう中で、今、お話がありました天栄さんも実を言いますと、久来石の部分のイオンスーパーに来る、いわゆる天栄から、須賀川を通過して、鏡石と。あそこも大変狭いということで、天栄の村長さんも、どうかその部分、鏡石町までは広がっておるんですから、その以降、須賀川分について何とか広げていただきたいということもありました。そういう中でもありますので、これは天栄の村長とも含めて、須賀川市の市長も含めて、いわゆる連携のとれる、こういったこともやはり連携の一つだということを強く申し上げながら、これから対応していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そのようなことで、連携をとって対応していただきたいと思います。

（2）の町の今後の考え方はということで、今後とも地権者への交渉には対応として町長を初め、鏡石町として、もう一度話をして熱意を見せてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） この一貫線について状況、経過をちょっと申し上げますと、須賀川市のいわゆる本事業への用地交渉、今、1人の方でありますけれども、その方の部分でありますけれども、平成16年6月にこういった事業の説明がされたというふうに聞いております。平成24年12月現在で地権者との個別交渉、これも47回されたということです。私も、先ほども言いましたように、就任して間もなく、地権者本人と会って要請をしたと。これは須賀川市の都市の住民に対して私が行ってきたという、そういう状況であります。この26年、27年度におきましては、須賀川市との協議も重ねまして、1つには当然、須賀川に対して地権者交渉をしっかりとやってくれと。もう一つは、やはりこういった部分について、なかなか容易でないのでありますけれども、代替ルート、こういったものについても申し入れも行いました。この一貫線については、総延長須賀川市も含めて2,777mあります。鏡石町の区間が大半でありまして2,490m、須賀川市が約287mと、そういったことであります。鏡石町の部分の工事については、残る市との接続部分、いわゆる70mを残して、平成11年から工事が始まりまして、平成20年に約6億円を投じて完成をしているということであります。また、一方、須賀川市の部分でありますけれども、287mのうち80mが完成していると。残りが完成していないということです。そういう中で、投資効果からも早い開通が望まれているということでもあります。

今後、計画されております高久田地区の圃場整備の関連というのを、新たな東部環状線のルートの検討もしていきたい。でも、この事業もまだ何年かかかります。そういう意味では、現時点での須賀川市としての代替ルート、こういったものを含めて、須賀川市との協議を今後も力強く進めていきたいなというふうに考えております。

きょうの質問、そういうことでは、大切な質問を得たなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 平成16年から個別で47回もの交渉を行っているということですが、残り287mになっています。本当にわずかではないかと思えます。本当に7億円の巨額の交付金を使つての鏡石側が終わっているということで、それに対する須賀川への要望なんかも強く進めさせていただきたいと思えます。

3番として、今後の対応ですが、今、高久田地区においては基盤整備事業が予定されているところですが、あわせて東部環状線への接続についてはどのような考えをお持ちか伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどご説明しましたけれども、いわゆる別ルートということも含めて、市のほうには考えていただくということでもありますけれども、一方、先ほど言いましたように、これから、高久田の圃場整備がまとまりました。そういう中で、高久田の圃場整備内の道路と、いわゆる東部環状線の接続といったことも、この事業計画の中で進めていければなというふうに考えているところでもあります。そういうことで、いずれにしても、須賀川市のしっかりとした対応が望まれるということには変わりはありません。そういう中では、その鏡石町の投資効果が本当にゼロに近いという状況もございますので、そういったものをしっかりと須賀川市のほうに説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） わかりました。須賀川には絶対これは通さなければいけない道だと思います。これから出てくる蒲之沢交差点の渋滞の緩和へもつながるかと思っておりますので、粘り強い交渉をお願いいたします。

それでは、大きな2番目、蒲之沢交差点の渋滞緩和についてでございます。

この対応についても、数多くの議員の皆様が質問されております。現在における交差点は不良交差点であると思われまます。それはなぜかということ、交差点の手前にあの大きなカーブがあり、また、側道があったり、何といたしましても、国道4号線が4車線になっていないからだと思います。朝夕のラッシュ時は異常なほど渋滞しております。地域の議員さんやここにおられる課長さんも不便さを感じていると思っております。

そこでお伺いいたします。

執行はこのような状況を把握しておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

蒲之沢の交差点の渋滞につきましては、以前より町の渋滞箇所として把握してございます。特に朝夕の通勤時間帯におきましては、どうしても時間が重なることから500mから600mくらいの渋滞が続いております。数回の信号待ちが起こっていると認識してございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） あの辺の近くの人は思うかもしれませんが、本当にすごい、すさまじい渋滞で、ビバホームのあたりから混んでいるときもありますので、早急な対策を講じてもらいたいと思います。

そこで、私が思うに、交差点の改良、または信号機の改良は考えられないかということで、一番大事なものは旧道側の車の通行をよくすることと思います。そこで、提案ですが、蒲之沢側からの信号を短く、旧道側から行った時差式の信号、直進と右折ですか、そのような信号機を取り入れてはと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

蒲之沢交差点の渋滞解消につきまして、今、ご提案がありましたように、こちら、鏡石のほうから4号線に向かいますが、大体右側のほうに、郡山方面のほうに流れる車が多いということで、逆に反対側のドライビングスクールのほうからは直進の車が多いということで、なかなか右折できないという事態が主な原因ではないかと考えておりますので、以前にも要望はしておりますけれども、右折信号の設置などについて、公安委員会に警察署を通じて要望を図ってまいりたいと。

あと、今、ありました信号の時間につきましては、これについても要望はしたことはあるんですが、やはり4号線の交差点としてずっと福島まで先もありますけれども、そのようなバランスもあるということで、警察署のほうからご理解願いたいという回答でございました。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 信号機と交差点に関しては、これは今、行われている久来石の交差点、あれは、今、なぜ行われているかなんてちょっと話を聞いたときがあるんですけども、何かあれは完全な十字路になっていないからやるんだというふうな話も聞いております。斜めになって本当に、信号機がついているような状態なので、何か今、改善をしているというふうな話も聞いておりますので、これは何度も言いますが、これらの点については、何人もの議員たちが蒲之沢交差点の改良なんかも質問されていると思います。公安委員会、交通安全協会、町と協議の上、しっかりとした改善策を講じてはと思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 信号、横断歩道につきましては、公安委員会の権限でございます。町に権限がないのがちょっと残念なくらいでございます。今のところ、要望していくしか方法はございませんので、引き続き必要だということで要望をしまいたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に渋滞の緩和には、あの交差点の改良が必要かと思っておりますので、粘り強い対策を講じてもらいたいと思います。

次に、3番目の国道4号線の4車線化であります。

現在は、役場の信号機から高久田までが先に行くということで、先ほどの答弁の中でありましたが、31年の開通を見ているということですが、鏡田の杉木の伐採などは進んでいるようですが、役場付近の建物に関してはまだのようですが、現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど10番議員の今泉議員から、全体の進捗状況は話したとおりでございますが、まず全体の状況といたしまして、高久田終点から久来石まで4.5キロ、そのうち役場から北については2.3キロで31年に完成しますということでございました。先ほどのとおりでございますが、今年度の工事の進捗状況ということになりますが、今年度の工事については、4月の全員協議会で説明したところでございまして、3カ所の工事についてですが、以下の発注になっております。まず1つ目は久来石地区の交差点、それから、不時沼交差点以北になりますが、岡ノ内、鏡沼地内の舗装工事について発注になってございます。これは現在、今、一部施工中でございます。それから、不時沼地内の舗装工事につきましては入札の準備中だということで、これは年度内に完成を目指しているというようなことで報告がされています。

現在の状況については、以上でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今、役場から高久田までの、31年ということで、それは見えるのかな

と思いますけれども、役場から久来石まで、これ、本当に今の状況を見ますと手つかずなのかなと思います。用地買収は何か進んでいるみたいですが、その辺の役場から久来石までの見通しなんかは立っているとか、お伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 役場から南になりますが、1つ先ほど言いましたが、久来石の交差点のところについては、工事が発注になってございます。それから、用地関係でございまして、用地がほとんど終わっておりまして、若干、再買収と申しますか、それが2カ所ほど残ってございます。それはイオンとイオンの手前になるところの用地が1カ所残っておりまして、これは引き続き問題なく用地が買えるというふうな方向で聞いております。用地についてはそんなことで、心配ないのかなと。ただ、工事については、こちら北側から進めているので、なかなか進まない状況だというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） これ、高久田から久来石までは道路がちょっと狭くなったり、曲がったりで、交通安全の面からも大変問題があります。つい最近も、久来石の区間で続けて交通事故が2件起きております。その改善なども考えて、早期にできるよう国などへの働きかけなどもお願いいたします。

（2）番の久来石以南の4車線化の見通しということで、今現在、4号線4車線化整備促進期成同盟の総会や要望活動が行われているとお聞きしておりますが、その認定や見通しについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 久来石以南の4車線の見通しでございますが、ご指摘いただいた先線につきましては、4車線化の実現へ向けまして、南から西郷村、白河市、それから泉崎、矢吹町、鏡石町ということで1市2町2村で構成されています期成同盟会、これがございます。これらの期成同盟会で中央への要望、それから東北地方整備局、あとそれから郡山国道事務所などに事業化に向けまして強く要望をいたしました。その中ですが、白河については4月に一部開通式を行いました。鏡石から白河までの間、福島県でここだけが残っているようなので、国・県としては非常に早めたいというふうな意向がございまして、これも事業費の関係ということもございまして、一応は同盟会で要望活動を強く継続して行うというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 今の答弁ですと、久来石以南、泉崎までこれが残っている状態だということですが、今後の対応について町長の見解などを伺えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これ、先ほど、10番議員にもいろいろご答弁させていただきましたけれども、いずれにしても、この一桁道路が、ましてや福島県の中央を走っている、そして東北の玄関口の、こういった部分が2車線であるということ自体が、私も大変不思議に思っております。そういう中では、しっかりと対応していかなければならないなというふうに考えているところです。特に、私も最近わかったんですが、一桁道路の部分については、これは国が全てお金を出さんじゃなくて、福島県もお金を出さなければいけないことになっています。そういうことから、先ほど国会議員の名前も上がりましたけれども、そればかりじゃなくて、やはり福島県自体がこの4号線のことをどう考えているのかということも大事な部分であります。そういう中で、この協議会の中でも私も申し上げましたけれども、国への要望ばかりじゃなくて、やはりしっかりとして福島県にも要望をすべきだということで、去年からですか、県知事宛てにも要望活動をしてきたということでもあります。そういうことで、この協議会の中でもそういったことを踏まえて、しっかりとして対応していく必要があるんだということ認識したということでもあります。我が町もまだ一部残っております。そういう中では、これは与党、野党、そういうことではなくて、大事なんだということ、機会あればしっかりと国、さらにはそういったものについて対応していきたいなというふうに考えておりますので、議員の皆様もそういう意味では、いろいろな立場の中でやっていただければ、なおありがたいなというふうに思うところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） その点、期待をしておりますので、進めていていただきたいと思えます。

それでは、4番目の住宅地の町道の袋小路についてであります。町では、私道、町道とも、その数、箇所は把握しているか、お伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

袋小路でございますが、町道に認定している路線につきましては539路線あります。そのうち袋小路になっている町道については22路線ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今、22路線もあるということですが、私が見る限り、一番の不便をしているところは、アトック裏の団地かなと思います。あれは抜ける道もなく、本当に苦慮している住民の方がおられると思います。また、杉林の団地ですか、あそこも、当初計画に上がったようですが、まだ工事が進められていないのかなと思います。その点について、今後、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 袋小路についての今後の対応というふうになりますが、袋小路については、緊急車両の進入路の支障に来すというふうなことになるので、状況を確認しながら、防災上、必要な路線もありますので、回転場や先先頭の整備を検討します。先線の検討につきましては、先ほど言われました杉林のところなんですけど、現在、ことしの予算になっていますが、測量設計等を行いまして、ことし整備するようなことになっております。

それから、袋小路の関係で、先ほどのイオンの裏といいますか、アトックのところになりますか、これらについては、いずれ開発許可道路等によりまして、道路の位置指定や建築開発によってできた道路になります。これにつきましては、私がつかんでいる道路、開発道路非指定道路になりますが、行きどまりで66カ所ほどございます。これにつきましては建築基準法等々によりまして、いわゆる35メートル以内については回転場を設けなさいということで住宅が建つというふうになっておりますが、これは開発許可の関係上がございます、町で踏み込めないところがございます。こういったところについては、開発許可の時点で、できれば袋小路じゃなくて、どこか先線できないかというふうなご相談をさせていただいているんですけど、これは開発等の関係もございますので、状況については、そのようなことで進めているというふうなことでございますので、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番(橋本喜一君) 66カ所と、行きどまりの道があるということですので、ぜひ早急な対応をしていただきたいと思います。

いずれにしても、自然災害や火災のときなど通り抜けができないとなると大災害につながってくると思いますので、それらの対応をお願いいたします。町民一人一人がひとしく安全・安心な町道を利用して幸せな暮らしができることを祈って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(渡辺定己君) 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、10分間、3時30分まで休議といたします。

休議 午後 3時22分

開議 午後 3時30分

○議長(渡辺定己君) 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 木原秀男君

○議長(渡辺定己君) 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番(木原秀男君) 大変眠いところご苦労さまです。

大体こういうふうな時間帯になって、最高に眠いところでございますけれども、頑張りますので頑張って聞いてくださいね。

リオのオリンピックも8月21日をもって全日程を終了したわけでございますが、昔はオリンピックといえば参加することに意義があったというふうなことでございますが、しかし現代は出場したからには絶対金メダルを取るんだという目標の選手が非常に多くなっております。これは、日本人としては非常にいい傾向ではないかと思っております。

例えば、どこかの女性政治家は「2番ではだめなのですか」と言った方がございますが、何もわかっちゃいないのだなと思っております。1番を目指さなければ2番にはなれないのです。2番にも3番にもなれないのです。そういうふうな方がおられるわけですが、しかし今の日本の社会を見ますと、特に若者は夢や希望、目標をなくしている方が多い現状の日本でございます。その意味でもこのオリンピックは日本の若者に、日本人にとってはよい刺激になったと思っております。4年に1回の五輪の最大の価値は、崇高な理念を掲げた祭典としての独自性にあると思っております。その卓越性が薄ければ、世界最高峰としての大会の魅力も求心力もなくなるというふうなことでございます。ただ、残念なのはロシアのドーピング

問題や、それにテロの不安が残った大会であったということでございます。その生命線の回復を、復活を担うのが2020年の東京オリンピックではないかと思っております。

なお、9月8日のあしたから開幕のパラリンピックも忘れてはならないと思っております。質問に入ります。

教育行政についてでございますが、このオリンピックを見ますと、感じたことはすごい郷土愛を持っていて地球の裏側まで、そしてまた全国高校野球においては全国各地から大阪まで郷土選手を応援に行く、まさにそれは郷土愛の精神以外の何物でもないと思います。このような精神を育むのはどのような教育か、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

郷土愛の精神を育む教育としましては、学習指導要領の道德教育の目標の一つとして、郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心を持つ児童を育てるといったものがありますので、道德の時間はもちろんのことですが、総合的な学習の時間、社会科といった授業において郷土の歴史や文化などを学習し、郷土への理解を深め、郷土愛を育む教育に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 再質問ですが、ちなみに8月21日は県民の日でございました。県民の日は、郷土への理解を深めるための郷土愛を育みながら、県民が心を合わせて豊かな県土をつくらうとする、平成9年に制定されております。それに関する町の行事は何もございませんでしたが、しかしその後、東日本大震災があり、そして東京電力福島第一原発事故があり、帰りたくても帰れない人たちが出ております。しかも地方は少子高齢化、過疎化が進んでおります。その中でもやはり郷土愛を、自分のふるさとに帰りたい人々はたくさんおられます。ただ、ふるさとに帰りたくても帰れないという人たちも、その日は決して並々ならないものがあると思います。

その一例を挙げれば、例えばふるさとのお祭りや、また1年に1回のお盆、正月の帰りとか、またみこしをかつぐとか、駅伝や運動会など、あるいは葛尾村のようにお盆の野球などと1年に1回ふるさとに強いきずなを持った方たちが帰省をしておるといふようなこともございます。その意味においても町の行事は大切なものがございまして、例えば都市対抗野球ではございませんけれども野球の県大会、9月17日白河で行われますけれども、ソフトボール大会とかすばらしい行事がありますので、これは継続してやる必要があるのではないかと

思っております。

以上、この件に関しては答弁はおりません。答弁はおりません。

拍子抜けしましたか。

それから2つ目でございますが、英語教育です。オリンピックを見て思ったのですけれども、英会話で話せれば非常にいいのではないかというふうに思っております。成長期の子供たちの才能を開花させるのには、環境がつくづく大切だと感じました。しかし、入れかわり立ちかわりの英語の外国の先生ですが、こういうふうな英会話の教育では役立っているのかどうかということをお尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

語学指導外国青年招致事業につきましては、児童・生徒の英語力や国際理解教育の向上を目的に昭和63年度から実施しており、現在、英語指導助手1名を招致し、中学校、幼稚園、保育所に派遣しております。また、小学校へは児童国際化推進事業として、外国人教師1名を派遣しております。児童・生徒は授業や学校生活の中で、英語指導助手とのコミュニケーションにより外国語の発音や基本的な表現になれ親しんでおりますので、英語力の向上に役立っているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 再質問申し上げます。

過日8月31日、岩瀬地区の中学校弁論大会が行われました。仁井田中学校で開催しておりますが、暗唱の部と創作の部ということで、鏡石中学校からは入賞されないというふうな新聞報道を見ましたけれども、この点に関してはどうのように考えられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

英語弁論大会の結果につきましては残念だったというふうに思いますが、そこに参加した3名の子供たちは日ごろから精いっぱい英語に取り組んでいる子供たちでした。結果的に見てそうだったんですが、それだから英語について子供たちはというふうな考えは持ってはございません。

今、教育界の今日的な課題として、地球的な視野に立って国際社会を主体的に生きる人間の育成が重要視されているのかなというふうに思っています。中でも異なる文化に対する理

解を基盤として、社会の進展に応じて協力し合って、またともに持続、発展しようとする態度の育成が今、求められているのだろうというふうに思っています。英語を学ぶということは英会話ができるまでになる、これはもうとても大事なことです、片言の英語でも自分の思いとか考えを世界のほうに発信して、他の国の人々と積極的に交流を図りながら相互理解を探っていくスタンスということで、そのもとになるのが今、子供たちが学んでいる小・中学校の英語教育ではないかなと、そんなふうに捉えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その点に関して質問させていただきます。

やはり岩瀬地方にはどれだけの学校数、中学校があるかわかりませんが、それだけの大会に参加したからにはある程度の教育の成果というのを欲しいのではないのでしょうか。そうでなければやはり学校の名誉にもかかわるし、士気の高揚にもかかわるのではないのでしょうか。その点はどういうふうに考えておられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃることも十分わかります。それから、英語ばかりでなくてこれはスポーツの分野でもやはり同じだろうというふうに思います。出るからには、しっかりとその成果が見える形で私どもが捉えられれば、それに越したことはないなというふうに思っておりますが、先生方も子供たちも参加に至る過程はしっかりと努力し頑張っている、このことだけは申し述べさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私の言っているのは、やはり同じ平等な教育を受けて、英会話の教育を受けて英語教育を受けて、なぜそのくらいの結局「欲」を出して勉強するような雰囲気づくりをしないのかということが私は問題ではないかと思うのです。先ほど私が言ったように、2番でだめなんですかというのと同じではないですか。1番を目指せば2番、3番になるというふうなことだと私は思うんです。だから、その辺の教育の考え方がどうかというふうに思うのですが、言っていることはわかります。言っていることはわかりますけれども、もう少し全体的なものを考えて、やはり頑張れるときは頑張らせるというふうな教育方針でないとまずいのではないのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たちがそれぞれの大会に参加するに当たって、もちろん参加すればいいという考えも持っておりませんし、できれば優勝したい、最優秀の成績を取りたいというのは、その大会に出場する子供たち、そして指導に当たっている先生方、誰でもが持っているものでございます。ただ、結果としてそれは鏡中の子供たちばかりでなくて、どの学校のどの地区の子供たちもやはり同じ思いで努力をしているところです。結果としてそういう形になってそれでよしとすることではなくて、その結果を受けながら、次回では何を頑張ればいいのか、どんなふうな取り組みをすればいいのか、そういったところまで深く考えながら子供たちが次を目指す、これがとても大事なことなんだろうというふうに思いますし、私どもはそういったことを校長会の中でも指導してまいりたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

[11番 木原秀男君 登壇]

○11番（木原秀男君） そのとおりと思います。ですから、やはり今後も参加したからには参加すればいいのではなくて、もう十二分に力を発揮していただけるような、そういうふうな雰囲気と学習の仕方を学んでもらいたいと思っております。

次に移ります。

（3）今度の学習指導要領の改訂では、英語教育は小学校低学年、3年生からとなってきましたが、子供の情操教育に支障はないかということなんですが、これは前の議員からも質問もございましたが、私は常に思っておるんですけども、正しい情操教育の後で正しい英語教育を受けなければ、子供たちの情操教育には支障を来す場面が出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

次期学習指導要領の改訂につきましては、平成32年度から順次、小・中学校において適用される予定となっておりますが、この改訂案が文部科学省の諮問機関である中央教育審議会からことし8月に公表されました。この改訂案によりますと、外国語教育の強化として小学校6年生の英語が外国語活動から教科に格上げされて、小学校3・4年生から、今まで5・6年生がやっていた外国語活動がこれが3・4年生に導入されるということになります。外国語活動では英語の音になれ親しむこと、英語コミュニケーションに対する関心、意欲、態度を育てることなどを目標にしていますので、情操教育への支障はないものと捉えてござい

ます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 英会話に関しまして申し上げますと、やはり直接外国のほうに行っておっ放されたほうが覚えはすごくいい、短時間のうちに覚えるというふうなことも聞いておりますけれども、タイミングの問題でしょうけれども、我が町の中学校では外国留学といえますかホームステイ関係の計画はあるのかなのか。高校ではございますけれども中学校ではまだ早いのかどうか、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

ただいま質問のあった中身については、特に検討しているというか考えていることはございません。そのような計画はございません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 一応、中学校くらいではまだ早いのかなというふうな気がしますね。

次に（4）番ですけれども、英語教育、会話の外国の先生、スタッフはそろっているのか。文部省の中期構想によりますと、2017年から10年間で3万人増員見込みですというふうに書いてありましたが、反面、退職者もいる中でスタッフの確保は万全なのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在のところ、小・中学校へは外国語指導助手や外国人教師として2名の外国人を派遣し、英語力や国際理解教育の向上に努めております。次期学習指導要領の改訂による外国語教育の強化への対応につきましては、国において外国語の強化で専門指導を行うため、専科担当教員や中学校教員など教科の専門性の高い教員の定数の充実などが検討されておりますので、今後、国や県の動向を注視しながら外国語教育の強化への対応について検討を続けてまいりたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 再質問申し上げます。

例えば、英語の先生でも何の先生でもそうでしょうけれども、やはりその学校の特色を生かした教育をするとすれば、長期的に見てそういうふうな先生が回ってきてもらいたいとか、転勤してきてもらいたいとかというふうなことはできるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

英語教育の実数がふえて、そして例えば中学校ですと、新しい学習指導要領になりますと基本的に英語の授業は英語が中心になって行く、日本語が今以上に極端に少なくなるというふうに考えています。そうすると教師のその英語力、力は求められるところでございます。そういったための研修や、そういうことがきちんと身につけている教師がこれからは採用されてくるのかなというふうに捉えているところです。そしてそれは、採用された教員がそれぞれの市町村のほうに送られてくる、各学校に配置されてくるというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。

次に（5）番、東京オリンピックのホストタウンに立候補してはどうかということです。一応、鏡石町においては非常に無理だとは思いますが、町活性化のため、何でもやはり一歩踏み出して考えなければ、行動してみなければならぬのではないかと思います。田んぼアートもいいですけれども、やはり何もできないできないでは、魅力ある町づくり、そして少子高齢化、そういうふうなものに対応できないのではないかと考えておりますけれども、五輪のホストタウンに立候補する気があるかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

オリンピックのホストタウンに立候補してはどうかというおたがしでございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンは、参加国・地域の事前合宿受け入れや姉妹都市締結などを通じて海外と交流を進めるものとして、全国で現在91市町村が登録されております。ホストタウンの登録には、事前合宿を行うために競技施設の国際連盟基準への適合などが必要となります。当町では国際連盟基準に適合した施設がないことなどから、立候補は難しいのではと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 確かに鏡石は宿泊所がないということが一番大きなイベントを持ってきても、少々のイベントを持ってきてもそういうところが欠点だと私は思っておるんです。ただ、あれだけの陸上競技場の立派な施設があるのであるから、もう少し町民に夢を与えるとか町の活性化のために、そういうふうなものの立候補というのもいいのではないかなというふうには考えております。町民に夢を与えることが第一、立候補してみることが第一ということなんですが、そういうふうな設備に該当しないとすれば無理だとは思いますが。

大きな2番、道路行政についてお伺いします。

交通安全のため、人の流れや車の流れを実態調査はしているのかどうかということなんですが、お尋ね申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

交通安全のための人の流れや車の流れということでございますが、これにつきましては特に実態調査は実施しておりません。ただ、交通安全に際しましては、地区の危険箇所については交通安全対策協議会等の要望によりまして関係機関及び警察署、道路管理者等によりまして、現地の立ち会い等をしながら改善を図っているところでございます。また、通学路につきましては、鏡石町通学路安全対策協議会というのがございますが、これは学校、警察、道路管理者等の関係機関によりまして、3年に一度の頻度で合同点検を行っております。ここでは歩道の整備等のハード対策や、交通安全教育のようなソフトの対策なども含めまして、必要な箇所に応じて具体的な実施メニューということで検討、改善をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 別にしていないと、別にしていないと。

旧4号線、今は町道になりましたけれども、やすこくやの信号から蒲之沢の信号まで、あそこの間は信号も1つもない、横断歩道もない、そしてましてや駅のほうから線路の脇を通過して小野医院、森電機のところに出る丁字路は、朝晩はやはり混みあうところなんです。そしてまた、交通事故も3回ほどあるようです。そしてその間にバス停は、旧4号線西側には鏡石バス停、不時沼バス停、鏡沼バス停、鏡田バス停、高久田バス停と5カ所あります。東側に

は、向こう側からいいますと蒲之沢のバス停と高久田バス停、鏡田バス停、鏡沼バス停、不時沼バス停、鏡石バス停と6カ所あります。その間、信号機も横断歩道もないわけです。これは非常に危険な場所だと私は思うんですが、ここに一応、交通状況の流れを鑑みて、信号とか横断歩道を欲しいというのが質問の主目的ですけれども、どのように考えますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、おっしゃいました交差点の信号機設置につきましては、町内の他の箇所でも要望がございますけれども、ここについても以前から要望しているところでございます。これまで警察署を通じまして、県の公安委員会に要望しているところでございますけれども、回答としましては、新規開通道路の設置が優先、また同様の要望件数が多いことなどから、現時点での追加の設置はかなり厳しいというお答えはいただいているところでございます。しかしながら、要望しないと希望がないということになりますので、引き続き要望を続けていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要望がなければだめだということなんでしょうけれども、やはり官庁は事故が起こってからでないと動かない、警察も事件が起きてからでないと動かない、そういうふうな現状です。だから結局、万が一、あそこの三叉路もそうですが、あと子供たちや学生や勤務者が石森宅前を自転車で横断する姿を見れば、非常に危険なところがあります。非常に危険です。車のいない間を縫って移動しているようだけれども、中学校にしろ何にしろ、これでは事故がもう起こるのはわかっていると思うんです。そういうところを、順序もあろうかと思えますけれども強烈にアピールできないんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この交差点におきましては、実際に平成26年に届け出がありますけれども、車と車の衝突事故1件、28年には歩行者と普通車の交通事故が実際起きているということもありますので、当然、町としましては要望を継続しておりますけれども、今おっしゃいましたようにこれよりも強烈となりますと、また違う点も考えざるを得ないと思えますけれども、やはり信号機等につきましては県で設置しますが、当然ながら、県警でつくりますけれどもその予算的にはやはり県の税理のほうから出ているということもありますので、当然ながら

優先は仕方がないのかなという考えでございますけれども、やはり引き続き、今のところ要望することが一番の方策ではないかと考えておりますので、それ以外の交通安全の施策、または標識ではなくて標示等については、今後、町でできる分については検討させていただきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それと、事故が起こってからでは間に合わないということなんです。事故が起こってからでは間に合わないということなんです。

（2）番の信号機、横断歩道の設置手続とはどういうふうなものになっているかということを一応、お聞き申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

信号機、横断歩道の設置手続ということになります。これにつきましては町に交通安全対策協議会がございます。こちらのほうに交通安全協会、または行政区のほうから要望を受けまして交通対策協議会として警察署のほうに要望を出しまして、警察署のほうから県の公安委員会に要望を出します。公安委員会では、県内から集まりました要望をこの信号機、横断歩道の設置基準というのがございまして、それらの基準に適合するか、ただ適合してもやはり優先がありますので、そのような中で現在のところ設置されていないという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） その優先順位、優先順位とっておりますけれども、事故が起こってからでは優先順位も何も関係ないじゃないですか。優先順位、こういうふうなところは非常に危険だからというふうなことで、強力にアピールというふうな方法はないのでしょうかね、私はそう思うんです。安全協会が動かなかつたら、安全協会が動かなかつたら行政で動くしかないじゃないですか。行政で動くしかないとすれば、これは事故が起こってからでは間に合わないから、早急をお願いするしかないと私は思っているんです。ですから、この三叉路、いわゆる丁字路も、それから石森宅向かいも、これも非常に危険な場所だとは思わないでしょうか。事故が起こってからでは間に合わないですね。ましてや自転車で中学校に通学する方たちも大勢おりますから、深内町のほうから来て。非常にあそこのところは危険

地帯です。危険地帯です。早急に再度、再度、ご要望申し上げますので、その旨よろしくお願ひします。

答弁お願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事故が起こってからでは遅いというのは重々承知しておりますので、今後も警察署のほうには、事故が起こってからでは遅いというようなこともつけ加えて要望してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 笑ってはいけませんよ。いや、本当ですよ。起こってからでは遅い、あれはもうおかしいですよ。やすこくやの信号から、本当に横断歩道も信号も何もないんだから。交通安全の方たちはどこを見ているのか、私はそれを言いたいんです。あそこは危険です。物すごく危険です。何回も言いますが、危険です。そしてバス停がありますから、5つ。東側に6つと。そういうふうなものを鑑みて、よろしくお願ひします。

それから次の質問ですが、(3)の信号機の種類についてですけれども、今は何か東京オリンピックに向かって英語と日本語の信号機もあるようですけれども、こういうふうなものはつける必要はありませんけれども、やはり夜間、音の出ない信号機とか視覚障害者用とか発達障害者用の信号機もあるようでございます。いろいろな面で研究されて、適材適所の信号機をつけていただければと思うんです。

答弁願ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

視覚障害者用の信号機なんです、こちらは現在、町内に2カ所ついている状況でございます。苦情もありますので、夜は音が出なくなっているようでございます。今のところ2カ所以外に、要望がないからつけていないというわけではございませんけれども、今のところ要望もございませんので、うちのほうとしましても要望はしていない状況でございます。当然ながら適材適所の信号機については、県の公安委員会のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 以上で私の質問は終わりますけれども、くれぐれも事故が起こる前に対応するのが我々の考えです。行政の考えとはちょっと違いますけれども、非常によく考えていただいて、あそこのやすこくやの信号からあそこの一里垣までの横断歩道も1つもない、信号機もないというふうな非常に危険な道路地帯は珍しいと思うんです。珍しいと思うんです。事故が起こってからでは間に合わない。事故が起こる前に何とかよろしくお願いします。以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 大河原 正 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、大河原正雄君の一般質問の発言を許します。

9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） どうも、皆さんこんにちは。

台風15号による大雨の影響で、岩手県、また北海道で大きな被害が出ておりますけれども、今に限ったことではありませんけれども最近は大きな被害が続発しております。やはりこれは地球の温暖化が影響しているのかなと、そういうふうに思っております。亡くなった方々のご冥福をお祈りいたします。

質問させていただきます。

駅東側宅地造成についてでありますけれども、事の発端は、町の税込不足を補うにはどうするかということで、人口をふやす、人口がふえれば税込が自然とふえると、それにはやはり住む場所が必要と考え、駅東側第1土地区画整理事業を計画し、地権者の考えの説明会を重ねながら、地権者も町が発展しよくなるのであればと開発に同意し、町は用地の買収を進め平成7年に用地取得が完了し、すぐに開発が始まるものと期待をしていましたが、町の都合で長期間休止となってきました。第Ⅱ工区が、数年前より造成工事が順調に進みまして分譲されるころまで来ましたが、今後、高久田地区の基盤整備も計画されているが、駅東側開発、町としてはどちらがメイン事業なのか。基盤整備と宅地造成を同時に進めたのでは、駅東側開発はますますおくれるのではないかと。今後、当初の計画どおり56町歩の開発をするのか、計画どおり56町歩の造成が完了するには何年かかるのか、また平成何年になるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅東の第1土地区画整理事業でありますけれども、ご承知のように平成12年8月、事業計画が認可されまして、施工区域を56.3ヘクタールということで事業がスタートしたということでありまして、施工地区を、この56ヘクタールを5つの工区に分割をしまして、現在、事業を進めていると、そういう中では現在、第Ⅰ工区の完了に向けまして、現在地権者に換地の引き渡しができるよう努力をしているということでありまして。

Ⅰ工区が完了した後でありますけれども、この工区につきましては公共広域施設の整備エリアとなっております、現在のⅠ工区東側のⅢ工区の施工に着手をしていきたいというふうには考えているところであります。そういう中で計画どおり、今、質問がございましたように、全面積が完了するには何年かかるのかというご質問でございます。そういう中で、これまでの事業進捗状況を見ますと、いわゆる平成12年の事業認可から現在15年が経過をしているわけでありまして。この事業区域のうちⅠ工区が10ヘクタールということで、これについては完了の見通しがついたばかりだということでありまして。今後、今申し上げましたようにⅢ工区に進むということになれば、このⅢ工区については12.6ヘクタールを施工するということとなります。そうしますと、Ⅰ工区、Ⅲ工区を除いた残る工区の面積が33.4ヘクタールということでありまして。このような状況、さらには財政状況からしても、今後10年を超えることは明らかだということでありまして。そういったことから、いろいろな角度からこの56ヘクタールについては検討の必要があるというふうに、私は現在、思っております。ですから、ご質問にありますように何年かかるのかということになりますと、10年以上はかかってしまう、それ以上かかってしまうというそういう状況だということは皆様も認識しているとおりであります。あと、冒頭の中で高久田の圃場整備とこちらの駅東との関係という、これは私は別問題というふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今後、どこまでできるかはっきりした年数はわからないということでありまして。私も町の造成工事、今までの流れを見ていますと、そう簡単にはいかないのかなど、次のⅢ工区に移るまでにはあと何年かかるのかと、そういうこともお聞きしたいと思っておりますけれども、今、分譲が始まっておりますけれども、普通は分譲が始まる前に工事に着工したならば次の段階、Ⅲ工区はいつごろ工事が始まると、完成してからこれからまた次の計画をしていくのにはまた数年かかるわけでありまして。そこで、Ⅲ工区は何年後ぐらいに始まるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、質問のあったとおり、私もそのように思っております。これについても、大変この56ヘクタールをやるという、いろいろな角度から町でばら買いを10ヘクタールもしておりますし、こういったものの処理についてどうするのかと、大変、前に進むも後に進むもいずれにしても大変な事業であるというふうに認識しております。そういう中で、いずれにしてもこのままにするわけには私はいかないと思います。そういう中で私も与えられた、いわゆる4年、4年というそういった形の中で、やはり与えられた中でこれを先延ばしすることなく、しっかりとしてどうするかについては考えていきたい。本来ですと今お話ししたとおり、もう少し早く事業の方針等についてご説明できればよろしいのですが、前回の庁舎の増改築等もございました。そういったことも踏まえて、しっかりとこれにかわる部分、そういったものについては私はⅢ工区しかないのかなと、いろいろな面でのこの駅東の解決、さらにはこの庁舎等のいろいろな解決については、こういった部分で解決するのが一番だと、ましてや今この駅東については既に約23億円を投資しているということで、これも無駄にすることもできない。ですから、前に進むも後に進むも大変であるというふうに認識しておりますので、このⅢ工区についてはこれからできる限り早い中で、できる限りというんですか、施工に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただ、若干、事業費がちょっと不明な部分はまだあるということでございますので、それら等について精査をしながら、議員の皆様と協議をしながら、私はⅢ工区についてはしっかりと早目にかかりたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） まだ長い期間がかかるようでありますので、駅東側開発が長期間にわたり、これは町の都合で休止されてきましたが、その間、現況は農地でありまして稲がうわっております。その中で宅地並み課税をされてきたところでありますが、そのとき町の用地取得費が10アール当たり650万、現在は10アール当たり220万、今までその価格に見合った税金を納めてきましたが、今後開発が長期間要するのであればもとの農地課税に戻すことはできないか、町の考えをお聞きいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

（2）の開発予定地が宅地並み課税されているが、今後開発が長い期間を要するのであれ

ば税をもとの農地課税に戻すことができないかというふうなご質問でございます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業の事業区域は、平成10年度に市街化区域に編入され新たな評価基準により評価されました。当該地区の大部分を占めます市街化区域内の農地は宅地介入農地となり、宅地に転用できる農地として評価することとなっております。あくまで農地でございまして、宅地同様の評価額ではございません。これまで当該地区の農地については、固定資産税の評価替え時期に合わせた価格の改定と、区画整理事業の進捗状況から所要の補正を行いまして評価額を算定してございます。一方、課税標準につきましては、直接固定資産税に反映されるため、負担調整によりまして長い期間において小幅に上昇させることとして現在に至ってございます。

この質問につきましては、以前にもご答弁申し上げておりますが、当該地区の農地につきましては、適正な評価により固定資産税を課税してございますので、ご承知のとおり固定資産税は法律に基づくものでございまして、評価も固定資産評価基準により定められ、おのずと裁量権は限定されておりますので、市街化区域編入前に戻すことはできない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、木賊課長から説明がありましたけれども、もとに戻すことはできないと。結局、今の東側開発の用地が全て工事が始まっているのであれば、私はそういう話はしないところであります。結局、今は地権者の大半がもう高齢化、あすもわからないとそういう人が多い中で、これ実際に地権者が亡くなれば今度相続という問題が発生してきます。農地3町歩ぐらいあれば相続税は1円もかからない。そこで評価額の高い駅東側の用地を持っていれば相続税は必ず出ると、私はそういう心配をしております。町の中では予算も乏しい中で、あと何年さきに工事が始まる、それまで待つてよと、そういう町の考えとしては時間は何ぼあっても構わないのですが、用地を持っている地権者はそういう悠長な時間はないところであります。これについて、どういうふうに思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） まさに今、質問があったとおりであります。

先ほど言いましたように、この事業についてはいわゆる今まで市街化区域になってから15年経過していると、そうしますと当然、この15年間は農地であっても固定資産税は多分1.3倍ずつ、従前地からの固定資産税からすると上がっております。1.3倍ずつと上がっております。ですから、他の農地と比べれば大変な大きな差になってございます。私も職員時代、課長のときに2回ほど会議の中でこういった部分について税金はこうなりますよという、そ

ういった説明を、担当課長ではありませんでしたけれども、部外でありましたけれども、そんな説明をしたことがございます。そういうことからいって、やはり現在、15年経過していると、さらに今後Ⅲ工区を含めても、Ⅲ工区をやるにしても10年近く前後かかってしまう。そして残りが33ヘクタールもあるという、そういうことからするとやはり前に進む、進まないことも含めて、しっかりと決めていかなければならないと。ですからそういった面で、先ほども言いましたように先送りは、私はしないようにというふうにこれから努力してまいりたいなというふうに考えておりますので、そういったことを含めてご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） いろいろな町の事情もありますが、1年でも早く完成できるように努力をしていただきたいと思えます。これからⅢ工区が10町歩、残りが30町歩、そうすると黙って30年、40年かかるということですね。しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次に県中都市計画についてであります。今、核家族化が拡大し、町民の多くが身近なところに住宅を求めている今日、駅東側が中心であり駅東に宅地化を推し進めており、町最大の事業であり、しかし予算のこともあり長期化が考えられるので、町の行政区、調整区内にも小規模な宅地区域を設定することが必要ではないかと思えます。県中都市計画は、昭和45年に郡山市、須賀川市、鏡石町の2市1町で制定されてから45年以上経過し、都市計画はおおむね達成されたと思われるが、今後町独自の見直し、線引きはできないかということをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

昭和45年9月に県中都市計画区域に指定されました都市計画でございまして、これはこれまでは都市計画法によりまして土地の利用の規制、誘導を行いまして都市計画道路、それから公園、都市施設などを積極的に整備してきたところでございます。現在は鏡石地域を中心とした、コンパクトで田園等の周辺環境と調和した町並みを形成してまいりました。今後とも無秩序な市街化を防止し良好な住宅環境を維持するためには、現行の都市計画制度が必要であると考えております。町といたしましても、独自の都市計画の構想としまして、鏡石町都市計画マスタープランを定めております。今後も実現に向けまして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 確かにこの県中都市計画は福島県が策定したものであり、それを2市1町に落としてきているところであり、さらにその45年以降、それぞれに要望しながらどんどん枠がふえていって、鏡石町は本当にこの旧道沿いから100メートル、そのぐらいしか開発、住宅地、それ以外は調整区域となっております。やはり今、年配のじいちゃんばあちゃんに聞くと、新宅に出した、その孫たちに土地をあげたいんだけど、新宅に出したときには次男坊、三男坊対策でそれは可能でありますけれども、新宅に出してさらに信託、それは該当しない。そういう中で、町は1人でも多く人口をふやしたい。その中でありますので、やはりどこか1カ所枠をとって、住宅専用地をつくってみたらどうなのかなと思います。その考えはどうなんでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） この質問でございますが、住宅の専用地を設けてはどうかということになります。優良な市街地といいますか、その都市計画に向けまして新たな都市の用途形成につきましては、駅東を目途として住宅用地それから工業用地ということで開発を進めております。そんな関係から、特段どこかを住宅用地にするというような観点ではございません。ただ、マスタープランにも定めておる町のこの市街地の形成につきましては、今度、県の定期見直しもございます。来年あたりから町も基本的に見直しの調査を始めまして、県は平成30年に基礎調査の見直しをするということになっておりますので、それに合わせて町も今後の計画を立てながら、マスタープランの変更も頭に入れながら進めたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 鏡石町は住んで住みやすい、交通の利便性もよい、そういう中で鏡石に住みたいという方は多くおります。町民の要望に少しでも応えられるように、努力をしていただきたいと思います。

2番に入ります。

町外の子供たちが他町村から鏡石町に住んでもらうためにも、鏡石町の独自性があってよいと思うが、東北本線と高速道路の間の再検討はどうか、調整区域除外による住宅の増加策はどうか、県中都市計画で調整区が制定されており、自分の土地であっても自由に住宅を建

築することができない、多くの町民から調整区域を何とかならないかという声を多く聞くが、町の考えはどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

都市計画区域につきましては、計画的な市街地を図るということで、市街化区域と調整区域と分けて、いわゆる線引き都市計画となっているわけでございます。市街化調整区域については市街化を抑制するため、原則としては開発許可が必要になります。許可となりうる建築用途等については、立地基準等もございます。このために市街化調整区域におきましては用地関係、それから建築物線引き前の住宅については不許可の場合もございます。自分の土地であっても立地に合わなければ建築できないというご不便も、私たちのほうも不便をかけているということで承知はしております。市街化区域については、建築行為の相談があった場合、県と開発許可の協議をするなり、今後とも土地利用の推進に努めていきたいと考えております。それから先ほど申しましたが、マスタープランの見直しを含めまして、今後の都市計画について調査検討しながら進めたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） やはりこの県中都市計画、この縛りはかなりきついものがあります。そういう中で町独自の線引き、これは今後は必要でないかと、そういうふうに考えております。町民の考えに沿って、町発展のために努力していただきたいと思っております。

次に移らせていただきたいと思っております。

町民プールすいすいの利用についてであります。町民の健康増進を目的に平成11年に建設され、7月に町民プールすいすいが開所され、その年の9カ月間でプールの利用者が2万2,000人の利用があり、昨年平成27年の利用者が8万2,000人という利用があり、その中で利用者の6割から7割が町外の方と聞いております。大変寂しい限りでありますけれども、町民プールすいすいを維持していくためには、町外の方がこんなに多く来て、町に寄与してくれているのかなとそういう思いも持つところでもあります。これまで高齢者の方々は、町の発展に大きく力添えをしてくれたと思っております。高齢者の病気を抑制するためにも、プールの使用を無料にしてはどうかと思っておりますので、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

後期高齢者の病気抑制のため、プールの使用料を無料にしてはどうかというおたがしでございすが、まずプールの健康効果についてですが、プールには水圧、水の抵抗や浮力がある場所です全身運動を行うことができることから、健康増進には大変効果があるものと認識しております。また、町民プールすいすいは年間を通じて利用できる施設でありますので、健康増進のためにも多くの方々にご利用をお勧めしているところでございします。

さて、町民プールの使用料についてなんですすが、65歳以上の方は中高生同様、一般の4割引きの安価な額に設定しており、1日券といひますか1回券が300円、半年券が6,600円、年間券が1万2,000円としていひるところですので、現在の使用料でのご利用にご理解をいただければというふうにしていひます。

以上でございします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

[9番 大河原正雄君 登壇]

○9番（大河原正雄君） 答弁をいただきましたけれども、65歳以上は4割引きと大分安い金額でありますけれども、安くして1人でも多くの人方に利用していただければ、町としてもプールを維持していくのにも大いに助かることでありますすが、利用してもらうことによって健康増進し、ひいては国民健康保険の持ち出しが少なくなると思ひるところであります。高齢者がプールを利用し、楽しみながら健康になれる、一石二鳥と思ひすが町の考えはどう考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

プールを利用することで一人一人の町民が健康になれば、国民健康保険を初めとする各種医療保険の負担が軽減されることが期待できます。このため町民の皆様が町民プールを大いに利用していただき、健康の維持に役立てていただけるよう、利用の促進に努めてまいりたいと思ひているところでございします。

以上でございします。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原君。

[9番 大河原正雄君 登壇]

○9番（大河原正雄君） プールは現在8万人の方が年間利用されている。そういう中で8万人という数、今の町民プールすいすいの規模を考えると、あと1割2割ぐらい大きなプールが必要なのかなと、そういうふうにしていひますが、これをまた増改築するには莫大な費用がかかる、そういうことはできないと思ひますけれども、今後、町民が大いに利用できるようなお便宜を図っていただき、町民がどうすればさらに多くの方が利用してくれるのか、そ

ういう点を考えながらプール運営をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 9番、大河原正雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 4番議員、古川文雄です。

9月定例会、一般質問、私が最後の質問者となります。もう少しで5時になりますし、皆さん大変お疲れでしょうから、駆け足で進めさせていただきます。

さて、初日に遠藤町長や、そして本日登壇されました議員各位も触れておられましたが、8月3日の女子サッカーを皮切りに開催されましたリオオリンピックは、大きな感動を我々に与え、そして大盛会の後に閉幕いたしました。史上最多41個のメダルを獲得し、我々に多くの喜びを与えていただき、それ以外でも結果的にメダル獲得までとはいかなくとも、最後まで諦めることなく死力を尽くす姿は、我々に多くの感動を与えていただきました。そして、今週にはパラリンピックが開催いたします。パラリンピック、史上初の3連覇に挑む国枝選手の活躍などが大いに期待され、こちらも大きな感動を与えてくれるものと期待されておるところでございます。

ですが、一方、先ごろの台風10号は1951年の観測開始以降史上初となる東北太平洋側への上陸となり、岩手県や北海道で甚大な被害を発生させ、多くのとうとい命を奪い、我々に深い悲しみを与え、そして大自然の猛威を前にしたときに我々人間がいかに無力かを再認識させられました。被害に遭われました皆様に対しまして、衷心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、質問させていただきます。どうしてか、今回は道路行政についての質問が大変集中しておりますが、私からも道路行政について3点ほど質問させていただきます。

初めにですが、久来石・行方線の進捗状況と今後の見通しについてであります。この久来石・行方線は改良工事からの着工から5年以上は経過していると思われま。道路延長にしてみれば約1kmくらいかというふうに思いますが、いまだに竣工しておりません。竣工が遅くなれば初年度に着工した部分の補修が必要になるのではないかというほど、間隔がございます。財政状況などにより一気に施工ができないことは十分理解できるのでありますけれども、この路線が現在どの程度でき上がって、竣工までどれくらいの時間が必要になるのかを

お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

久来石・行方線の進捗と今後の方向ということになりますが、久来石・行方線につきましては全体で道路延長2.4kmほどございます。現在、そのうち国の補助事業ということで改良している延長になりますが1kmになってございます。これは平成19年より着工いたしました。今年度工事を含めると、改良延長は約470m、47%が改良済みというふうになります。それから、舗装延長につきましては約142mほど舗装してまして、全体の14%の進捗というふうになってございます。

今後の見通しになりますが、同事業での実施している補助事業がございまして、鏡田499号線が今年度完了する予定になってございます。次に、完了しますので同じその補助事業の中で本路線につきまして、行方線につきまして優先的に整備をしたいというふうに考えてございます。現在まで全体事業費が2億1,000万かかってございまして、28年までで7,500万、残事業については1億3,500万程度残っていますが、これを集中的に次年度より施工したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） この路線について国の補助事業であるということと、9年が経過しておる、14%の進捗状況であるということとありますけれども、この路線ですが、そもそも幅員が狭く路面状況がでこぼこであり、そして工事途中であった未舗装部分があったりして大変走りにくく、早期完成が望まれておるところだというふうに思います。今、優先的にと明言はいただけませんでしたけれども、財政状況等で年数がかかるのはいたし方ないというふうに思います。でも、それをきちんと地域の方々に説明する機会が必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどちょっと早口で説明したおかげですか、優先的に整備するというふうな方向で説明したんですが、時期は優先的に工事を実施したいというふうに説明を申し上げました。以上でございます。ただ、地元の皆さんには時折いろいろな事業がございまして、それなりに説明をしたいというふうに考えてございます。以上、499号線、今年度終わりますので、次年度からは優先的に工事をいたします。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 大変失礼しました。優先的にとはよく聞こえませんでしたけれども、どのくらいの時間が必要になるのかというのは明言は避けたかなというふうに聞こえたんですけども、優先的にお願いします。ぜひ、それを早急に完成させるように検討いただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、蓮池沿いの狭い幅員、狭窄部の改善計画はあるのかについてですが、こちらの路線は大変交通量が多いのに全体的に幅員が狭い割には、皆さんご存じのとおりスピードも相当出ており、車同士すれ違うのにも幾度となくひやっとなることがあります。この路線に対する拡幅計画はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 蓮池沿いの改善計画についてご答弁を申し上げます。

本路線につきましては、市街地から矢吹、石川方面の近道であるということで、通勤時には交通量が大変多い状態がございます。現況は幅員で約6m一車線道路でございまして、普通車交互については比較的容易でございますが、交互交通の際、トラック等の大型のすれ違い等につきまして、それから対向車のスピードによっては危険という場面が多々あると思われれます。この状況に部分的ではありますが、蓮池の区間については路肩を広く利用できるよう拡幅し、安全の確保に努めたところでございますが、現在、当路線の改築等については計画は定めておりません。しかしながら、都市マスタープランの全体構想では、道路網の整備補償の中では補助幹線ということで位置づけされております。道路の利用状況の調査をしながら、道路整備の全体的な計画の中で進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、全体計画の中では考えるということになります。カーブ等の狭窄部分については全体計画を待っていたのでは危険な箇所等もございますので、これについては現状を調査、把握しながら、危険と思われる箇所について部分的な改修も視野に入れて検討してみたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま補助幹線道路ということでありましたけれども、重ねて申し上げますけれども、この道路路線は平日は朝夕の通勤時間帯、休日は1日を通して大変交通量が多いです。しかも、なぜか皆さんスピードを出し過ぎる傾向がある路線であるというふ

うに認識しております。そういったことを含めて、交通量が多いということは主要路線として捉えることもできるのかというふうに思います。そして、いち早くそういった危険要素を取り除く必要があると思いますが、これについてはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 再質問にご答弁申し上げます。

先ほど述べたように、補助幹線道路ということで位置づけされております。補助幹線については、この路線を含めまして何路線かございますので、町全体の構想としましては、都市計画のマスタープランに基づきまして整備を進めているところでございます。先ほど申したように、幹線に格上げしてどうのこうのというのはすぐちょっとできませんので、都市計画マスタープランの中でもう一度精査しながら進めたいと、それで先ほど申しましたように、狭窄部については危険な、カーブの狭窄部になっていますね、その箇所については危険だと思われま。そういうところについては、部分の改良を含めながら検討したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） マスタープラン等々も踏まえ、整備計画を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、久来石4号線、コーナンフリート交差点の改修計画についてですが、東北旭紙業さん側から4号線に出るとき、右折レーンはもとよりセンターラインすらないこの交差点でありますけれども、当該交差点は近隣の工場に出入りする車両が非常に多く利用しております。そして、交通量の多い交差点なのではと、そういったことは周知の事実であります。朝夕の通勤時など、大変混雑するときには踏切をまたいで渋滞することもまれに見受けられております。こちらも早急に改修整備することが必要であると思っておりますけれども、改修の計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問にご答弁を申し上げます。

本交差点を含みます久来石交差点から矢吹までの交差点の間については、朝夕渋滞、それは4号線側になりますけれども、大分交差しております。4号線の安全対策ということで、4車線化の事業化に要望しているわけなんです、質問についてはそうではなくて町道側というふうなことだと認識しました。

これは、町道側ではございますが、町としましては4車線化の構想もございますので、一緒に進みたいというふうに考えてございます。ただ、町道側の部分については、踏切の除却の話もございますので、これもまた大変マスタープランの話を出しては申しわけないのですが、マスタープランとも関連するわけでございますが、1つは鏡石町復興まちづくり事業計画ということで、震災の後に町づくり復興計画ができました。これの計画では、踏切の除却をしなければいけない箇所ということで東西の横断の箇所、コーナンのですね、その道路も含めてのお話になりますので、計画を慎重に計画したいというふうに考えてございます。ただ現在は、計画は細かな計画はございませんので、マスタープランとあわせて慎重に計画したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今の答弁でありますと、踏切の話の関連性もあるということですので、ぜひともそちらを含め対応願いたいというふうに思います。

続きまして、農業政策についてご質問いたします。

（1）農業（主に稲作）を取り巻く現状分析と維持発展させるための今後の方針についてはです。1人当たりの年間の米の消費量は今や1俵を割り込み、人口そのものも減少傾向にあり、さらに米価は下落傾向にあるような現状を鑑みますと、稲作の将来に不安を感じずにはいられません。町ではどういった現状認識で、今後どういった方向性を持って基幹産業である稲作を維持発展させていくのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

我が町の総面積に対する農地でありますけれども、町全体の約半分が農地であります。そして、町全体の面積の3分の1が水田だということでもあります。県内の中ではありますけれども、農家1戸当たりの総面積、さらにはそのうちの水田面積ともに、県内の59市町村の中ではそれぞれ3番目に多いという農地の1戸当たりの保有であります。畑に関しても、1戸当たり県内で4番目に大きいという、そんな我が町であります。そんなことから平成17年には農業のいわゆる生産農業所得、これについては17年が1位、18年が2位というそういった位置にあるということでもあります。そういうこともありますし、また農業従事者の年齢構成も比較的若い、生産農家1戸当たりの人口、これも多いという、そういったことでもあります。そういったことでは、潜在的な後継者も多いと推測しているところであります。また、地域によって北は果樹、あとは園芸、畜産といった、その地域によっていろいろな特色があ

る、この小さな町でありますけれどもそういった町だということでもあります。そういうことで、経営規模もそれぞれ大きいという特徴がございます。

稲作におきましては、米価は現在、回復傾向にあるものの、依然として低い水準にあります。また、米の消費量、今お話しいただきましたように減少傾向にあるということでもあります。生産数量目標の達成の見込みと同時に、米の消費拡大が望まれるところでもありますけれども、鏡石町の平成28年の作付け状況については876ヘクタールとなっております。主食用米の作付けは25ヘクタール減少したと。その分、飼料用米の作付けが21ヘクタール増加しているということでもあります。飼料用米を初めとしたいわゆる戦略作物、これは今後も増加していくものと推測しているところでもあります。今後も米についての直接支払交付金を初めとした経営所得安定対策の加入促進と同時に、果樹そして園芸作物、畜産に対しても補助事業を活用しながら、農業経営の維持発展を図ってまいりたいというふうに考えているところです。以上であります。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合上、時間を延長して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま町長に答弁をいただきましたけれども、いろいろな方策をもって維持発展させていくということではありますが、では次の遊休農地、耕作放棄地に対する今後の対策についてですけれども、対策を考えるにはまず原因究明が必要かと私は思います。町では何がそれらの原因と考え、それらに対してどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（車田光男君） 4番議員の質問にお答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地に対する今後の対策はということでのお尋ねにご答弁させていただきます。

遊休農地につきましては、農業委員会で毎年1回、利用状況の調査を行っております。年

度別で見ますと、平成25年度は48ヘクタール、平成26年度は50ヘクタール、平成27年度は55ヘクタールとなっており、農業者の高齢化、あるいは後継者不足等により年々増加の傾向にあるところでございます。一度遊休化しますと、数年間荒らしてしまいますとその解消には多大な労力と費用がかかることから、まずは発生防止が肝要であると考えているところでございます。そのため農業委員会といたしましては、農地の出し手や受け手の掘り起こし、あるいは現場での活動をより強化いたしまして、耕作放棄地の発生防止に努めておるところでございます。

農業委員会の今後の遊休農地の対策といたしまして、遊休農地が既にリスト化してございますので、農業委員さんには担当地区内の農家の個別訪問など一層の現場での利用調整の活動をお願いいたしまして、農政サイドはもとより農地中間管理機構と連携しつつ担い手の集積・集約化、あるいは新規参入の促進など農地利用の最適化を促進し、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今の答弁であります原因としては高齢化など、そして対策としては集積・集約をしていくというふうにおっしゃいましたが、私的には商売として稲作に魅力がなくなってしまったことではないのかというふうに思っております。米づくりが商売になるのならば、田んぼを遊ばせることはないのではないのでしょうか。稲作がもうかる職業として成立するならば、子供に後を継がせることだというふうに思います。農家の皆さんが、採算が合わない、職業として成立しないと思うことなどが理由ではないかというふうに思っております。この点について町としてどのように分析しているのか、そして経営が成り立つ面積をどの程度に見込んでおるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町はこれまでも、基本計画の中で複合系を主体として鏡石の農業づくりをしてきております。鏡石で農業後継者がおる経営は果樹であったり、酪農主体であったりということで、鏡石の農業が県内でも所得を確保してきた一因は、こういった複合系の強みが鏡石の強みであるというふうに思っております。そんな中で米づくりに関しては、先ほど来、魅力がなくなったということではありますが、この米づくりにつきましては、国の米政策の中でかなり農家の皆様方が非常に米政策に揺られてきたという現状の中で、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、1人当たり2俵近く食べていた時代から1俵以下の消費しかしなくなってきた

と、今後ともその傾向が続くという中では、農業が米に頼っていく農業では厳しいだろうなというふうに思っております。そういうことで議員さんからも先ほど質問いただいた、米で経営していくにはどれくらいの面積が必要かということであれば、町のほうの今の基本計画の中では22ヘクタール規模の米専業でないと、なかなか米だけでやっていくのは大変だろうなというような思いでおりますので、こういった規模で米経営をするということと同時に、付加価値の高い農作物を中心に農業を続けていく、こういった鏡石の得意とする経営体を育てていくというのが、そのような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま、稲作の経営が成り立つ面積ということで22町歩という数字が出てきましたけれども、到底こなし切れる数字ではなかろうと思います。そういったことも踏まえ、面整備をすることも確かに必要であるというふうに思います。ですが、逆に消費拡大、また販売ルートの確保、収入の安定を図ることも私は逆に必要ではないかというふうに思いますけれども、それらについてはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおりでありまして、22ヘクタールの経営という中身でございますが、これにつきましても実際に売れるおいしい米をつくることもしかりでございますが、先ほど町長がおっしゃいましたとおり、備蓄米や飼料米など多様なお米をつくりながらコストを下げていくと、そういう米専業でありながらもおいしい売れる米、自分で市場を開拓していくというそういったことをも含めて、米も多様化に向かっているというふうに思っておりますので、そのような売れる米に対しての政策及びコストを下げていく政策などを進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） そういったあらゆる方面からの支援についても、ぜひ検討いただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、3番の墓地の必要性についてに進みたいと思います。

まず、（1）今後、墓地の必要性について、どのように認識しているかについてであります。数年前にも質問されたことでもありますけれども、分家住宅や新興住宅の方々は住宅を取得しただけであり、墓地を持っていない方が非常に多いことを、実際、町民の方々から耳にいたします。町ではこういった町民の方々がこうした要望を持っておることについて、どう

認識しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

住民の価値観やライフスタイルが多様化している現在、墓地や埋葬のあり方についても多様な価値観が出てきているところがございます。核家族化、少子化による家への希薄化や墓を代々管理する難しさから、都市部等では継承者を必要とせず管理者等が永代供養を行う墓として壁型墓地等の多様な形態の墓が供給されているほか、自然にかえりたいという要請等から生まれた散骨等、葬送の多様化が見られる状況でございます。

ご質問の、今後の墓地の必要性につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第10条の第1項によりまして、町として増設等は県知事の許可を受けなければならないものとも規定されております。このような法律、指針によりまして、既存の墓地との整合性、町内の人口動向、広域的な視点、事業手法、財源等を含め総合的に検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） では、（2）町では需要調査を行っているのかについてでありますけれども、町として今後どのように進むにしても、正確な需要調査をする必要があるのではないのでしょうか。今、墓地のあきを探している方はまさに今すぐ欲しい方で、そういった方の声に応えることは現実的に不可能だと思いますけれども、5年、10年先の潜在的な需要調査によって、方向性を決めるべきだと思うところがございますけれども、そちら町の考えをお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では墓地に対する需要調査を行っているかのご質問でございますが、現在のところ調査は行っておりません。

なお、墓地に対する問い合わせにつきましては、現状でございますが年間二、三件程度となっております。その方々に対しましては、その都度墓地の管理者であります管理組合や行政区等の連絡先等をご紹介しているところがございます。今後は墓地を取り巻く社会環境の変化を踏まえまして、墓地の公衆衛生確保もさることながら墓地の永続性の確保、好意的な需給バランスの確保、周辺的生活環境との調和等公共性を踏まえまして、今後も墓地をめぐる課題等を調査研究していくとともに、今ほどおっしゃられました住民ニーズの把握につ

いても検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 人間、最終的にはお墓に入りますので、よろしくお願いします。

ぜひとも早急にそういった需要調査を行い、町民のニーズを正確に把握し、町民の方々の声に応じていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終了といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月8日から9月15日までの8日間を休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす9月8日から9月15日までの8日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時11分

第 3 号

平成28年第5回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成28年9月16日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第82号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第83号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第84号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第85号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第86号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第87号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)
- 日程第 8 議案第88号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第89号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第10 議案第90号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第12 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第13 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

追加日程第14 意見書案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君

11番 木原秀男君

12番 渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理 者長	角田信洋君
農業委員会 農事務局長	車田光男君	原子力 災害室長	菊地勝弘君
農業委員会 会長	菊地榮助君	教育委員 会長	塩田重男君
選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎決算審査特別委員長報告（認定第2号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

7番、畑幸一君。

〔決算審査特別委員長 畑 幸一君 登壇〕

○7番（決算審査特別委員長 畑 幸一君） おはようございます。

報告いたします。

平成28年9月16日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成27年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、畑幸一。

平成27年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は平成28年9月6日付託された議案を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に説明をいたします。

平成28年9月12日月曜日、午前9時55分、午後4時37分、委員全員、議会会議室。

平成28年9月13日火曜日、午前10時、午後4時56分、委員全員、議会会議室。

平成28年9月14日水曜日、午前9時58分、午後3時30分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員、7名です。

付託件名。認定第2号 平成27年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町育英資金貸付費

特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成27年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計に審査を行った。

主な質疑は別紙のとおりでございます。

平成27年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成27年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見。町税などの滞納処分について、税負担の公平性に鑑み、関係法による厳正な事務執行に努めること。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は一般会計、特別会計及び上水道事業会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

……認定すべきものであります。何か間違いありますか。

〔「いえ、何で水道料金が上がるんですか」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 傍聴席の皆さんにお話しします。

傍聴席の方は意見を述べることはできませんので、今後一切、意見の申し出あるときは退場させますから。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 平成27年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第82号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第82号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金の処理並びに地方交付税の減額及び役場庁舎改修事業、地方創生及びふるさと再生加速化交付金事業、町コミュニティーセンター改修事業などの関係経費の補正予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,791万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,866万8,000円とするものでございます。

30ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

〔発言する者あり〕

○議長（渡辺定己君） 傍聴者に先ほど注意したはずですが。退席を願います。

今度発言したら退席させるって言ったでしょう。退席してください。

〔「傍聴して悪いんですか」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 悪いから言っているんです。発言しないでくださいと私言ったはずですが。

〔「町民として言っているから。町民として」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 言うことを聞けないんですか。言うことを聞かないんですか。

〔「は」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前10時15分

再開 午前10時17分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

説明を求めます。

○副町長（小貫忠男君） はい。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案の理由のご説明を申し上げました。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

私のほうからは何点か質疑させていただきたいと思っております。全協等でも説明いただいていると思いますが、もし重複していることがあったら申しわけなく思います。

まず、第1点目であります、36、37ページにおきまして、2点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。

1つ目は財政調整基金積立金3,180万円ということでありまして。これについては再三説明をいただきまして、昨年度の決算に基づく剰余金を半分を下らない額で積み立てたということと説明いただいておりますが、これについての現在の基金の残高、これを積み立てることによっての残高の総額は幾らになるか。そして、我が町における適正な財政調整基金の目標額といいますか、適正額といいますか、そちらについてお示しいただければと思っております。

続いての質疑は、同じページの下にございますが、地域介護福祉空間整備推進補助金ということでありまして、これについて、私、不勉強で申しわけありませんが、この使途、目的ですね、こちらを後でお聞かせいただければと思っております。

38、39ページになりますが、こちらで私がお尋ねしたいのは、一番下のところの道路施設堆積汚染土砂対策事業であります、先ほど副町長説明いただいたように町単独事業、0.23マイクロシーベルトを超えるところということだと思いますが、これについて予算化されております。さて、それについてはこれから実際のやる場所を決めるのかなと思っておりますが、あるいは役場のほうではもう既に決まっているのかどうか。幾つか、何カ所ほどどういった順序でやるのかというご説明をいただければと思っております。

また、40ページ、41ページのほうになりますが、こちらも下のほうになりますが、空き店舗対策事業ということで2店舗分補助されたと、追加で補助になったということで、これも私の不勉強で申しわけございませんが、この空き店舗対策の内容を概略で結構ですので教えていただければと思っております。

私からお尋ねしたい点は以上でございますので、まず答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず第1点、財政調整基金、今回3,100万を積み立てるということで、残高になります。

なお、財政調整基金につきましては当初予算、さらには今回の繰入額3,100万円、さらに今回3,180万を積み立てますので、この繰り入れて積み立てた現在高は5億5,879万6,000円になる予定になってございます。

次に、財政調整基金の目標額としましては、法的に決まっていはいないんですけれども、普通言われているのは標準財政規模の20%ぐらいだということで、標準財政規模が33億でございまして、大体6億ぐらいが目安だと言われてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書の37ページでございますけれども、地域介護・福祉空間整備推進補助事業ということで、185万4,000円の中身と内容ということでご質問がございました。

その内容でございますけれども、介護ロボット等導入支援事業の実施に要する費用に充てるためということでございまして、市町村が交付を受けまして、民間事業者が実施する事業に対して交付するという内容でございます。これにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進、並びに介護ロボットの普及により、働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保等に寄与するという補助事業の中身でございます。

具体的には介護ロボット等の導入支援事業ということでございまして、町内にある事業所、具体的にいきますと2業者でございまして、そちらから要望がございまして、中身としましては見守り支援ベッドシステムということでございまして、例えば認知症が進んでおりまして、例えば介護者が見ていない間に立ち上がったたり、廊下を歩いたりというセンサーですね、センサー等の設置などが挙げられております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） それでは、私のほうから39ページになりますが、道路施設堆積汚染土対策関係でございます。

現在、道路の除染ということで鋭意努力中でございますが、その中で道路除染で堆積物が撤去されていない箇所につきましては、少しずつになりますが、年次計画で実施したいということで考えてございます。

内容につきましては、主要な側溝、ますなどで堆積物が多くて支障になる箇所から順次や

ることになっております。これにつきましては、先月、先々月と各行政区のほうに、側溝について要望箇所があればということでおろしております。それを受けまして、少しずつですが徐々に順次整備したいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

41ページの空き店舗対策事業補助金の関係でございます。

本事業につきましては、地域商店街の活性化及びそのにぎわいを創出するという事で、空き店舗を再活用しようという事の事業でございます。初期投資となります家賃を2年間補填するという事で、1年目は3分の1、2年目は4分の1という初期投資を補填して補助するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありますか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

私のほうから2点ほどお尋ねいたします。

35ページになりますが、ここの7番の企画費のところ、案内標識移設工事ということで、4号拡幅に伴う支出が65万ほど計上されております。これは4号拡幅だから町が代行してやって、後からこれらの経費というのは国のほう、4号拡幅のほうから町に入るのか。それとも既に入っているのか、それが第1点でございます。

あと同じく第2点は、2項の徴収費の部分ですね。ここの説明の欄の105番、過誤納還付金という形で400万ほど計上になっているんですが、これはどのような内容であるのか。また、なぜこの過誤納還付金というものが生じたのか。それらについて説明を求めます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 今泉議員のご質問にご答弁申し上げます。

35ページの7、企画費、案内標識移設工事65万円でございますが、これにつきましては、4号拡幅に伴いまして久来石交差点、今改修中ございまして、そこにありました役場の、役場、鳥見山公園、一小というような案内標識がございました。それを移設するものでございまして、それ以外に9の諸費に防犯灯の移設工事というのがございます。今回、この案内

標識と防犯灯1基だけが支障物件ということで対象になりまして、歳入としまして、33ページの雑入の114番に支障物件移転補償費ということで補償費をいただいて、町のほうで移転するというような内容になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

同じく35ページでございますけれども、2項の徴税费、2目の賦課徴收费の中で、説明欄105番、過誤納還付金ということで400万円の補正をお願いしてございます。こちらの中身というふうなことのご質問でございますが、過誤納還付金につきましては当初予算で350万ほどとっておりました。これまでに既に300万ほどの支出がございまして、こちらについては法人町民税に係ります予定納税に基づきます還付金ということで、本申告で1者が320万ほどの還付がございましたので、今回足りませんので、こちらで補正をお願いしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号及び議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第83号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）及び日程第4、議案第84号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第83号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第84号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

48ページをお願いいたします。

初めに、議案第83号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成27年度会計の決算に伴う繰越金及び国庫補助金等実績による返還金等による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,080万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,437万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、54ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上が国民健康保険特別会計の補正予算でございまして、

次に、61ページをお願いいたします。

議案第84号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成27年度会計の決算に伴います繰越金の増額による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,823万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、66ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由

の説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは1点質問させていただきます。といいますか、教えていただければ思うんですが、54ページのところで、先ほど課長のほうから説明ありました国保制度関係業務準備事業補助金についてであります。

平成30年度から国保が広域化、つまり県の所管で行われると、県が行うということになってくると思うんですが、そうしますと町としての国保へのかかわり方、いわゆる町の国保の事務が変わってくるのかなというふうに私どもは推測しておりますが、平成30年ですから時間があるといえはあし、ないといえはないという状況ですが、今の時点において国保事務が、我が町における国保事務がどのように変わってくるのか。その辺、そういうふうな予定、あるいはそういう見通しがあるようでしたらば、お知らせいただければと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議案書54ページ、55ページの中の歳入の中で2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の国保制度関係業務準備事業補助金といたしまして49万6,000円を計上させていただきました。こちら、ただいまご質問ありましたとおり、平成30年度から全国の自治体が、各都道府県が被保険者となって行うことになってございます。こちらは御承知のとおりだと思います。今現在は各市町村が被保険者となって保険業務を運営しておりますが、30年度4月1日からは福島県が保険事業者として全県を押さえていくというふうなことになってございます。

ただ、これまで市町村がそれぞれの中で国保税を賦課してございましたので、そちらについて、いわゆる標準システム等の算定のためのシステムがえをしなければならぬということ、まだその方法については確定はしておりませんが、そのシステム改修のための経費を今回計上させていただいたというふうなことになります。30年度からは、今現在わかっているのでは、福島県下の中で各自治体がそれぞれ開きがございますので、国保税の賦課の金額が違いますので、そちらについて、いわゆる納付金という形で県のほうに納めていくという

ふうな形になります。その際には、今現在も国保運営協議会がございますが、そちらの中でいわゆる負担金の制度がまだ残りますので、その適正な負担についてご審議をいただきながら進めていくというふうなことでは、今の国民健康保険税の賦課徴収とそんなに変わるものではございませんが、その中でこれから順次進めていくということで、今、準備を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第83号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成28年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第85号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

暫時休議いたします。

休議 午前10時57分

再開 午前10時57分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第85号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成27年度決算に伴う会計整理によるもの及び平成27年度介護給付費に係る国・県等の負担金、交付金の確定による返還金の増額などのための補正予算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,741万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書にご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第85号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第86号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

- 産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第86号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成27年度決算に伴い、繰越金を歳入に計上し整理するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,743万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

- 産業課長（小貫正信君） 以上、ご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第86号 平成28年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第87号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第87号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金の精算、それから区画道路築造工事などを計上するものでございまして、歳入歳出の予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,711万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,111万9,000円とするものでございます。

また、第2条では地方債の補正でございまして、88ページになります。

第2表になりますが、限度額を3,240万から5,380万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細92ページによりまして、説明をしたいと思っております。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、提案理由の説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからお尋ねしたいのは区画整理事業債の点、そしてそれに伴うこの事業の今後の見通しとございますか、それをお尋ねしたいなと思っております。

2,140万円を新たに起債して、総額が5,880万円という説明を受けました。これについては、返済が恐らく20年ぐらいかかるのかなんていうふうに想定しておったんですが、実際

いつまでかかるのかどうか。そういう中において、実際町としては、この駅東の区画整理事業の当面の見通し、その辺はどのように思っておられるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいまの町債の関係の質問でございますが、町債につきましても5年据え置きで20年の返済になります。今後の見通しになりますが、これは審議会、区画整理には地権者対象組織委員会というのがございますが、その中も含めまして検討中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長のほうから、今後の見通しについては審議会のほうでお考えになっているという話でありましたが、町長としてはどのようなビジョンをお考えになっているのか。これもいろいろ何かの予算の関係とか、いろんなほかの事業との関係とかもございますので、なかなか答えにくい部分があるかと思いますが、町長としてのビジョンをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町長としてのビジョンということでもありますけれども、これはさきの委員会等でもお話をさせていただきましたけれども、まず、この事業が始まって以来、この事業に対して約23億円をこれまでに投資をしていると、そういう中で、そのうち約6億円弱がいわゆるばら買いになっている町有地があると、そういう中でⅠ工区がほぼ終わろうとしているということでもあります。

残る46ヘクタールあるわけでありまして。そういう中で、この23億を投資した中で、先ほど言った町有地もあるという、そういったことから、前回お話しさせてもらいましたけれども、まずはⅢ工区については立ち上げようと、これについては公共用地の施設も確保できる

と、そういったことも含めてやろうと。その残りについてもさらに33町歩、33ヘクタールくらい残りがあるわけであります。これについては、Ⅲ工区の進め方にもよりますけれども、その残りもいわゆる何とか前に進むのか、後に戻るのか、こういったことも含めて早目に検討していきたい。いわゆる先延ばしはしないで、しっかりとこの56ヘクタールをどうするかということも踏まえて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第87号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号～議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第88号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第89号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第10、議案第90号 平成28年度鏡石町上下水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第88号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第89号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、続きまして議案第90号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第88号、97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、27年度決算に伴います繰越金等の整理に伴う歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,737万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、102ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 続きまして、議案第89号でございます。

105ページになります。

議案第89号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、27年度決算繰り越しに伴います繰越金の整理に伴う歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,947万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、110ページからの事項別明細にご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 次に、議案第90号でございます。

112ページをお開きいただきたいと思います。

議案第90号 平成27年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道施設修繕に係ります工事費等の補正増額でございまして、第2条収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に388万円を増額いたしまして2億923万5,000円とするものでありまして、第4項予備費につきまして388万円を減額し、118万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、114ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました第88条、第89号、90号の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第88号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ご報告申し上げます。

平成28年9月16日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は平成28年9月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年9月9日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時48分。

出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。総務課、柳沼総務課長、根本総括主幹、橋本主幹。

付託件名。陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

審査結果。陳情第10号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課、総務課の意見・説明を求め、審査をした結果、陳情第10号については全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第12、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、各委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案は日程に追加し、日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第14として議題とすることに決しました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、意見書案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま上程されました意見書について報告をいたします。

平成28年9月16日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。同じく、古川文雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり、所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第7号。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方自治体は子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地方交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定、実行など、新たな政策課題に直面しています。

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） 朗読省略が出ましたので、下の記についてご報告をいたします。

記。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討過程や民間産業の展開度合いの違いがあることから、これ以上拡大しないこと。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減、急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さな所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている歳出特別枠重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について臨時・一時的な財源から耐久的財源への転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7、地方交付税の財源補償機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣特例担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

第5回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり認定、同意、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今定例会は決算議会と言われるように、平成27年度決算審査が特別委員会において行われたところですが、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、これから実りの秋を迎えますが、皆様方にはくれぐれもご自愛をいただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第5回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年9月16日

議 長 渡 辺 定 己

副 議 長 小 林 政 次

署 名 議 員 井 土 川 好 高

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 今 泉 文 克